

特許庁委託事業

ロシア・ライセンスマニユアル

2018年3月

日本貿易振興機構
知的財産課
モスクワ事務所

目次

用語集	4
1 ロシアにおける技術ライセンス取引のビジネス環境	5
1.1 ロシアにおける現在の技術取引慣行	5
1.1.1 技術の定義	5
1.1.2 技術契約および一般情報の定義	5
1.1.3 ロシアにおける技術契約の全体的な増加	7
1.1.4 セクター別の知的財産権に関連する技術契約に関するデータ	8
1.2 ロシアで技術ライセンス・パートナーを見つける方法	10
1.2.1 技術移転機関	10
1.2.2 技術オークション	12
1.2.3 業界団体	13
2 ロシアにおける特許ライセンス取引に関する法的環境	14
2.1 一般的な特許ライセンス	14
2.1.1 特許性のある物	14
2.1.2 特許ライセンス契約の主要素	15
2.1.3 ライセンス契約の形式	17
2.1.4 ライセンス契約の有効期間	17
2.1.5 特許権ライセンスの登録	17
2.1.6 契約当事者の主要義務	18
2.1.7 特許ライセンスの種類	18
2.1.8 特許サブライセンス契約	19
2.1.9 特許ライセンス契約に基づく報告	20
2.1.10 技術の輸入／輸出に関する制限	21
2.1.11 技術に関する権利者の特定の保証を行う責任	21
2.1.12 技術改良の所有権	23
2.2 強制ライセンス	24
2.2.1 強制ライセンスの定義	24
2.2.2 強制ライセンスの申請要件	25
2.2.3 強制ライセンスのその他の特徴	26
2.2.4 強制ライセンスの使用実態	27
3 技術ライセンス	28
3.1 技術ライセンスの交渉に関する一般知識	28
3.1.1 自己分析	28
3.1.2 契約相手の調査	28
3.1.3 交渉チームの編成	28
3.1.4 交渉案の作成	29
3.1.5 交渉戦略の選択	29
3.1.6 交渉場所の選定	30
3.2 ロシア企業と技術ライセンスについて交渉を行う際のヒント	31
3.2.1 ロシア企業の特長	31
3.2.2 ロシアの交渉慣行の特徴	33
3.3 ロイヤルティ金額の計算方法	36
3.4 技術ライセンス契約書の起草時に留意すべき事項	38
4 商標ライセンスの付与方法	40

4.1	商標ライセンス	40
4.1.1	商標ライセンスの概念	40
4.1.2	商標ライセンスの主題	40
4.1.3	商標ライセンスの分類	41
4.2	商標ライセンス関連法規	43
4.2.1	商標ライセンス契約の締結	43
4.2.2	商標ライセンス契約書の形式	45
4.2.3	商標ライセンス契約の有効期間	45
4.2.4	商標ライセンスの登録	45
4.2.5	商標のライセンサーおよびライセンシーの義務	45
4.2.6	商標ライセンス契約に基づく報告	47
4.2.7	訴訟における登録商標のライセンシーの地位	47
4.2.8	商標ライセンス契約に及ぼす商標譲渡の効果	48
4.3	商標ロイヤルティ計算方法	49
4.4	商標ライセンスのケース・スタディ	51
4.5	商標ライセンス契約（フランチャイズ契約を含む）	54
4.5.1	契約の主要条項	54
4.5.2	契約締結時の留意事項	62
5	トレード・シークレット漏洩の防止	64
5.1	トレード・シークレットの保護	64
5.1.1	トレード・シークレットの定義	64
5.1.2	ノウハウまたはトレード・シークレットに対する独占的権利	66
5.1.3	ノウハウまたはトレード・シークレットの保護期間	67
5.1.4	ノウハウおよびトレード・シークレットの侵害に対する法的責任	67
5.2	トレード・シークレットの確認（秘密性、実用性、有価性、秘密保持等）	70
5.3	トレード・シークレットの漏洩防止	72
6	ライセンス契約締結後の手続き	75
6.1	管轄するロシア政府機関への報告（怠った場合は処罰もあり得る）	75
6.1.1	知的財産物の使用权を付与するための登録手続きに関する一般条項	75
6.1.2	契約に基づく権利付与の国家登録の申請	76
6.1.3	権利付与の登録条件	77
6.1.4	契約に基づく権利付与の国家登録手続き（フローチャート）	77
6.1.5	行政手数料	79
6.1.6	国家登録の日程	79
6.1.7	申請者が提出する書類の様式および書式	79
6.1.8	契約に基づく権利付与を登録しない結果	80
6.2	ロイヤルティの支払手続き（銀行への書類提出が必要）	81
6.3	他方当事者がライセンス契約に違反した場合の対応	83
6.3.1	違反の種類	83
6.3.2	予防措置	84
6.3.3	証拠の収集	84
6.3.4	暫定的救済	85
6.3.5	専門家との協議	86
7	終わりに	88
	付属書類 1. Trade Mark License Agreement（サンプル）	89
	付属書類 2. Patent License Agreement（サンプル）	102
	付属書類 3. 主要業界団体リスト	115

用語集

用語	定義
行政違反基本法	ロシア連邦違反基本法
CBR	ロシア連邦中央銀行
民法	ロシア連邦民法
刑法	ロシア連邦刑法
EGRUL	ロシア連邦法人登記簿
FAS	ロシア連邦反独占局
FTS	ロシア連邦税務局
ICGS	商品およびサービスの国際分類
知的財産裁判所	ロシア連邦知的財産訴訟専門裁判所
労働法	ロシア連邦労働法
競争保護法	2006年7月26日付連邦法第135-FZ号「競争の保護」
トレード・シークレット法	2004年7月29日付連邦法第98-FZ号「トレード・シークレット」
決議 5/29	2009年3月26日付ロシア連邦最高裁判所総会決議第5号、ロシア連邦最高商事裁判所総会決議第29号「ロシア民法第IV部の制定に伴う特定の争点に関して」
ロシア特許庁	ロシア連邦知的所有権行政局
RUB	ルーブル（ロシア連邦の法定通貨）
USD	米ドル（アメリカ合衆国の法定通貨）
WIPO	世界知的所有権機関

1 ロシアにおける技術ライセンス取引のビジネス環境

1.1 ロシアにおける現在の技術取引慣行

1.1.1 技術の定義

民法は、「技術」という用語の定義を定めていないものの、試作と技術研究の遂行に関する契約の枠内で新技術を開発することができる¹と定めている。

同時に、立法者は、民法第 1542 条第 1 項において「統一技術」を定義している。

統一技術は、客観的な形で表現される科学的・技術的活動の成果であり、発明、実用新案、工業意匠、コンピューター・プログラムその他の知的活動の成果を含み、民間または軍事領域の特定の実用的な活動の技術基盤となり得る。

統一技術には、法的保護の対象とならない知的活動の成果（技術データその他の情報を含む）が含まれることもある。

1.1.2 技術契約および一般情報の定義

技術に対する権利は、統一技術の一部である特定の種類の対象物に対する権利を処分することにより行使される。技術に対する権利の全部または一部を他者に移転することは、技術に含まれる知的活動の成果に対するすべての権利の移転を含む。

統一技術に対する権利は、統一技術の一部である知的活動のすべての成果を伴い、全体として同時に移転される。技術の一部に対する権利の移転は、単一の技術の一部が独立した価値を有する可能性がある（当該一部がこの技術の他の部分とは独立して使用される可能性がある）場合に限り許可される¹。

統一技術に対する権利の所有者は、下記を締結することにより当該権利を処分することができる。

- (i) 譲渡契約（「技術移転契約」ということもある）
- (ii) ライセンス契約（当該契約により、権利者（ライセンサー）はライセンシーに対して、契約に定める制限内で統一技術を使用する権利を付与するまたは付与することを約束する）。

統一技術そのものが登録の対象でないため、譲渡契約およびライセンス契約はどちらも、国家登録の対象でない。ただし、登録された知的財産物（その譲渡またはライセンス付与が義務的な国家登録の対象となる）が統一技術に含まれることがある。

統一技術に対する権利を処分することができる方法は、技術に対する権利の譲渡およびライセンス契約がすべてではない。

¹ 民法第 1550 条

技術に対する権利は、譲渡契約とライセンス契約の両方の要素を含む混合契約および他の種類の契約に基づき移転することができる。

ロシア連邦またはその構成主体に帰属する技術に対する権利の譲渡には特徴がある。こうした状況における統一技術に対する権利の移転は、ロシア連邦またはその構成主体の責任で行う。

さらに、技術に対する権利は、技術の一部を構成する知的活動の成果に対する権利を取得してから6カ月以内に移転しなければならない²。

統一技術に関する譲渡およびライセンス契約の一般的要件は、2008年12月25日付連邦法第284-FZ号「統一技術に対する権利の移転について」に規定されている。当該法は、民間もしくは軍事目的、特殊目的または二重目的を持つ統一技術のうち、ロシア連邦もしくはロシア連邦の構成主体が所有するかまたはロシア連邦もしくはロシア連邦の主体と他の個人が共同で所有するものに対する権利の処分に伴う取引関係を統制するものである。当該法は、民間人が所有する技術に対する権利について、契約の両当事者の同意を得た場合の移転に伴う法的関係にのみ適用され得る。

技術開発契約

ロシアの法律は、技術開発契約のような種類の契約について具体的に規定していない。当該契約は、労働契約³や研究開発 (R&D) 契約⁴などを含め、知的財産物の開発に関する可能性のある一般的な制定法概念に基づいて作成し履行することができる。

契約に別段の定めがない限り、当該概念に基づき、創出された物の独占的権利は顧客が取得する。R&D契約に記載されていない追加的な物品が創出された場合、契約に別段の定めがない限り、独占的権利は、請負人が取得する。

契約に別段の定めがない場合、契約に基づき創出された知的財産物の独占権を有しない当事者は、権利の全有効期間にわたり効力を有する無償の非独占的ライセンス条件に基づき当該知的財産物を使用する権利を有する⁵。

技術コンサルティング契約および技術サービス契約

ロシアの法律は、技術コンサルティング契約および技術サービス契約のような種類の契約について具体的には規定していない。当該契約は、サービスの提供に関する一般的な制定法概念に基づいて作成し、履行することができる⁶。

² 2010年12月22日付ロシア連邦政府令第1089号「ロシア連邦が所有する統一技術の権利の管理に関する命令」

³ 民法第702条

⁴ 民法第769条および第772条

⁵ 民法第1296条、第1357条、第1371条、第1372条、第1431条、第1463条

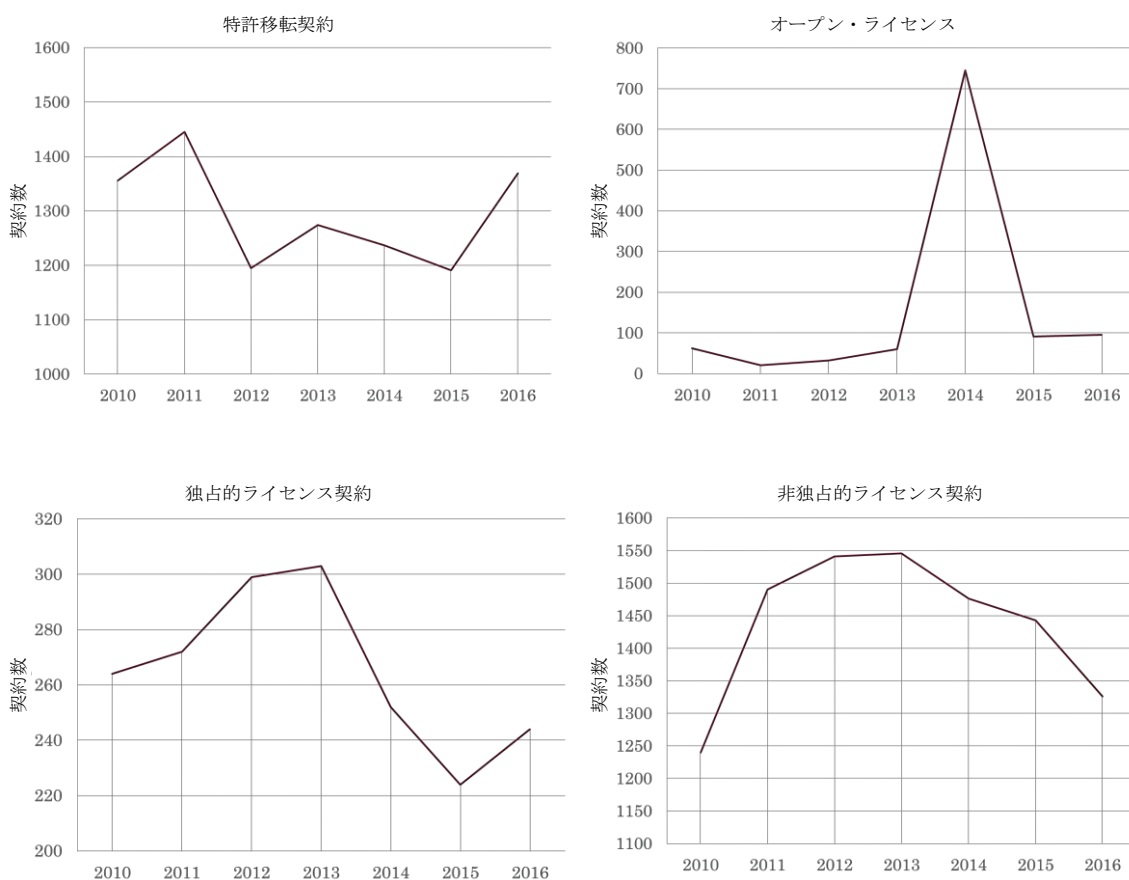
⁶ 民法第39章

技術コンサルティング契約および技術サービス契約の対象には、技術開発計画、技術的ソリューションおよびネットワークの導入および保守などのサービスその他契約の目的に応じた技術関連サービスが含まれ得る。

原則として、知的財産物がサービス契約の履行の際に創出された場合、当該知的財産物の独占権は、契約に別段の定めがない限り、顧客が取得する。

1.1.3 ロシアにおける技術契約の全体的な増加

ロシア連邦には、締結された技術契約に関する統計資料はないが、ロシア特許庁は、統一技術の独立した部分（すなわち、特許、オープン・ライセンスなど）に関して締結された契約に関する記録を保有している⁷。



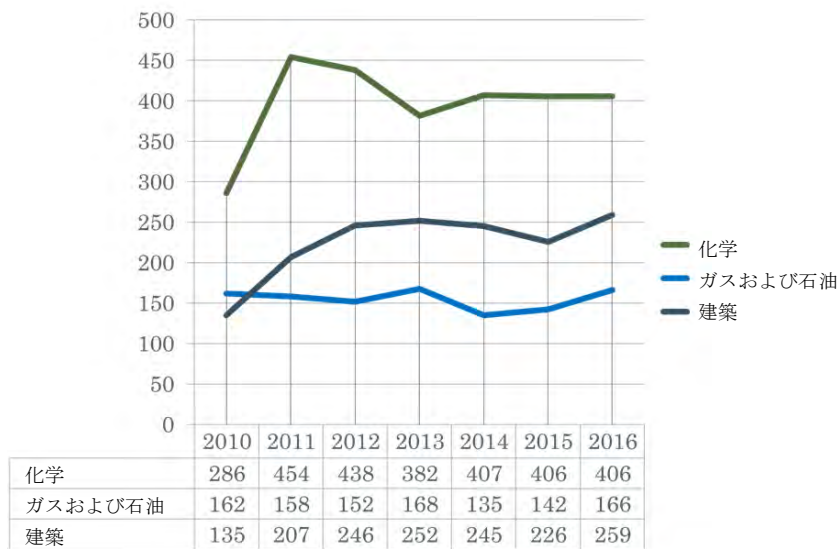
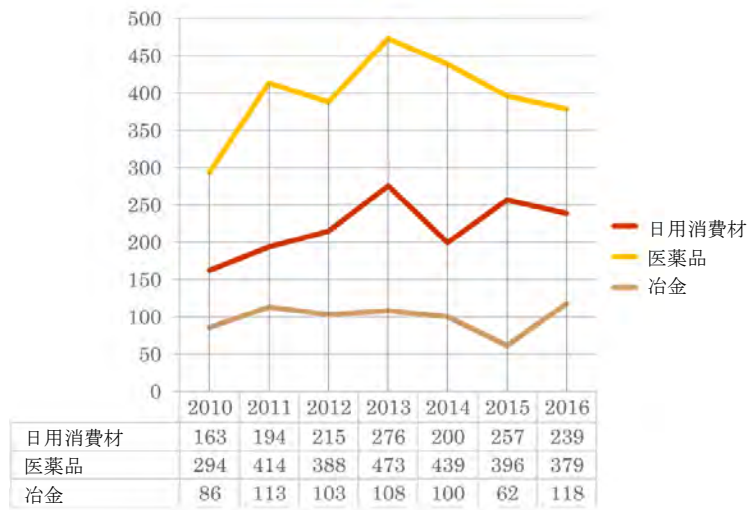
⁷ 2010～2016 特許庁の年次報告、<http://www.rupto.ru/en/reports>

1.1.4 セクター別の知的財産権に関連する技術契約に関するデータ

ロシア連邦には、様々な国との間で締結された技術契約（日本とロシア間の契約を含む）に関する統計資料は存在しないが、ロシア特許庁は、セクター別に登録された契約数に関する記録を保有している⁸。

[次のページを参照]

⁸ 2010～2016年 ロシア特許庁の知的活動の結果の使用に関するファクトシート
http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/regions/stat;



1.2 ロシアで技術ライセンス・パートナーを見つける方法

1.2.1 技術移転機関

技術移転とは、ノウハウ、技能、技術知識または技術を一つの組織環境から別の組織環境へ移すことと定義されている。技術移転は、非公式にも公式にも行われる。非公式な方法には、刊行物、会議および科学者間の非公式な交流による知識の移転がある。公式な方法には、研修および教育、大学の学生および研究者の雇用、器材および器具の共有、技術サービスおよびコンサルティング、委託研究および共同研究開発（R&D）の協力、ならびに他の形の技術の商業化などがある。

ロシアにおいて技術移転機関または技術移転は、ここ10年間に出現した概念である。

以下は、現在、ロシアの技術移転において主導的役割を果たしている技術移転機関についての簡単な説明である。

(1) ロシア技術移転ネットワーク (RTTN)⁹

RTTNは、2002年に設立され、今日では、ロシアおよび独立国家共同体（CIS）の40を超える地域に所在する50を超えるロシアのイノベーション・センターで構成される機関である。

RTTNは、ロシアおよび海外で提供および要請される技術およびR&Dに関する情報を収集し、潜在的な技術パートナーが参入するための窓口としての役割を果たしている。

RTTNの主要パートナーには、ロシア連邦教育科学省、ロシア連邦知的所有権行政局、National Research Nuclear University MEPhI（国家研究原子力大学）、ロシア連邦および欧州委員会のUNIDO（国際連合工業開発機関）国際産業協力センターが含まれる。

RTTN は、研究および技術開発のための欧州フレームワーク・プログラムに参加している組織のうち、最も成功を収めたロシア組織の一つである。

提携プロセスに関して必要なすべての情報は、ウェブ上で入手可能である。
<http://rttn.ru/index.php/en/requests-and-offers>

RTTN メンバー・センターは、提携プロセスを主導し、他の法人または研究者と協力することに関心を持つクライアントを探し出す。クライアントの提携ニーズが確認され、評価され次第、実際の提携プロセスは、RTTN データベースに情報（協力要請または協力提供のいずれかのプロフィール）を入力することで開始する。プロフィールは、提供される／要請される技術の理解、開発段階、技術的および商業的利点、革新的側面、知的財産権および希望するパートナーシップの種類を潜在的パートナーに知らせるためのものである。

⁹ <http://rttn.ru>

プロフィールは、これを理解する上で特定のセクターの技術専門家を必要としない方法で、明確に作成される。このことは、RTTN プロフィールの主要件の一つである。プロフィールは、開発の実現、共同研究の実施、および革新的な製品の製造・販売促進に関する業務提携の目的で、パートナーを探している企業や組織のほか、技術革新サポート・技術移転センターの職員など、様々な人を対象としている。

RTTN 情報プラットフォームは、次の種類のプロフィールをサポートする。

- (i) 技術提供（プロフィールの作成者（自然人または法人）が潜在的なパートナーに提供することを意図した特定の革新的技術、プロセスまたはノウハウの説明）
- (ii) 技術要請（プロフィールの作成者が必要とし、潜在的なパートナーから提供されることを望んでいる、技術、プロセスまたは特定のノウハウの説明）
- (iii) 研究開発要請（特定の研究能力を有するパートナーを必要とする特定の研究プロジェクトの説明）

技術提供の例は、ウェブサイト上で入手可能である。

(2) Moscow State University Technology Transfer Centre（モスクワ国立大学技術移転センター）(TTC)¹⁰

TTC は、モスクワ国立大学（MSU）の発明を産業分野に提供している。MSU は、毎年 100 件の新たな発明品の通知を作成者から受理しており、技術および技術的ソリューションのポートフォリオは、常時更新されている。

MSU は、R&D 協力やロシア特許庁への発明の登録から、技術のマーケティング、取引サポート、MSU 方針の策定および実行、知的財産および技術移転の分野における手続き、ならびに作成者への報酬の支払いの監査に至るまで、あらゆる段階の技術移転を促進している。

(3) ロシア科学アカデミーと ROSNANO¹¹の技術移転のための合同センター

合同センターの業務には、商業化の見込みがあるプロジェクトの特定、開発業者の市場調査の援助、事業計画および財務モデルの立案、チーム編成の支援、および資金調達に関する申請書の支援機関への提出時に、プロジェクトを添付して、共同投資家を募ることが含まれる。合同センターは、R&D がほぼ完了した段階にあり、もはや研究室でなく試作品または装置が存在する段階のプロジェクトに関心がある。

プログラムに参加するためには、下記のプロジェクト要件を満たさなければならない。

- 科学開発がロシア連邦における科学開発優先分野に一致していること

¹⁰ <http://www.ctt.msu.ru/en/>;

¹¹ <http://www.ttorr.ru/> ;

- プロジェクトが経済的効率性および商業的実行可能性を有すること
- 今後5年以内に技術が実現可能であること
- チームが意欲的にロシアおよび世界の市場で技術を促進することに関心を持っていること
- プロジェクトが科学的に有効であり、技術的に実行可能であること

申請書の提出からベンチャー基金の融資を受けるまでの期間は、いくつかの段階（ロシア科学アカデミーによる技術の科学的実行可能性の分析、ベンチャー基金による技術の事業計画策定および投資評価を含む）を経る必要があるため、最短で8～12カ月である。

1.2.2 技術オークション

下記は、現在ロシア連邦に存在している主要な技術オークションに関する情報である。

名称	ウェブサイト	コメント
RUSINPRO	メインページ： http://www.rusinpro.ru オンライン・プラットフォーム： http://www.rusinpro.ru/index.php/online	2012年12月から主にオンライン・プラットフォームとしてロシア連邦商工会議所 ¹² によって運営されている知的財産権オークション。 案件は下記のセクターから出品されている。エンジニアリング、農工業コンビナート、電気機械器具、医薬、情報および通信システム、鉱業および選鉱、化学工業
InLab GPG	http://auction.patent-rus.ru	権利者が特許を直接商業化するためのオンライン・オークション
Patent Auction	メインページ： https://www.patentauction.com/index.php ロシアの特許の例： https://www.patentauction.com/patent.php?nb=13130	権利者と直接連絡を取ることができる国際的なオンライン・オークション。国際的なオークションではあるが、ロシア特許が多い。
IdeaConnection	メインページ： https://www.ideaconnection.com/	1万1,700件以上の利用可能な特許の国際オンライン・オークション。特許権者またはブローカーと直接連絡を取ることができる。国

¹² <https://tpprf.ru/en/>;

	<p>特許検索： https://www.ideaconnection.com/patents/</p> <p>ロシアの特許の例： https://www.ideaconnection.com/patents/15567-Packaging-Machine-Using-Heat-Sealable-Film.html?c=9</p>	<p>際オークションであるが、ロシアの特許が多い。</p>
--	---	-------------------------------

永続的技術取引メカニズム

ロシアの法律は、永続的技術取引メカニズムを規定していない。技術契約、なかでも、技術移転が可能な種類の技術契約については、上記第 1.1.2 号を参照のこと。

1.2.3 業界団体

主要業界団体の全リストを付属書類 3 に表示する。

2 ロシアにおける特許ライセンス取引に関する法的環境

2.1 一般的な特許ライセンス

2.1.1 特許性のある物

ロシアの法律に基づき、特許ライセンス契約の対象となり得る特許性のある物には、科学および技術領域の発明および実用新案の法的要件を満たしている知的産物、ならびにデザイン領域の工業意匠の法的要件を満たしている知的産物が含まれる¹³。

発明、実用新案および工業意匠に対する知的権利は、特許権として定義される。

つまり、特許ライセンス契約に基づきライセンス許諾することができる（その使用権を付与することができる）知的財産物は3種類あるということである。

- (i) 発明
- (ii) 実用新案
- (iii) 工業意匠

発明は、生産物（特に、機器、物質、微生物の菌株、植物もしくは動物の細胞培養）に関する領域の技術的ソリューション、または生産物もしくは手法の特定の用途を含む方法（有形の道具を使用して有体物に影響を及ぼすプロセス）である¹⁴。

実用新案は、機器に関する技術的ソリューションである¹⁵。

工業意匠は、工業製品または手工芸製品の外観に関するデザイン・ソリューションである¹⁶。

法律は、発明、実用新案および工業意匠について下記の特許取得要件を規定している。

¹³ 民法第 1349 条

¹⁴ 民法第 1350 条第 1 項

¹⁵ 民法第 1351 条第 1 項

¹⁶ 民法第 1352 条第 1 項

基準 アイテム	新規性 ¹⁷	進歩性 ¹⁸	工業用途 ¹⁹	独創性 ²⁰
発明	+	+	+	
実用新案	+		+	
工業意匠	+			+

2.1.2 特許ライセンス契約の主要素

特許権者（ライセンサー）は、ライセンス契約に基づき、特許を受けた発明、実用新案または工業意匠を契約の枠内で使用する権利を他方当事者（ライセンシー）に付与するかまたは付与することを約束する。

法律は、両当事者が契約のすべての基本条項について所定の形式の合意に達した場合、契約が締結されたと認めている。

特許性のある物を使用するためのライセンス契約の主要条項は、下記を含む。

- (i) **契約の主題**（契約に基づいてライセンス許諾される（その使用権が付与される）発明、実用新案または工業意匠の説明）
- (ii) 特許性のある物の**使用方法**
- (iii) **料金の総額**もしくは**料金の計算方法**またはライセンス契約を**無償**とする旨の定め

関連する発明、実用新案または工業意匠の所有者の独占的権利を証明する特許識別番号が契約書に記載されている場合、両当事者は、ライセンス契約の主題に合意したとみなされる。

特許ポートフォリオのライセンスを許諾する場合、ライセンス契約の主題となる特許リストをその付属書類に含めることができる。

ライセンス契約書に発明、実用新案または工業意匠の**使用方法**を定めることにより、ライセンシーが約束または実行することを許される行為または活動の範囲を

¹⁷ 発明は、先行技術からは知り得ない場合、新規性がある（民法第 1350 条第 2 項）。実用新案は、その総合的な本質的特徴が先行技術では知り得ない場合、新規性がある（民法第 1351 条第 2 項）。工業デザインは、製品イメージに反映されるその総合的な本質的特徴が工業デザインの優先権の日付より前に一般に広く出回っていない場合、新規性がある（民法第 1352 条第 2 項）。

¹⁸ 発明は、その発明の優先権の日付より前に世界のあらゆる場所で公開された何らかの公知の情報を含む先行技術を考慮した上で、同じ分野の他の熟練者にとって明らかでない場合、発明の進歩性があるといわれる（民法第 1350 条第 2 項）。

¹⁹ 発明または実用新案は、製造、農業、医療その他の産業または社会生活の領域で使用が可能な場合、産業上の利用が可能（すなわち有用）である（民法第 1350 条第 2 項および民法第 1351 条第 2 項）。

²⁰ 工業デザインは、その本質的特徴が製品固有の創造的性質に由来する場合、特に、製品のイメージに反映された工業デザインと同じ印象を情報に通じた使用者に与えるような同様の目的の製品のデザイン・ソリューションが、工業デザインの優先権の日の前に一般に広く出回っていない場合、オリジナルとみなされる（民法第 1352 条第 3 項）。

制限することもできる。ライセンシーは、特許性のある物を、その権利の範囲内でライセンス契約に定める方法でのみ使用することができる。特許性のある物の使用権が、ライセンス契約に明示的に定められていない場合、ロシアの法律の下では、当該使用権は、ライセンシーに付与されていないとみなされると推定される²¹。

両当事者は、特許性のある物の具体的な用途の一部として、特許性のある物を使用して製造することができる製品の最大数量など、適切な関連条件をライセンス契約に定めることができる。

ライセンス料の支払いは、以下を含め、あらゆる形式が認められている。

- (i) 一回の定額払い
- (ii) 定額・定期払い
- (iii) ライセンシーが特許性のある物を使用して得た利益に対する一定の割合に相当する額（ロイヤルティ）
- (iv) 上記の組み合わせまたは他の方法²²

ロイヤルティが利益に対する一定の割合の形である場合、特許性のある物を組み込んである製品の売上げがない（ライセンシーの過失による場合を含む）ことを理由に、ライセンサーが十分な料金を受け取ることができない可能性があるというリスクが生じる。したがって、契約により、ライセンシーが支払いについて銀行保証を取得し、ライセンス許諾された物が使用されなかった場合でも最低保証料を支払うことを義務付けることができる。

定額料金の支払いは、定額料金ベースのライセンス契約に基づく支払いがまさに使用権の付与と引換に行われるため、ライセンシーが実際に特許を使用するか否かに左右されない。

この点で、定額払いを設定する場合、ライセンサーによる料金回収のための請求は、ライセンシーが特許を使用しないことを理由に拒否されることはない。ただし、両当事者は、ライセンス料金表（例えば、商品の生産数量または販売数量を基準とするなど）を定めることができる。

特に、事業体は、該当する権利の全有効期間にわたり、全世界の何れかの国においても独占的ライセンスを無償で相互に付与することはできない。これにより、ライセンスが実際に無償の処分（すなわち、特許の独占権の贈与）となるためである。ロシアの法律は、事業体間の贈与を禁止している。

上記の不可欠な条件のいずれかが欠けているライセンス契約は、締結されていないとみなされる。これは、法的結果を伴わないこと、すなわち、いかなる人の権利または義務も生じず、変更せず、終了しないことを意味する。

²¹ 民法第 1235 条第 1 項

²² 民法第 1235 条第 5 項

不可欠ではないが、両当事者間で合意することが推奨される契約の他の条項には、下記の条項がある。

(i) 締結されるライセンス契約の**期間**

(ii) 特許性のある物の使用が許可される**地域**

ライセンス契約の期間は、ライセンス許諾される物の独占的権利の有効期間（発明は 20 年、実用新案は 10 年および工業意匠は 25 年²³）を超えてはならない。期間の定めがないライセンス契約の締結期間は 5 年²⁴であるとみなされる。

契約書に特許権の使用が許可される地域を定めていない場合、ライセンシーは、ロシア連邦の領土全域で権利を行使する権利を有する。ライセンス契約書において、ライセンサーは、ライセンシーが特許性のある物を使用することができる地域を、例えば一つの連邦構成体または特定の都市といった地域に制限することができる。

法律では、特許性のある物の独占権が複数の個人によって所有されている場合、独占権は、同人の間の合意による別段の定めがない限り、権利者が共同で行動することにより処分することができるように定めている。したがって、いずれの権利者も、他の共同所有者の同意を得ずに当該物のライセンスを付与することはできない。

上記に鑑みて、ライセンス契約を締結する前に確認すべき事項の一つは、特許の共同所有者がいないことである。複数の権利者が存在し、そのうちの 1 名との間でライセンス契約が締結される場合、権利者の間に、契約する当事者がその単独の裁量で独占権の処分を許可する旨の合意が存在するか否かを確認すべきである。

2.1.3 ライセンス契約の形式

特許性のある物の使用权を付与するライセンス契約は、書面で締結しなければならない。この要件を満たさない場合、契約は無効になる。

2.1.4 ライセンス契約の有効期間

ライセンス契約は、契約に別途定める場合を除き、該当する発明、実用新案または工業意匠に対する独占権が終了した時点で終了する。ただし、ライセンス契約がパテント・プールに対する権利を対象とする場合、パテント・プールに含まれるある特許が終了しても、それに伴いその他の特許に関するライセンス契約が終了することはない。

発明、実用新案または工業意匠に対する独占権が新たな権利者に移転しても、前の権利者が締結していたライセンス契約を変更または解除する根拠とはならない。

2.1.5 特許権ライセンスの登録

²³ 工業デザインの独占権は、ロシア特許庁に出願書類が提出された日から 5 年間有効であり、特許所有者の延長登録出願により、数回、(最長 25 年) 延長することができる。

²⁴ 民法第 1235 条第 4 項

特許性のある物の明確な特徴の一つは、それが国家登録され、かつその結果、（創出された時点で保護対象となる知的財産物への対策として）発明、実用新案または工業意匠、その著作権および独占権の優先性を証明する特許が発行されることにより、法的保護が発生する点である。

法律には、知的産物が国家登録された場合、契約に基づく産物に対する独占権の処分および（ライセンス）契約に基づき産物を使用する権利の付与も登録対象となることが規定されている²⁵。したがって、特許性のある物に対する権利が付与されるライセンスも、国家登録の対象となる。

2.1.6 契約当事者の主要義務

法律によれば、ライセンス契約に基づくライセンサーの主たる義務は、発明、実用新案または工業意匠を使用する特許認定された権利を、契約で定める範囲においてライセンシーに付与することであり、一方ライセンシーは（有償ライセンス契約の場合は）ライセンサーに対し、適時にライセンス料を支払う義務を負う。

両当事者は、ライセンス契約に以下の定めを盛り込むこともできる。

- (i) ライセンサーがライセンシーに対して、追加情報（ノウハウを含む）、技術支援および助言を提供する旨の条項
- (ii) ライセンサーが特許性のある物の使用状況を監査する権利を有する旨の条件（例えば、ライセンシーの敷地での現場監査の実施を含む）
- (iii) ライセンスの有効期間を通じて、特許の有効性を維持するライセンサーの義務
- (iv) ライセンス許諾される特許性のある物に対する独占権を第三者が侵害した場合に、ライセンサーに対し、可能かつ合理的な情報を提供するというライセンシーの義務
- (v) ライセンス許諾される物に改良が生じた場合、当該改良に関する情報を相互に交換し、当該改良の一部に関して特許権等が取得される場合、両当事者は、関連するライセンスを相互に許諾する旨の条項

さらに、ライセンス契約には通常、ライセンサーが独占権を保護する措置を講じるという条件が含まれる。独占権を有しないライセンシーは、法律により独占権を保護することができないため、単純（非独占的）ライセンス契約に、独占権を保護するライセンシーの義務を盛り込むことは不可能である²⁶。

関連する特許性のある物を記載した特許によっても、ライセンシーは効果的な方法で技術的解決を行うことが不可能であることが多いため、ライセンシーは通常、ライセンス契約に基づき、技術文書、サンプル商品およびマニュアル一式も入手する。

2.1.7 特許ライセンスの種類

²⁵ 民法第 1232 条第 2 項

²⁶ 民法第 1254 条

発明、実用新案または工業意匠の使用権に対するライセンスは、独占的または非独占的（単純ライセンス）のいずれの形を取ることも可能である。

独占的ライセンスとは、ライセンサーが特許性のある物の使用権をライセンシーに付与した後、他者に追加的なライセンスを発行することができないライセンス契約をいう。

法律の基本的立場によれば、ライセンサーは独占的ライセンスを許諾することにより、ライセンシーに（ライセンスを）許諾する権利の範囲において、特許性のある物の使用権を喪失することになる。ただし、契約に別段の条項を定めることもできる。

独占的ライセンスのもう一つの典型的な特徴は、ライセンス許諾された特許に対する権利を第三者が侵害した場合で、ライセンスに基づくライセンシーの権利がその影響を受けたときは、ライセンシーは、権利者が法律上利用できる手段（補償請求等）によって自らの権利を保護することができる点である。

非独占的（単純）ライセンスとは、ライセンサーが特許性のある物の使用権をライセンシーに付与しつつ、他者にライセンスを発行する権利を留保するライセンス契約をいう。

許諾されるライセンスの種類が契約書に明記されていない場合は、非独占的（単純）ライセンスであると想定される。

非独占的ライセンシーは、独占的ライセンスに基づくライセンシーと異なり、特許に対する独占権が侵害された場合に、特許権を保護するために自らの名義で訴訟を提起することはできない。

特許性のある物に対する特殊な種類のライセンスとして、**オープン・ライセンス**がある。特許権者はこのライセンスに基づき、発明、実用新案または工業意匠を使用する権利を自らが決定する条件でいずれかの人に許諾する可能性がある場合は、これをロシア特許庁に登録することができる。ロシア特許庁はこれを受けて、特許権者の費用負担で、当該オープン・ライセンスの詳細を公式サイト（<http://www1.fips.ru>）上で公表する。特許権者はその後、希望者と単純（非独占的）ライセンス契約を締結しなければならない。

権利者がオープン・ライセンスの申し出を推奨することにより、特許の有効性を維持するために権利者が支払う金額は、オープン・ライセンスに関してロシア特許庁が公表した翌年から 50 %減額される。

法律では、特許権者がオープン・ライセンスの申請書を取り下げること認めている。特許権者は、オープン・ライセンスの詳細の公表後 2 年間、申請書に定める条件でライセンス契約の締結申込みを書面で受領しなかった場合、ロシア特許庁に当該申請書の取り消しを要請することができる。この場合、特許の有効性を維持するための特許手数料は、取り消し前の期間については支払済である必要があり、取引後も、全額支払う必要がある。ロシア特許庁は、取り消された出願に関する情報を公式ニュースレターで公表する。

2.1.8 特許サブライセンス契約

自らに許諾された発明、実用新案または工業意匠の使用権をサブライセンス許諾するライセンシーの権利については、ライセンサーとの間で書面による合意を要する。

該当する同意は、特定のサブライセンシーを記載することなく、または特定のサブライセンス契約の締結に関して、ライセンス契約の中で、または別個に付与することができる。ライセンサーはまた、ライセンシーに許可される用途一覧のうち、ある特定の特許用途に限定してサブライセンス契約を締結することを同意の条件とすることもできる。

ライセンシーは、基本ライセンス契約に基づいてライセンシー自身に許可された権利および用途の範囲に限り、かつ基本契約の期間を超えない期間のみ、特許性のある物を使用するサブライセンス権を付与することができる。

基本ライセンス契約の期間を超える期間を対象として締結されたサブライセンス契約は、基本契約が満了するまで締結されているとみなされる。

ライセンス契約に別段の定めがある場合を除き、ライセンシーは、サブライセンシーが行う行為について、ライセンサーに対し責任を負う。

2.1.9 特許ライセンス契約に基づく報告

法律の基本的立場によれば、ライセンサーはライセンシーに対し、ライセンス許諾された特許性のある物の使用状況について報告を義務付けることができる。ライセンス契約に報告日程および報告手順が定められていない場合、ライセンシーは、要求に応じて当該報告書をライセンサーに提出しなければならない。

ライセンサーは、該当する特許性のある物をライセンシーが適切に使用しない場合、ライセンサーの営業上の信用その他の財産権が損なわれる可能性があるため、その適切な使用の管理に努めることから、この法規定はライセンサーの利益に資するものである。

ライセンシーに報告義務を課す規則を回避するためには、両当事者は、ライセンシーが当該報告書をライセンサーに提出する義務を負わない旨をライセンス契約に明示的に定めなければならない。

契約には、報告書を要求するライセンサーの権利を定めるか、または詳細な報告手順および特定の提出期限を定めることもできる。契約には、特許性のある物をライセンシーがどのように使用しているかに関して、ライセンサーが監査する旨を定めることもできる。

ライセンシーの報告義務および／またはライセンサーの監査権について両当事者が合意する場合、報告書の提出手順および／またはライセンス許諾された物の使用状況に関するライセンサーの監査手順について、詳細を定めることが可能である。特に、報告の必要かつ十分な範囲および内容、ライセンサーによる監査の最低頻度、ライセンシーの報告日程などを定めることができる。これらの定めがな

いと、ライセンサーは、自らの立場を悪用してライセンシーの業務の妨げとなる不当な検査を行い、かつ報告書を要求する可能性がある²⁷。

ライセンシーが報告義務に違反した場合であっても、ライセンサーの独占権の侵害とはみなされない²⁸。

2.1.10 技術の輸入／輸出に関する制限

ロシアへの、またはロシアからの技術の輸出入は制限を受けない。ただし、以下の例外が存在する。

1995年11月21日付連邦法第170-FZ号「原子力エネルギーの利用について」（第64条）に従い、原子力エネルギーの利用に関連する技術およびサービスの輸出入は、原子力エネルギーの利用許可（ライセンス）に基づき、ロシア連邦の輸出管理法に従い実施される。

1999年7月18日付連邦法第183-FZ号「輸出管理について」に従い、法定リスト上の一定の技術は輸出管理の対象にもなり、したがって、許可文書に基づく場合に限り輸出入を行うことができる。当該法律の第6条には、輸出管理の対象となる物品および技術（例えば、武器および軍装備品の生産に利用可能な技術ならびに、ミサイルおよび化学兵器の生産に利用可能な核兵器のために利用される技術など）が列挙されている。

2008年9月15日付ロシア連邦政府決定第691号には、輸出管理の対象となる外国貿易業務のライセンス許諾に関する規定が含まれている。ライセンスは、外国貿易に参加するロシア人から提出される申請書に基づき、Federal Service for Technical and Export Control（連邦技術・輸出管理局）から発行される。

軍民両用の物品および技術の輸出入も、ロシアにおいては管理の対象となる。2001年6月14日付ロシア連邦政府決定第462号により、許可に基づく手順が定められている。

2004年9月20日付ユーラシア経済連合（EEU）国家間会議決定第190号では、EEUにおいて輸出管理の対象となる物品および技術のリストが承認されている。リストには、ヒトおよび動植物の病原体、遺伝子組み換えによる生物、毒素、その生産のための設備および生産技術、化学兵器の生産に利用される可能性のある技術およびその他の技術が含まれる。

上記の技術の輸出入には、EEU加盟国の管轄機関が発行したライセンスまたは許可が必要である。当該許可のない当該技術の輸入は禁じられる。

2.1.11 技術に関する権利者の特定の保証を行う責任

²⁷ たとえライセンサーが、ライセンス契約に基づき許諾する、特許性のある物のライセンシーによる使用を妨げる可能性のある行為を行わないよう法律により義務付けられている場合であっても同様である（民法第1237条第2項）。

²⁸ 訴訟番号第A40-18624/10-51-122に関するロシア最高商事裁判所判決第BAC-17168/10号（2010年12月21日付）

広く確立した事業慣行に従い、知的資産の使用権に関するライセンス契約では通常、知的財産権に欠陥または不備がない旨の保証（資産の使用により第三者の権利が侵害されないこと、ライセンサーが権利の合法的な所有者であることなど）が定められる。

また、発明および実用新案に関するライセンス契約には、特許性のある物に関して、その関連する実施条件を遵守することを条件に技術的ソリューションとして機能する旨の保証も含めることが可能である（当該条件は通常、契約に基づき提出される技術文書その他の文書に記載される）。

ロシアの法律は近年、2015年に「事実保証書」（英国法に基づく表明および保証と類似した証書）を認めた。しかし今日まで、裁判所がこれらの規定の適用に向けて確立したアプローチを蓄積し、形成するには十分な時間が経過していない。また、知的財産の使用権が付与されるライセンス契約に関しては、保証の有効性または意味合いに関する分析も行われていない。

さらに、ロシアの法律では、（英国法と比較して）表明と保証が区別されていない。「事実保証書」の法定上の概念は、表明と保証の両方の特徴を兼ね備えたものであり、簡易な混合証書である²⁹。

ロシアの法律のもとでは、契約の締結時または契約の締結前もしくは締結後に、契約において重要な事実³⁰に関して虚偽の保証を他方当事者に提供した当事者は、要求に応じて、当該保証が虚偽であったことから他方当事者が被った損失について、他方当事者に賠償を行うか、または契約に定める違約金を支払わなければならない。

法律ではまた、契約の相手方の虚偽の保証が契約当事者にとって重要なものであった場合、当該契約当事者が損害賠償請求または違約金の支払いに加えて、契約から撤退することができる旨を定めている。なお、両当事者は、契約の該当する条項により、契約からの撤退を認める法定規則の適用を排除することができる。

他方当事者が虚偽の保証を行った結果、詐欺または重大な欺瞞の影響を受けて契約を締結した当事者は、契約から撤退する代わりに、契約の無効を要求することができる。

法律では、事業経営に携わる人への厳格な責任が導入されているため、虚偽の保証を行った場合の損害賠償請求の意味合いは、企業に対しては、虚偽の保証を行った当事者が虚偽であることに気付いていなかった場合にも適用される。ただし、両当事者は、契約に関連する条項を含めることでこの規則を無効にすることができる。

当該知的財産物の使用が第三者の権利を侵害しない旨の保証がある場合でも、第三者の権利が実際に侵害された場合には、ライセンサーは責任を免除されないことに留意しなければならない。ライセンサーはいかなる場合も、ライセンサーに

²⁹ ロシア民法：契約に関する一般条項。第 27 章から第 29 章に関する条項ごとの解釈（V.V. Vitryansky, B.M. Gongalo, A.V. Demkina 他。P.V. Krashennikov. M. 編集）：2016 年版、223 ページ

³⁰ 法律は以下の例を挙げている：契約の主題、契約を締結する権限、契約が政府の法律を遵守していること、必要なライセンスおよび許可の入手状況、自らの財務状況または第三者の財務状況に関する保証。

対して償還請求権を有するほか、当該保証は、ライセンシーが第三者の権利侵害を犯していないことを証明する負担を軽減する上で有用である。

2.1.12 技術改良の所有権

ライセンシーは、ライセンス契約に基づき特許を使用する場合、特許性を持つ可能性のある技術を新たに開発することが非常に多い。

この場合、以下のケースが起こり得る。

- (i) ライセンシーが特許性のある技術改良を開発し、当該技術改良が特許を取得した場合、従属的な発明または実用新案として扱われないケース
- (ii) ライセンシーが特許性のある技術改良を開発し、当該技術改良が特許を取得した場合、**従属的（副次的）な発明または実用新案**となるケース³¹

契約で別途定める場合を除き、上記の両方のケースにおいて、ライセンシーはライセンサーの同意を要することなく、（特許性基準を満たすことを条件に）自らの名義で技術改良につき特許を取得することができる。

ただし、ライセンシーの特許取得物が、ライセンシーにライセンス許諾された「上位」特許に従属するものである場合には、上位特許の所有者（すなわちライセンサー）の同意を得ずに、これを使用することはできない。

技術改良に対する権利の分配は通常、細部に至るまで協議され、特許ライセンス契約で詳細に定める。

両当事者は、特許性のある技術改良が生じた場合、ライセンシーは例えば、ライセンサーにその旨を通知すること、かつ特許を取得した場合には、ライセンサーにライセンスを許諾するかまたはライセンサーに特許を売却すること（その後ライセンサーがライセンシーに特許ライセンスを発行する）を約束する内容の条項を、契約に含めることができる。

その他、技術改良が特許を取得する前に、特許を取得する権利をライセンシーがライセンサーに移転することを約束することも、両当事者がライセンス契約に盛り込むことが両当事者にとって有効である。

³¹ ある発明または実用新案は、先の優先日を有し、既に特許を取得した発明または実用新案を使用することなく、これを製品または手法の中で使用できない場合に、**従属的**となる。特に、先の優先日を有し、既に特許を取得した別の発明が使用されている製品の特定の用途に関して保護される発明は、従属的発明と認められる。また、ある製品もしくは手法に関する発明または実用新案の製法が、当該製品の目的または手法の観点からのみ、先の優先日を有し、既に特許を取得した別の発明または実用新案の製法と異なる場合にも、当該発明または実用新案は従属的となる（民法第 1358.1 条第 1 項）。

2.2 強制ライセンス

2.2.1 強制ライセンスの定義

強制ライセンスとは、裁判所の判決に従い、裁判所が定める条件に基づき、特許性のある知的産物の使用权をある特定の人に許諾することである³²。

強制ライセンスは本来、特許権者の独占権に対して課される制約であり、特許権者による独占権の悪用を防ぎ、技術的、経済的かつ社会的な発展を確実にすることを目的とする。例えば、パリ条約第5条に基づき、各国は、特許がもたらす独占権の行使から生じる悪用（不実施など）を防ぐために、強制ライセンスの許諾について規定する立法措置を講じる権利を有する。

法律では、特許性のある物に関して裁判所が強制ライセンスを発行する理由として2点を定めている。

- (i) 特許を取得したソリューションを特許権者が使用しない場合（すなわち**不実施**）
- (ii) 上位に位置する別の発明、実用新案、工業意匠の権利者からの同意がないために、**従属特許を使用できない場合**

民法第1358.1条によれば、従属的発明、従属的実用新案または従属的工業意匠とは、先の優先日を有し、すでに特許を取得した別の項目を使用しなければ、製品または手法の中で使用できないものをいう。

特に、ある発明が、ある製品の特定の用途に関して保護されており、当該製品において先の優先日を有し、すでに特許を取得した別の発明が使用されている場合は、従属的発明と認められる。

また、製品もしくは手法に関する発明の製法が、目的または手法の観点からのみ、先の優先日を有し、すでに特許を取得した別の発明または実用新案の製法と異なる場合にも、当該発明は従属的となる。

法律に基づき、上位に位置する発明または実用新案の特許権者からの同意を得ずに、特許を使用することはできない。

裁判所に訴える前に、利害関係者は、強制ライセンスを求める特許の所有者に対し、ライセンス契約書の草案とともに申請書を送付しなければならない。特許権者は受領から30日以内に、申請書を承諾もしくは拒否するか、または（ライセンス契約書の草案に対する異議覚書を送付することにより）修正後の条件で申請書を承諾する旨の通知を提供しなければならない。

許容し得る条件での契約の締結を権利者が拒否した場合、ライセンスの許諾を求める当事者は、裁判所に請求を提起する権利を有する。契約書の草案への異議覚書を受領した当事者も、覚書の受領から30日以内に、または承諾期間の満了前

³² 民法第1239条

に、異議のあった事項について裁判所の判断を求めるために請求を行うことができる。

利害関係者は、以下の現行条件に総合的に従うことを条件に、特許性のある物を使用するための強制ライセンスを裁判所に申請し、取得することができる。

不実施	従属特許
<p>(i) 特許権者において、発明もしくは工業意匠に関しては特許発行日から4年間、または実用新案に関しては特許発行日から3年間、不実施であるかまたは実施が不十分であること</p> <p>(ii) 特許権者における特許性のある物の不実施または不十分な実施の原因が正当な理由によらないこと</p> <p>(iii) 当該物品、業務またはサービスの市場提供が不十分であること</p> <p>(iv) 特許権者が、広く認められた慣行に合致した条件でのライセンス契約の締結を拒否していること</p> <p>(v) ライセンスを求める人において、積極的に特許を使用する用意があること³³</p>	<p>(i) 従属特許の所有者であること</p> <p>(ii) 第1特許に対する他者の権利を侵害せずに、特許を使用することができないこと</p> <p>(iii) 第1特許の所有者が、広く認められた慣行に合致した条件でのライセンス契約の締結を拒否すること</p> <p>(iv) 従属特許が重要な技術的成果であり、第1特許に匹敵する多大な経済的利益をもたらすこと</p>

学説上の出典には、裁判所の判決は大部分が上記の条件に基づくと記載されているが、現時点では、これらの概念について説明した判例は出されていない。

2.2.2 強制ライセンスの申請要件

請求者は強制ライセンスを求める請求書に、特に以下のライセンス発行条件を記載しなければならない。

- (i) 特許性のある物の使用範囲
- (ii) 料金、支払手順および支払日程

³³ 強制ライセンスを求める者は、該当する物品を生産し、業務を実施し、またはサービスを提供するための技術的手段およびリソースを十分に有していることを証明しなければならない（例えば、P.V. Krashennikovによるロシア民法、特許法および植物品種保護権を参照。第72章および第73章に関する条項ごとの解釈：2015版）。

上記第 2.2.1 号に記載された条件が満たされる場合、ロシアの領域において発明、実用新案または工業意匠を使用するための強制単純（非独占的）ライセンスの発行を求めて、特許権者に対して訴訟を提起することができる。

強制ライセンスに関する請求に応じる場合、裁判所は、ライセンスの発行条件（ライセンス料を含む）を決定する。なおライセンス料は、同等の状況におけるライセンスの料金を下回ることはできない。

2.2.3 強制ライセンスのその他の特徴

強制ライセンスは、その発行の根拠に応じて、以下の固有の特徴を有する場合がある。

不実施	従属特許
<p>特許権者は、ライセンスの発行のきっかけとなった状況が存在しなくなり、再発する可能性が低い場合には、裁判所を通じて強制単純（非独占的）ライセンスを終了させることができる。</p> <p>この場合、裁判所は、強制ライセンスおよびその発行に関連して生じた権利について、期限および終了手続きを定める。</p> <p>強制非独占的ライセンスは、半導体技術に関する発明の使用に関しては、以下のいずれかを目的とする場合に限り許諾することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国家の利益、社会その他の公共の利益となる商業用途のため ● ロシア連邦の独占禁止法に違反すると認められる条項を変更するため 	<p>強制ライセンスに基づき許諾される第 1 特許により保護される特許を使用する権利は、譲渡不可である。ただし、第 2 特許を処分する場合はこの限りではない。</p> <p>強制単純ライセンスが許諾される場合、当該ライセンスに基づきライセンス許諾される特許の所有者も、広く認められた慣行に合致した条件で、強制単純（非独占的）ライセンスの発行に関連する従属特許の使用に関して単純（非独占的）ライセンスを取得する権利を有する。</p>

ロシア特許庁は、裁判所の決定に基づき、強制単純（非独占的）ライセンスの条件による発明、実用新案または工業意匠の使用権の許諾および終了を国家登録する。

ロシアの法律の規定によれば、強制ライセンスに基づく特許使用権の付与は、関連する裁判所の判決の成立日ではなく、関連契約の国家登録時に発効するものとみなされる。

強制ライセンスを一方的に取り消すことはできない。

2.2.4 強制ライセンスの使用実態

強制ライセンスの概念が導入された時点から本書作成日まで、ロシアで実際に強制ライセンスが発行されたことはない。これは、この強制ライセンスという証書へのニーズがないこと、または強制ライセンスの発行に必要な総合的な条件を満たしていると証明することが難しいためであると説明できる。

そうはいつても、FAS は近年、特に医薬品に関して、強制ライセンスの許諾を推進する法規定の制定を積極的に主張していることに留意しなければならない。例えば、FAS は、ロシア政府が医薬品に関して強制ライセンスを許諾する仕組みを活用する根拠を拡大する民法改正を提案した法案を、ロシア政府に提出した。

さらに、FAS は最近、Bayer と Monsanto の合併に関して、Bayer が行動要件（特に非独占的ライセンスに基づき、ロシアの農業・気候条件において利用するための新たな種類および交配種の生産技術を生み出す特定の工場を共有し、ロシア企業にデジタル農業データベースへのアクセス権を付与すること）を満たすことを条件に、ロシアにおける独占禁止法上の承認を与えることに同意した。

したがって、ロシアにおいて強制技術ライセンスが許諾された前例がなくても、強制ライセンスの発行理由および発行の可能性を広げることを目的とした法規定が増えつつあるという最新の動向に注意を払うべきである。

3 技術ライセンス

3.1 技術ライセンスの交渉に関する一般知識

技術ライセンス契約の交渉に関する世界知的所有権機関（WIPO）のマニュアルに記載されている通り、技術ライセンス契約の交渉は、「ライセンサーが特定の条件に基づきライセンサーの技術の使用権を付与し、ライセンシーが当該使用権を取得する契約の締結に至るための技法である。その目的は、相互に納得でき、かつ最終的に有意義な今後の関係のための基礎を形作ることである。」³⁴

交渉プロセスは複数の段階に明確に分けられる。

- (i) **準備**：契約相手の調査、交渉相手との事前連絡、交渉チームの編成、文書の交換、交渉スタンスの確立
- (ii) **交渉**：主導権の奪取、建設的な対話の実現、最終的な合意の達成
- (iii) **交渉後**：打合せの議定書の作成、文書の起草

交渉においては、以下の主要原則に注意を払わなければならない。

- (i) 交渉は妥協案を見出すためのものであり、勝敗を決めるための競争ではない。
- (ii) 交渉の目標は、事業問題の解決であり、いずれの当事者が正しいか、またはいずれの当事者に力があるかを証明するためのものではない。
- (iii) 「双方にメリットのある」状況でのみ、交渉は成功する。譲歩なくして成功は不可能である。

交渉の計画段階で、交渉のプロセスにおいて注意を払うべき主な分野を以下に示す。

3.1.1 自己分析

交渉の準備において、自社の事業目的を分析し、ライセンス契約がこの目的に合致しているかどうかを判断することが重要である。

3.1.2 契約相手の調査

契約相手（ロシア企業）の調査を行う際の主な分野を、本書の第 3.2.1 号に記載する。

3.1.3 交渉チームの編成

交渉チームのメンバーの個性と能力は、メンバーが交渉チームで担う役割に影響を与える場合がある。

³⁴ 価値の交換 – 技術ライセンス契約の交渉：トレーニング・マニュアル（国際貿易センター（ITC）、WIPO（2005年））

そのため、以下の通りメンバーを決定することが推奨される。

- (i) 中心的な主張者を誰が務めるか。交渉には同席するが補助的または二次的な役割を務める者を誰にするか。
- (ii) 発生する問題を解決する権限を誰が持つか。
- (iii) 発生する実務的な問題（支出可能な金額、技術サービスへの確約内容、技術的要件の内容など）を把握する役割を誰が務めるか。
- (iv) 法律顧問を誰にするか。
- (v) 契約書の起草または相手方からの草案および変更への対応の責任者を誰にするか。

交渉チームのメンバーは、説得、対立の解決および問題解決などの任務を担う場合がある。

効果的なチームを構成するには、弁護士、事業に精通している者および斬新な意思決定を行うことができる者をメンバーに含めるものとする。

メンバーについて、事業の詳細や全体の事業状況に関して十分な知識がない、感情的すぎる、または責任を負うのを恐れるなど、ある種のリスクが生じるため、チームのメンバーは慎重に選ばなければならない。

3.1.4 交渉案の作成

主要な論点（条件）、つまり重要な事業およびライセンスの法的条件については、条件規定書の形式で記載することができる。

条件規定書とは、「事業条件」に重点を置いてライセンスの主要な条件を記載した概要書である。

条件規定書の最も重要な目的は、技術ライセンスにおける複雑かつ多くの論点を分類し、抜けがないよう確認し、問題を発見することである。条件規定書によって、最悪の場合の代案を検討し、主要な各条件に関して譲歩できるか否かを判断することもできる。

一貫した立場を取ることができるよう、社内の認可および反応、提案や承認を得るために、社内（自社の内部のみ）で、条件規定書を秘密裡に回覧することは重要である。これを行うことにより、交渉の過程で、複数のチーム・メンバーが矛盾した発言をするような状況を回避できるほか、チーム・メンバーが交渉の目的を把握する上でも役立つ³⁵。

3.1.5 交渉戦略の選択

この段階においては、何を基準として成功とみなすかを確認すること、すなわち「最高ライン」と「最低ライン」を決めることが極めて重要である

³⁵ 技術ライセンス許諾の成功（2015年 WIPO マニュアル）

「最高ライン」とは、交渉において最初に定めるべき条件一式を意味し、挑戦的または理想的な立場を示す。一方「最低ライン」とは、合意を要し、合意がなければ契約の目的を実現できない条件一式を意味する³⁶。

交渉戦術の一環として、以下のルールを適用することが推奨される。

- (i) 交渉相手の主張に耳を傾け、交渉相手の提案に最大限同意する。
- (ii) 「調停役」の立場と「挑戦的な」アプローチを使い分ける。
- (iii) いわゆる「交渉の切り札」（交渉相手にとって有利な代替提案）を用意する。

3.1.6 交渉場所の選定

- (i) **自社が所在する地域での交渉** 自社の地域で交渉する場合のメリットは、安心でき、場所の設定が便利であり、休憩中にプロセスに影響を与えることができる点である。必要に応じて、インターネット、ファックス、秘書などを手近で利用できる。
- (ii) **交渉相手が所在する地域での交渉** 交渉相手の地域で交渉することにより、自社の意向が真剣であることを示し、交渉相手への敬意を強調することができる。ただし同時に、交渉相手の地域での交渉は、交渉相手に有利な条件を与える可能性がある。
- (iii) **中立的な地域での交渉** 中立的な地域での交渉は、いずれの側にとっても有利とならないため、両者が相当な緊張関係にあり、両者とも自社の地域で交渉を行う有利性を相手に与えたくない状況、または両者の条件を平等とするために、交渉の中で平等性を最大限に確保する必要がある状況では、この選択肢が広く利用される。ただし、交渉場所は適切に選定しなければならない。

3.2 ロシア企業と技術ライセンスについて交渉を行う際のヒント

3.2.1 ロシア企業の特定

交渉相手となる企業の状態を確認するための標準的な規則および基準は存在しない。

ロシア企業に関する情報を収集する最も一般的な方法としては、以下が挙げられる。

- (i) 交渉相手に対して、必要な情報のうちトレード・シークレットに分類されないものを要求する。
- (ii) 連邦政府機関（例えば FTS (www.nalog.ru)）のウェブサイト上で提供されているサービスを利用する。
- (iii) 法律違反に関して国の諸機関に要求を申請する（税金や手数料に関する税務当局への申請など）。

交渉相手がロシア企業である場合に、交渉相手の状態を確認するために企業が取るべき基本的な手段は、主に以下の通りである。

(1) 相手企業からの法的文書の入手

相手企業から入手可能な標準的な文書パッケージには以下が含まれる。

- (i) 組織の設立許可書の写し
- (ii) 国家登録証明書の写し
- (iii) 税務当局への登録証明書の写し

(2) 法人の統一国家登録の抄本の入手

EGRUL の正式な抜粋および税金の滞納がないことに関する記録は、FTS に要求しなければならない。

ただし、大規模な取引に関しては、記録の信頼性を確認するために FTS に正式な要求を行うことが推奨されるが、その他の取引に関しては、FTS のウェブサイト上で抜粋を確認すれば十分である。

(3) FTS のオンライン・サービスの確認

FTS のウェブサイトでは、以下を含む多くのオンライン・サービスが提供されている。

- (i) EGRUL オンラインから抜粋を入手する³⁷。

³⁷ <https://egrul.nalog.ru/>

- (ii) 相手企業が、会社設立書類に対する変更登録文書または EGRUL に含まれる（未登録の）情報を提出していないかを確認する³⁸。
- (iii) 相手企業に関して、国家登録公報で清算、再編成等に関する決定が公表されていないかを確認する³⁹。
- (iv) 相手企業が「一括登録」の住所に登録されていないか検索する。

(4) 商事事件ファイル・データベースの確認

ロシアの裁判所の事件に関する正式なデータベース⁴⁰が存在し、そこには裁判事件の正式な最新情報が含まれている。現在、このデータベースには 2,100 万件を超える事件が登録されている。

事件のプロファイルには、事件の概要情報、その当事者、各場合における事件の時系列の出来事、訴訟行為および最終的な司法行為が記載されている。

(5) 相手企業が破産していないかの確認

契約相手となる可能性のある企業が、破産のいずれの段階にもないことを確認することは重要である（法人、個人事業主などの活動実態に関する、法的重要情報の統一連邦登録（Uniform Federal Register of Legally Significant Information））⁴¹。

(6) 免許の確認

企業が自社の活動を行うために免許の取得を義務付けられる場合、契約相手となる可能性のある企業に免許が付与されているか否かについて、免許認定機関のウェブサイト上で確認できる。なお、活動の種類ごとに、それぞれ別の免許認定機関が存在する。

(7) その他

マスメディアおよびフォーラムで、企業、その CEO またはマネージャーに関して公表されるレビューに注意を払うことが重要である。

企業の正式なウェブサイトも、相手企業に関する重要情報を検索する上で非常に有効なツールである。例えば、原則として、ウェブサイトには常に企業の顧客が掲載されているため、そうした顧客に連絡して、相手企業についての意見を確認することも可能である。

上記(1)から(7)に記載した公開されている情報源から入手できる情報の大半は、ロシア語であることに留意すること。

³⁸ <https://service.nalog.ru/uwsfind.do>

³⁹ <http://www.vestnik-gosreg.ru/publ/vgr/>

⁴⁰ <http://kad.arbitr.ru/>

⁴¹ <https://se.fedresurs.ru/>

3.2.2 ロシアの交渉慣行の特徴

ロシアでは、法的レベルにおける交渉慣行は民法に準拠している。民法の規定は、国際的なベストプラクティス、特に、UNIDROIT 国際商事契約原則⁴²（UNIDROIT原則）などの国際商慣習法の文書に定められた、商取引上の公正な交渉の原則を反映していることが知られている。

立法府は、「交渉プロセス」については定義していないが、交渉における弱者の保護および不正行為に関する責任の根拠を含む、主な原則を定めている。民法の規定の主な特徴は、以下の通りである。

第一に、市民および法人は、契約の締結を自由に交渉することができ、自らの行為に関連する費用を単独で負担し（契約で別途定める場合を除き）、合意に至らなかった事実に関しては責任を負わない⁴³。したがって、法律では、両当事者が任意の形式（口頭または書面）で交渉する自由を有すること、交渉の結果に責任を負わないことを定めている。

両当事者は交渉プロセスにおいて、すなわち交渉に入った時点から交渉が終了するまで、誠実に行動する義務を負う⁴⁴。

以下の行為は不当な交渉とみなされる場合がある⁴⁵。

- (i) 交渉相手に不完全または不正確な情報を提供すること（契約の性質により交渉相手に伝えなければならない状況を伝えないことを含む）
- (ii) 交渉相手が合理的に予見できない状況において、契約の締結に関する交渉を突然、不当に中止すること

当事者が合意に至ることを明らかに希望していない場合に交渉に入った場合も、不当行為とみなされる場合がある。

契約の締結時または契約締結の前もしくは後に、一方当事者が他方当事者に対し、契約の締結、契約の履行または終了において重要な状況に関して、信頼できない保証を行った場合、誠実な交渉義務の遵守を怠ったことになり、状況に関する信頼できない保証について、契約に定める損害賠償または違約金の支払いという形で責任を問われる場合がある。

さらに、契約の締結に関する交渉を不誠実に実施または中断した当事者は、他方当事者に対し、発生した損失を補償するものとする。

契約の交渉に関連して、かつ第三者との契約締結の機会の喪失に関連して他方当事者に損失が生じた場合、不当な行為を犯した当事者は、当該損失額を補償する。

⁴² 私法統一国際協会（UNIDROIT）が2010年にローマで発表した、UNIDROIT 国際商事契約原則 2010（<http://www.unidroit.org/english/principles/contracts/principles2010/integralversionprinciples2010-e.pdf>）

⁴³ 民法第 434.1 条第 1 項

⁴⁴ 民法第 434.1 条第 2 項

⁴⁵ 民法第 434.1 条第 2 項

交渉における不当な行為（およびその結果生じる、信頼性を欠く保証）に関する契約は無効とみなされるため、両当事者は、当該行為に対する責任を制限することはできない⁴⁶。

ただし、両当事者は、交渉方法を制限する契約を締結することができ、当該契約に、誠実な交渉の実施に関する要件を明記し、交渉費用その他の類似の権利および義務の割当手順を定めることができる。交渉手順に関する契約では、当該契約に定める条項に違反した場合の違約金を定めることができる。

当該契約には、以下の条項を含めることが通例である。

- (i) 両当事者、その権限
- (ii) 交渉の主題
- (iii) 交渉の開始（通知の送付など、交渉の開始方法）
- (iv) 日程、スケジュール、期間の延長または短縮の可能性
- (v) 交渉チーム、両当事者の契約締結責任者の連絡先情報
- (vi) 交渉場所
- (vii) 情報の交換方法
- (viii) 秘密保持
- (ix) 善意（不当な制裁とみなされ得る行為の説明）
- (x) 交渉を開始するために満たすべき前提条件（本条項で両当事者は、保証について定め、それに依拠することができる）

契約締結に関する交渉中に、一方当事者が他方当事者から秘密として伝えられる情報を受領した場合、当該当事者は契約が締結されるか否かにかかわらず、当該情報を開示すること、および自らの目的のために不適切にこれを使用することを差し控える義務を負う。この義務に違反した場合、違反当事者は他方当事者に対し、秘密情報の開示または不適切な使用に起因する損害を賠償しなければならない⁴⁷。

交渉手順を開始するための必須条件として、当事者は、商業的価値を有する秘密情報の開示リスクを防ぐために、秘密保持契約（NDA）の締結を提案することができる。技術革新が早い業界では、この慣行は一般的に行われている。

原則として、NDAには、NDAの締結によって保護される秘密情報の内容（保護される情報の範囲および受領者による当該情報の使用目的）を記載する。

NDAには通常、知的財産の対象およびそれらに関して開示者から提供される情報について、情報の受領者がいかなる権利も取得しないことも定める。さらに、NDAには、受領者による秘密情報の使用および移転に関する制限（移転先の第三者への移転の条件など）について定めることが推奨される。

⁴⁶ 民法第 434.1 条第 5 項

⁴⁷ 民法第 434.1 条第 4 項

両当事者が NDA または交渉に関する契約を締結することを決定した場合、契約の署名者に署名権限があるか否かを確認することが強く推奨される。これは、会社の設立関連書類または委任状を確認することにより可能である。

3.3 ロイヤルティ金額の計算方法

ロシアの民法および税法では、ロイヤルティ計算の背後にある規模および／または原則に関する必須要件は定められていない。当事者は適切であると考えられる条件を契約書に定めることができる。

ライセンス料の支払いは、以下を含め、あらゆる形式が認められている。

- (i) 一回の定額払い（いわゆる一括払い）
- (ii) 定額・定期払い
- (iii) ライセンシーが技術を使用して得た製品の売り上げまたは利益に対する一定の割合に相当する額（いわゆるランニング・ロイヤルティ）
- (iv) 上記の方法の組み合わせまたは他の方式（例えば、一定額の初回ロイヤルティとランニング・ロイヤルティを組み合わせるなど）⁴⁸

利益に対する一定の割合の形でロイヤルティを設定する場合、技術を採用した製品の売り上げがない（ライセンシーの過失による場合も含む）ことを理由に、ライセンサーが十分な料金を受け取ることができない可能性があるというリスクが生じる。したがって、契約により、ライセンシーが支払いについて銀行保証を取得し、ライセンス許諾された物が使用されなかった場合でも最低保証料を支払うことを義務付けることができる⁴⁹。

定額料金の支払いは、定額料金ベースのライセンス契約に基づく支払いがまさに使用権の付与と引換に行われるため、ライセンシーが実際に技術を使用するか否かに左右されない。

この点で、定額払いを設定する場合、ライセンシーによる料金回収のための請求は、ライセンシーが技術を使用しないことを理由に拒否されることはない。ただし、両当事者は、ライセンス料金表（例えば、商品の生産数量もしくは販売数量または提供したサービスの量を基準とするなど）を定めることができる。

ロイヤルティの金額と計算方法に関して唯一制限の可能性があるとすれば、それはロシアの移転価格ルール（ロシア税法第 V.1 条）にある。当該ルールによると、ある条件に基づき関連会社間で締結されたライセンス契約は、「支配された取引」として扱われ、その移転価格は、FTS により独立企業原則の遵守について調査を受けることがある。

移転価格ルールは、価格操作による税逃れと闘うための広く評価された方法である。ルールのロシア版は主に OECD（経済協力開発機構）ガイドラインに準拠している（例外もいくつかある）。このルールの基礎は、関連当事者間取引の契約価格は独立企業間の価格でなければならない、すなわち同じ商品、サービスまた

⁴⁸ 民法第 1235 条第 5 項

⁴⁹ I.A. Zenin. 学士号プログラムのための知的財産権／第 9 版／改定版 - M.: Urait Publishing House. 2015, p. 482

は権利に対し、独立した当事者であれば同様の状況において両者間で行う取引において合意したであろう契約価格に相当する額でなければならないとする考え方である。そうしなければ、関連当事者（支配された取引の当事者）は、移転価格の調整や法人税の追加査定という形で税に関する負の影響を受けることもある。

ただし、このルールはロイヤルティの決定に際して当事者が使用すべき要因を厳密に定めているわけではない。移転価格の設定方法によって契約の移転価格や契約当事者の財務成績を、独立当事者間の同様の取引や独立当事者の財務成績と比較する場合に、ロイヤルティ支払いに関する契約の財務上および商取引上の条件をすべて考慮しなければならないということを示唆しているにすぎない。

したがって、両当事者は、例えばライセンスの種類（独占的または非独占的）、使用方法、ライセンス期間、対象地域、技術の成熟度、製品市場予測、技術の寿命の短期性、製品販売の範囲など、商取引上の要件を満たすあらゆる決定要因を自由に選択しつつ、ライセンス料を決定することができる。

移転価格の調整はいかなる率であれ関連するライセンス契約の法的効力を損なってはならず、無効化の根拠にはなり得ないことに留意することが重要である。実際に支払われるロイヤルティの金額は、たとえ独立企業基準から逸脱し、税負担増につながる可能性があるとしても、同じである。

また、FTS はロシア企業から外国の親会社または「姉妹」会社（外国の関連会社）に対するロイヤルティの支払いを定めたライセンス契約に対して細心の注意を払うことにも注意しなければならない。ロイヤルティ金額および／またはその背後にある決定要因が明らかに不合理であり、経済的に不当である場合、FTS は、ロシア所得税の目的において税控除に異を唱える可能性がある。

軍事目的、特殊目的または二重目的を持つ知的活動の成果に関する権利は、ロシア連邦に帰属するものであり、その権利の付与に対して支払われるロイヤルティ額の徴収に関する特別な手続きは 2012 年 12 月 10 日付ロシア特許庁令第 157 号《軍事使用権、特殊使用権または二重使用権を持つ知的活動の成果を使用する権利はロシア連邦に帰属するものであり、その権利の付与に対するロイヤルティ徴収手続き、その最大規模、支払条件、支払免除理由、規模の縮小または返却に係る承認に関する庁令》に定められていることに留意すること。

3.4 技術ライセンス契約書の起草時に留意すべき事項

以下は、両当事者が技術の使用に関連するライセンス契約に通常盛り込むと思われる重要な条件および条項をまとめたものである。

契約条項	説明
契約の主題	技術ライセンス契約の主題は、統一技術を使用する独占的権利または非独占的権利である。
使用方法	統一技術の使用手段は、統一技術の目的、種類および範囲、ならびに保護の有無を問わず知的活動の成果を使用する方法によって異なる。
対象地域	使用地域は、契約当事者が決定する。
対価	契約に基づく対価は、有償ライセンス契約に不可欠な条件である。
契約期間	ライセンス契約には、使用権が付与される期間を明記することができる。

契約書に定めることができるその他の条件、すなわち両当事者の権利および義務、秘密保持、賠償責任などについては本書の第 4.5.1 号を参照されたい。

技術ライセンスに関する裁判所の慣例は広範囲ではなく、安定していないことにも留意すべきである。ロシア連邦には広く普及する慣例は存在しない。実際の契約においてこうした知的財産物が活用し尽くされていないことが原因の一つと考えられる。

本書作成日現在、統一技術に対する権利に関連する事例、例えば統一技術に対する権利の認識に関する事例はほとんどない⁵⁰。ライセンス契約の条項が不十分であることに起因する損失、ライセンス契約の独占性、第三者権利に対する非侵害性の保証について賠償責任関連の事例は見受けられない。ただし、本書の第 1.1.1 号に記載するように、統一技術は、客観的な形で表現される科学的・技術的活動の成果であり、発明、実用新案、工業意匠、コンピューター・プログラム、その他知的活動の成果を含む可能性を考慮すると、こうした対象に伴う同様の問題に関する事例は別途存在する。

ライセンス契約の不十分な条項に関する事例

A 社は、国有企業と委託契約を締結し、同契約に基づき A 社は国際契約の締結のために軍用品を生産する義務を負うことになった。この委託契約の締結を目的と

⁵⁰ 訴訟番号第 A56-51461/2009 号に関する第 13 商事上訴裁判所の 2010 年 2 月 15 日付決議

して、国有企業はロシアの軍事技術を使用する権利に関するライセンス契約の締結を提案し、ロイヤルティの支払いは 650 万ドルで確定された。

ライセンス契約の締結後、A 社は、同社の見解によるとロイヤルティ金額が高すぎるため、ロイヤルティの条件への異議申立を試みた。こうした事情から、ライセンス契約は厳しい交渉であった。

しかし裁判所は、A 社の請求を認めることを拒否し、両当事者は自由意志により当該条件に基づいてライセンス契約を締結する意思を表明したという結論に至った⁵¹。

ライセンス契約の独占性に関連する事例

A 社が所有するある特許がロシア特許庁により取り消しされた。B 社は非独占的ライセンスに基づいて当該特許を使用していたため、特許を再び有効にするためにロシア特許庁の決定を不服として上訴した。

しかし裁判所は、上訴を却下し、B 社は非独占的ライセンシーであったため、ロシア特許庁の決定を不服として上訴する権利を有していないと指摘した⁵²。

第三者権利に対する非侵害性の保証に関連する事例

A 社は美術品の使用に関し、美術品の権利者と非独占的ライセンス契約を締結した。契約には、第三者の権利を侵害しない旨の保証が含まれていた。後に、権利者が同じ美術品に関して B 社と独占的ライセンス契約をすでに締結していたことが明らかになった。その結果、B 社は美術品に対する権利の侵害につき賠償を求めて A 社に対し訴訟を提起した。

請求の主張として、A 社は、美術品の権利者との間で締結された、第三者権利の非侵害性の保証に関する条項を含む契約に言及しようとしたが、裁判所は、この契約と非侵害性条項により、先行の独占的ライセンシーとして美術品を第三者による使用から保護する B 社の権利は無効とはならないと述べた。その結果、裁判所は、A 社が美術品に対する権利を侵害したことを認め、違約金を科した。A 社は権利者に対する償還請求を提起しようとしたが、その時点で権利者（作者）はすでに死亡していた⁵³。

⁵¹ 訴訟番号第 A40-36331/2014 号に関する知的財産裁判所の 2017 年 7 月 5 日付決議第 C01-610/2015 号

⁵² 訴訟番号第 A40-2350/13 号に関するロシア最高裁判所の 2014 年 12 月 18 日付判決第 305-9C14-2253 号

⁵³ 訴訟番号第 A40-93293/2013 号に関する知的財産裁判所の決議第 C01-618/2014 号

4 商標ライセンスの付与方法

4.1 商標ライセンス

4.1.1 商標ライセンスの概念

商標とは、法人または個人起業家から提供される商品および／またはサービスを識別することができる、適法に登録された印を意味する。個人は、商標に対する独占的権利を有することはできない。

ロシアにおいて商標の国家登録を行うのはロシア特許庁のみである。ロシア特許庁は、ロシア商標・サービスマーク国家登記簿に適宜登録を行い、登記簿に記載された商品とサービスに関する商標の優先権および商標の独占的権利を確認する**商標証明書**を交付する。

商標に対する独占権は、ロシア特許庁に対する国家登録の申請日から 10 年間有効である。この期間は、権利者が商標権の有効期間の最終年の前に申請することにより 10 年間ごとに無期限に更新することができる。周知⁵⁴商標は、期限を設定せずに法的保護を受けることができる。

ロシアの法律は、商標として登録可能な称号の種類を制限していない。あらゆる言葉、絵、三次元その他の称号またはそれらの組み合わせをあらゆる色で、または色を組み合わせで登録することができる。例外的なケースとして、ロシア特許庁は特定の色といった通常外の要素を登録することもできる。例えば、ロシアの大手銀行である Sberbank は、銀行業務に関する商標の色として緑を登録するに至った。

商標は、最も一般的な工業所有権対象物の一つである。商標使用权は、ライセンス契約またはフランチャイズ契約に基づいて付与することができる。例えば、ロシア特許庁の統計によると、2016 年には、商標使用权を付与するライセンス契約の登録数は 1 万 2,119 件、フランチャイズ契約書は 3,685 件であった⁵⁵。

4.1.2 商標ライセンスの主題

商標ライセンスに基づき、商標に対する独占権の所有者（**ライセンサー**）は、商標の使用が可能な地域を表示するか否かを問わず、商標が登録される商品およびサービスの全部または一部に関し、契約書に定める限定的範囲において商標を使用する権利を他者（**ライセンシー**）に付与し、または付与することを約束する。

ライセンス契約の**主題**は、商標の限定的使用に対する権利を付与することである。商標の所有者は同じ契約のもとで多くの商標を使用する権利を付与することができる。

⁵⁴ ロシアでは、ある商標が集約的使用の結果としてロシアの消費者に広く知られることになった場合、その商標は周知であると認められることがある。他者が商標を使用することにより、消費者が周知商標の所有者を連想し、権利所有者の合法的な利益が侵害される可能性がある場合、周知商標に与えられる法的保護は、商標の周知性が認められた商品やサービスと似ていない商品やサービスも対象になる。

⁵⁵ http://www.rupto.ru/about/reports/2016/otchet_2016_ru.pdf

未登録の商標は、ロシアにおいて保護を受けることができないのに対し、ライセンス契約は、ロシアにおいて保護される商標のみに適用すべきである。この状況において、未登録の商標および係属中の商標登録出願を商標ライセンス契約の主題にすることはできない。

4.1.3 商標ライセンスの分類

商標使用权に対するライセンスは、独占的または非独占的（単純ライセンス）のいずれの形を取ることも可能である。

独占的ライセンスとは、ライセンサーが商標使用权をライセンシーに付与した後、他者に追加的なライセンスを発行することができないライセンス契約をいう。

法律の基本的な立場によれば、ライセンサーは独占的ライセンスを許諾することにより、ライセンシーに（ライセンスを）許諾する権利の範囲において、商標の使用权を喪失することになる。ただし、契約に別段の条項を定めることもできる（外国の法域では当該契約を「準独占的ライセンス」と呼ぶこともあり、その場合ライセンサーは商標使用权を有する）。

独占的ライセンスのもう一つの典型的な特徴は、ライセンス許諾された商標に対する権利を第三者が侵害した場合で、ライセンスに基づくライセンシーの権利がその影響を受けたときは、ライセンシーは、権利者が法律上利用できる手段（補償請求等）によって自らの権利を保護することができる点である。

非独占的（単純）ライセンスとは、ライセンサーが商標使用权をライセンシーに付与しつつ、他者にライセンスを発行する権利も保持するライセンス契約をいう。

許諾されるライセンスの種類が契約書に明記されていない場合は、非独占的（単純）ライセンスであると想定される。

非独占的ライセンシーは、独占的ライセンスに基づくライセンシーと異なり、商標に対する独占権が侵害された場合に、商標権を保護するために自らの名義で訴訟を提起することはできない。

ある商標につき、複数の異なる用途を対象とするライセンス契約書において、独占的ライセンスと非独占的ライセンス両方の条件を定めることは法律で認められている⁵⁶。例えば、1件の商標ライセンス契約において、特定の商品については独占的ライセンスを、他の商品については非独占的ライセンスを付与することも可能である。

付与された商標使用权をサブライセンス許諾するライセンシーの権利については、ライセンサーとの間で書面による合意を要する⁵⁷。

該当する同意は、特定のサブライセンシーを記載することなく、または特定のサブライセンス契約の締結に関して、ライセンス契約の中で、または別個に付与す

⁵⁶ 民法第 1236 条第 3 項

⁵⁷ 民法第 1238 条第 1 項

ることができる。ライセンサーはまた、ライセンシーに許可される用途一覧のうち、ある特定の商標の用途に限定してサブライセンス契約を締結することを同意の条件とすることもできる⁵⁸。

ライセンシーは、基本ライセンス契約に基づいてライセンシー自身に許可された権利の範囲に限り、かつ基本契約の期間を超えない期間のみ、商標を使用する権利をサブライセンシーに付与することができる⁵⁹。例えば、ICGS クラス 10 および 30 の商品に関して商標が登録され、モスクワ地域でクラス 30 の商品のみに対しライセンスが交付される場合、サンクトペテルブルクにおける ICGS クラス 10 の商品に関してサブライセンス契約を締結することはできない。

基本ライセンス契約の期間を超える期間を対象として締結されたサブライセンス契約は、基本契約が満了するまで締結されているとみなされる⁶⁰。

ライセンス契約に別段の記載がある場合を除き、ライセンシーは、サブライセンシーが行う行為について、ライセンサーに対し責任を負う⁶¹。

⁵⁸ 決議 5/29 の第 17 項

⁵⁹ 民法第 1238 条第 2 項

⁶⁰ 民法第 1238 条第 3 項

⁶¹ 民法第 1238 条第 4 項

4.2 商標ライセンス関連法規

4.2.1 商標ライセンス契約の締結

商標ライセンス契約に不可欠な条件には下記の条件が含まれる。

- (i) 契約の**主題**（契約に基づいて使用権が付与される商標の説明）
- (ii) 商標使用権が付与される**商品（サービス）**のリスト
- (iii) 許可された**商標使用方法**
- (iv) **料金**もしくは料金の計算方法またはライセンス契約を無償とする旨の定め

ライセンス契約書に商標登録番号が記載されている場合、両当事者は、**主題**に合意したとみなされる。

複数の商標がライセンス許諾される場合、ライセンス契約の主題となる商標リストをその付属書類に含めることができる。

ライセンス契約書に**商標使用方法**を定めることにより、ライセンシーが実施を許される行為または活動の範囲を制限することもできる。

ロシアの法律は商標の使用を制限しておらず、商標登録がなされている商品、業務またはサービスを識別（個別化）するために商標に対する独占権を行使することができる」と定めている。

法律には下記の商標使用例が記載されている⁶²。

- (i) 販売目的で製造、提供され、展示会や見本市で展示され、他の方法でロシア市場に出され、この目的で保管もしくは輸送され、またはロシア連邦に輸入される商品（ラベルおよび梱包材を含む）に商標を表示する
- (ii) 作業の実施時またはサービスの提供時に商標を表示する
- (iii) 商品の発売に関連する文書に商標を表示する
- (iv) 商品、業務またはサービスの提供に際し、または発表、広告および看板において商標を表示する
- (v) ドメイン名および他のアドレスに表示する場合も含めて、インターネット上に商標を表示する

ライセンサーから許可された商標使用の解釈に際し齟齬が生じる可能性を防ぐために、契約書に上記の法的な用語および文言を採用することが望ましい。ただし、

⁶² 民法第 1484 条第 2 項

商標の潜在的用途を記載するリストには制限がないため、両当事者は、使用手段をある程度柔軟に調整し、補足する。

ライセンシーは、権利の範囲内において、ライセンス契約に定める方法でのみ、商標を使用することができる。ロシアの法律は、ライセンス契約書に明記されていない商標の使用権はライセンシーに付与されていないとみなされると推定する。裁判所の慣例も、付与された権利の範囲に関してライセンス契約の条件を広義に解釈することを不可としている。

ライセンサーは、商標登録がなされる商品（サービス）の全部または一部にのみ商標を使用する権利をライセンシーに付与することができる。これは、ライセンス契約にライセンス対象である**商品（サービス）のリスト**を含めることにより実施される。

商標登録がなされたすべての商品（サービス）に対して、または同じ ICGS クラスのすべての商品（サービス）の権利に関してライセンス許諾される場合、ライセンス契約に「商標登録がなされたすべての商品（サービス）に関する使用権」または「商標登録がなされた ICGS クラス 30 のすべての商品に関する使用権」を付与すると記載していれば十分である。

有償のライセンス契約書に**料金額**または料金計算手順に関する条項がない場合、契約は締結されていないとみなされる。ただし、裁判所の慣例によると、ライセンス契約が契約の両当事者により実際に履行されており（例えばライセンシーが商標を実際に使用し、当該使用に対するロイヤルティをライセンサーに支払うなど）、締結された契約に関して紛争が発生していない場合、当該契約は締結されていると認められる。

特に事業体は、該当する独占的権利の全有効期間にわたり、全世界の何れかの国においても独占的ライセンスを無償で相互に付与することはできない。これにより、ライセンスが実際に無償の処分（すなわち、商標の独占権の贈与）となるためである。ロシアの法律は、事業体間の贈与を禁止している。

上記の不可欠な条件のいずれかが欠けているライセンス契約は、締結されていないとみなされる。

不可欠ではないが、両当事者間で合意することが推奨される契約の他の条項には、下記の条項がある。

- (i) 締結されるライセンス契約の**期間**
- (ii) 商標の使用が許可される**地域**

ライセンス契約の期間は、ライセンス許諾される物の独占的権利の有効期間を超えることはできない。ただし、商標に対する独占的権利は 10 年間で有効であり、無期限に更新可能であることはすでに述べた通りである。結果的に、両当事者は、独占的権利の全期間にわたり商標使用権が付与されることを契約書に記載することができ、商標更新の際にはその期間が有効になるとみなされる。

更新（自動延長または補遺に基づく更新など）を条件として契約期間が決定される場合、ライセンス契約更新の都度、国家登録が必要になる。

期間の定めがないライセンス契約の締結期間は5年間であるとみなされる。

商標ライセンス契約には遡及的効力を持たせることもでき、両当事者は、過去の期間も契約対象とすることに合意することができる。ただし、ライセンシーは当該期間中に商標を実際に使用していなければならない。加えて、両当事者は、ライセンサーには過去の期間中も当該契約を締結する権利を有していたことを確認する必要がある（すなわち、関連する基本ライセンス契約をロシア特許庁に登録していたことを条件として、該当する商標を所有していた、またはサブライセンスの許諾が許可されたライセンシーであったなど）。

ライセンス契約書に商標の使用が許可される地域を定めていない場合、ライセンシーは、ロシア連邦の領土全域で使用することができる。ライセンス契約書において、ライセンサーは、ライセンシーが商標を使用することができる地域を、例えば一つの連邦構成体または特定の都市または特定の場所（モスクワのドモジェドボ空港など）に制限することができる。

4.2.2 商標ライセンス契約書の形式

商標ライセンス契約は、書面で締結しなければならない。この要件を満たさない場合、契約は無効になる⁶³。

商標ライセンスの種類については上記セクション 4.1.3 を参照。

4.2.3 商標ライセンス契約の有効期間

ライセンス契約は、契約条件に基づいて早期に解除されない限り、該当する商標に対する独占権が終了した時点で終了する⁶⁴。

ただし、ライセンス契約が複数の商標に対する権利を対象とする場合、ある商標に対する独占権が終了しても、それに伴いその他の商標に関するライセンス契約が終了することはない。

また、ある許諾商標に対する独占権が商標登録対象商品（サービス）の一部に関してのみ終了する場合、ライセンス契約は、当該商品（サービス）に関連する部分のみが終了する。

4.2.4 商標ライセンスの登録

商標に対する権利の他の処分と同様に、ライセンス契約に基づく商標使用权の付与にはロシア特許庁への登録が必要となる。商標ライセンスの国家登録要件が満たされない場合、ライセンスは付与されなかったものとみなされる。

4.2.5 商標のライセンサーおよびライセンシーの義務

法律によれば、ライセンス契約に基づくライセンサーの主たる義務は、契約に定める範囲において商標使用权をライセンシーに付与することであり、一方ライセ

⁶³ 民法第 1369 条第 1 項

⁶⁴ 民法第 1235 条第 4 項

ンシーは（有償ライセンス契約の場合）ライセンサーに対し、適時に料金を支払う義務を負う。

商標ライセンスに基づきライセンシーが負う追加的な義務は、ライセンシーが生産または販売し、商標を表示した商品の品質をライセンサーの定める品質要件に確実に適合させることである。製品の品質を保証するライセンシーの義務は、この条件の遵守を管理するライセンサーの権利と一対である⁶⁵。

こうした法規定は、商品に商標を付すことで特定の品質パラメーターからの逸脱を防ぐことにより、また基準以下の商品（サービス）が消費者に販売されないようにすることにより、ライセンサーとそのブランド両方の信用を守るために必要とされる。

ライセンサーおよびライセンシーは、商品（サービス）の生産者としてのライセンシーに対して請求が提起された場合は連帯責任を負う⁶⁶。このルールは、消費者の利益に資するものであり、消費者は、商標により識別された商品（サービス）の品質が生産者を問わず同一になると想定することができる。

両当事者は、ライセンス契約に以下の定めを盛り込むこともできる。

- (i) ライセンシーは梱包、広告素材などの模型デザインに対してライセンサーの事前の承認を得た場合に限り、梱包または広告素材に商標を使用することが許可される。
- (ii) ライセンシーは商標を登録通りに使用する必要がある。ライセンサー自身が自らの商標を使用していない場合、不使用を理由とする商標保護の取り消しを防ぐためにこの条件は特に重要である。
- (iii) ライセンサーは商標登録を更新する義務を負う。
- (iv) 第三者が許諾商標に対する独占権を侵害した場合、ライセンシーは、合理的に可能なあらゆる情報支援をライセンサーに提供する義務を負う。
- (v) ライセンシーは、商標権の侵害を確認した場合にはライセンサーに報告する義務を負う。
- (vi) ライセンサーは、商標に対する独占権を保護するための措置を講じる必要がある。

商標ライセンス契約の条項および同契約に基づく両当事者の他の義務については以下に詳細に記載する。

⁶⁵ 民法第 1489 条第 2 項

⁶⁶ 民法第 1489 条第 2 項；連帯責任とは、請求権を有する者が請求の全額または一部に対し（民法第 323 条）、責任を負うすべての当事者に対して共同で、またはいずれかの当事者に対して個別に履行を請求することができることを意味する。

4.2.6 商標ライセンス契約に基づく報告

法律の基本的立場によれば、ライセンサーはライセンシーに対し、許諾商標の使用状況について報告を義務付けることができる。ライセンス契約に報告日程および報告手順が定められていない場合、ライセンシーは、要求に応じて当該報告書をライセンサーに提出しなければならない。

さらに上記の通り、ライセンサーは、ライセンシーが許諾商標を表示した製品（サービス）の品質要件を遵守しているか管理する権利も行使する。

この法規定は、ライセンシーによる当該商標の適切な使用を管理し、製品の品質を確保しようとするライセンサーの利益に資するだけでなく、消費者の利益にも資する。そうでなければ、ライセンサーは営業上の信用その他の財産権を損なう可能性があり、消費者は周知のブランドを付した製品が一定の品質を持つと想定することができない。

この状況において、報告およびライセンサーの管理を目的として、ライセンス契約書に詳細な手順および日程を定めることもできる。報告書の提出および／または許諾商標の使用状況に関するライセンサーの監査の手順について、詳細を定めることが望ましい。特に、報告の必要かつ十分な範囲および内容、ライセンサーによる監査と最低頻度、ライセンシーの報告日程などを定めることができる。これらの定めがないと、ライセンサーは、自らの立場を悪用してライセンシーの業務の妨げとなる不当な検査を行い、かつ報告書を要求する可能性がある⁶⁷。

4.2.7 訴訟における登録商標のライセンシーの地位

商標に対する独占権の侵害が生じた場合、法律では特に、権利者に対する下記の救済が認められ、この救済は下記事項を要請することにより行使される⁶⁸。

- (i) 偽造品、そのラベルおよび梱包を市場から撤収し、破棄する。
- (ii) 文書、広告および看板から称号を削除する。
- (iii) 下記の損失を弁済し、賠償金を支払う。
 - 1万ルーブルから 500万ルーブル（金額は違反の性質に基づき裁判所の裁量により決定される）。
 - 商標が違法に表示された商品の価値の2倍または商標使用权の価値の2倍相当額。商標の合法的な使用に対して同様の状況において通常請求される価格を基に決定される。
- (iv) 犯罪に関して下される裁判所の判決は、真の権利者を示す。

⁶⁷ ただしライセンサーは、ライセンス契約に基づきライセンシーに許可された知的製品の使用の妨げとなるような行為を行わないよう法律で義務づけられている（民法第1237条第2項）。

⁶⁸ 民法第1252条および第1515条

賠償請求に特有の具体的な特徴は、賠償は損失補償とは異なり犯罪が証明された場合に支払われるが、権利者は自ら被った損失の金額を証明する必要がないことである。賠償額の決定に際し、裁判所は特に、犯罪の性質、知的製品の違法使用期間、犯罪者の罪の度合い、当該人が過去にこの特定の権利者の独占権を侵害したことがあるかどうか、権利者が受けたと思われる損失を考慮し、賠償の合理性、公正性および比率の原則により導かれた決定を犯罪の結果に転嫁する⁶⁹。

独占的ライセンス契約に基づくライセンシー

法律には、第三者による許諾商標に対する独占的権利の侵害により独占的ライセンスに基づくライセンシーの権利が影響を受ける場合、ライセンシーは法律により権利者に与えられる手段によって権利を保護することができる⁷⁰と定められている（上記参照）。この権利は、**独占的ライセンス**に基づくライセンシーのみに付与されることに留意すること。

非独占的ライセンス契約に基づくライセンシー

単純（非独占的）ライセンスの所有者は、権利者または独占的ライセンシーに付与される救済を享受することはできない。非独占的ライセンシーは、第三者に対する権利を保護するためには、独占権の所有者に対する支援を申請しなければならない⁷⁰。

4.2.8 商標ライセンス契約に及ぼす商標譲渡の効果

法律に基づき、商標に対する独占権を新たな権利者に移転することは、前権利者が締結したライセンス契約を変更または解除する根拠にはならない⁷¹。取引後は新たな権利者がライセンサーになる。

法律では、ライセンサーが独占権の処分に関する契約を締結することに対し、ライセンシーの同意を取得することを義務付けていない⁷²。

ただし、契約自由の原則⁷³により、両当事者は、商標に対する独占権を新たな権利者に譲渡した場合は、契約の変更または解除が生じるとする条項をライセンス契約書に盛り込むことができる。

また両当事者は、ライセンサーは商標に係る独占的権利を処分する前にライセンシーの同意を取得するよう義務付けられる旨の条件を盛り込むこともできる。ライセンス契約にこの条件がない場合、新たな権利者もライセンシーも、権利の処分を理由としたライセンス契約の変更または解除を要求する権利を有することはできない⁷⁴。

⁶⁹ 決議 5/29 の第 43.2 項および第 43.3 項

⁷⁰ 訴訟番号第 A32-40495/2015 号に関する IPC の 2017 年 4 月 27 日付決議第 C01-287/2016 号

⁷¹ 民法第 1235 条第 7 項

⁷² 決議 5/29 の第 13.8 項

⁷³ 民法第 421 条

⁷⁴ 知的製品または識別手段に係る独占的権利の処分についての合意の見直しに関する推奨事項第 3.3.8 項（2009 年 12 月 29 日付ロシア特許庁令第 186 号により承認）

4.3 商標ロイヤルティ計算方法

ロシアの民法および税法では、商標その他ロイヤルティ計算の背後にある規模および／または原則に関する必須要件は定められていない。当事者は適切であると考える条件を契約書に定めることができる。

ライセンス料の支払いは、以下を含め、あらゆる形式が認められている。

- (i) 一回の定額払い（いわゆる一括払い）
- (ii) 定額・定期払い
- (iii) ライセンシーが商標を使用して得た製品の売り上げまたは利益に対する一定の割合に相当する額（いわゆるランニング・ロイヤルティ）
- (iv) 上記の方法の組み合わせまたは他の方式（例えば、一定額の初回ロイヤルティとランニング・ロイヤルティを組み合わせるなど）⁷⁵

利益に対する一定の割合の形でロイヤルティを設定する場合、商標を採用した製品の売り上げがない（ライセンシーの過失による場合も含む）ことを理由に、ライセンサーが十分な料金を受け取ることができない可能性があるというリスクが生じる。したがって、契約により、ライセンシーが銀行保証を取得し、ライセンス許諾された物が使用されなかった場合でも最低保証料を支払うことを義務付けることができる⁷⁶。

定額料金の支払いは、定額料金ベースのライセンス契約に基づく支払いがまさに使用権の付与と引換に行われるため、ライセンシーが実際に商標を使用するか否かに左右されない。

この点で、定額払いを設定する場合、ライセンシーによる料金回収のための請求は、ライセンシーが商標を使用しないことを理由に拒否されることはない。ただし、両当事者は、ライセンス料金表（例えば、商品の生産数量もしくは販売数量または提供したサービスの量を基準とするなど）を定めることができる。

ロイヤルティの金額と計算方法に関して唯一制限の可能性があるとすれば、それはロシアの移転価格ルール（ロシア税法第 V.1 条）にある。当該ルールによると、ある条件に基づき関連会社間で締結されたライセンス契約は、「支配された取引」として扱われ、その移転価格は、FTS により独立企業原則の遵守について調査を受けることがある。

移転価格ルールは、価格操作による税逃れと闘うための広く評価された方法である。ルールのロシア版は主に OECD（経済協力開発機構）ガイドラインに準拠している（例外もいくつかある）。このルールの基礎は、関連当事者間取引の契約価格は独立企業間の価格でなければならない、すなわち同じ商品、サービスまたは権利に対し、独立した当事者であれば同様の状況において両当事者間で行う取

⁷⁵ 民法第 1235 条第 5 項

⁷⁶ I.A. Zenin. 学士号プログラムのための知的財産権／第 9 版／改定版 - M.: Urait Publishing House. 2015, p. 482

引において合意したであろう契約価格に相当する額でなければならないとする考え方である。そうしなければ、関連当事者（支配された取引の当事者）は、移転価格の調整や法人税の追加査定という形で税に関する負の影響を受けることもある。

ただし、このルールはロイヤルティの決定に際して当事者が使用すべき要因を厳密に定めているわけではない。移転価格の設定方法によって契約の移転価格や契約当事者の財務成績を、独立当事者間の同様の取引や独立当事者の財務成績と比較する場合に、ロイヤルティ支払いに関する契約の財務上および商取引上の条件をすべて考慮しなければならないということを示唆しているにすぎない。

したがって、両当事者は、例えばライセンスの種類（独占的または非独占的）、使用方法、一般社会による商標認識、商標ライセンスの期間、対象地域、対象製品の範囲、業界で一般的な利益率、背景など、商取引上の要件を満たすあらゆる決定要因を自由に選択しつつ、ライセンス料を決定することができる。

移転価格の調整はいかなる率であれ関連するライセンス契約の法的効力を損なってはならず、無効化の根拠にはなり得ないことに留意することが重要である。実際に支払われるロイヤルティの金額は、たとえ独立企業基準から逸脱し、税負担増につながる可能性があるとしても、同じである。

また、FTS はロシア企業から外国の親会社または「姉妹」会社（外国の関連会社）に対するロイヤルティの支払いを定めたライセンス契約に対して細心の注意を払うことにも注意しなければならない。ロイヤルティ金額および／またはその背後にある決定要因が明らかに不合理であり、経済的に不当である場合、税務当局は、ロシア所得税の目的において税控除に異を唱える可能性がある。

商標ライセンスのケース・スタディ

ベスト・プラクティスの事例（独占的ライセンス）

本書の第 4.2.8 号に記載する通り、独占的ライセンスのライセンシーのみが、法律により権利者に適用される手段で商標に係る権利を保護することができる。これは訴訟番号第 A56-58243/2015 号により確認される⁷⁷。

この事例において、被告は、原告がライセンシーではあるが権利者ではなかったため、賠償請求を提起する権利を有していなかったという事実を指摘した。

しかし、裁判所は、原告を勝訴として紛争を解決し、原告は、独占的ライセンスに基づくライセンシーであったため、賠償請求を提起する権利を有していたと指摘した。

失敗の事例（独占的ライセンス）

契約に基づく商標に係る権利の付与を適時に国家登録することの重要性は、例えば訴訟番号第 A40-179595/15 号により確認される⁷⁸。

この事例において、ライセンシーは、特定の地域において商標を使用する独占的ライセンスの許諾を登録するために、ロシア特許庁に申請した。

ロシア特許庁は、同じ地域で同じ商品に商標を使用する権利の付与が非独占的ライセンスに基づく他者の名義ですでに登録されていたことから、登録を却下した。

裁判所は、ロシア特許庁の登録却下を合法と認め、ライセンス契約の範囲に含まれる権利は所有者に付与された権利を超えていた、すなわち所有者は同じ地域で同じ商品に商標を使用する権利が他者に付与されている限り、独占的ライセンスを付与することはできないと述べている。

結果的に、契約に基づく権利の付与の登録により生じる問題を回避するために、商標使用权の付与を変更する場合は必ず（ライセンス契約の変更および解除も含めて）、適時に登録しなければならない。

ベスト・プラクティスの事例（非独占的ライセンス）

本書の第 4.1.3 号に記載する通り、法律では、独占的ライセンスと非独占的ライセンス両方の条件を盛り込んだライセンス契約書も認められている。

それにもかかわらず、実際は、ロシア特許庁が独占的ライセンスと非独占的ライセンスの両方を盛り込んだ契約に基づく権利の付与を登録することができるかどうかについて議論が生じたことがある。

⁷⁷ 訴訟番号第 A56-58243/2015 号に関する知的財産裁判所の 2016 年 11 月 25 日付決議第 C01-896/2016 号

⁷⁸ 訴訟番号第 A40-179595/15 号に関する第 9 Arbitrazh（商事）上訴裁判所の 2016 年 7 月 25 日付決議

ロシア特許庁は、このような契約の登録を却下し、その立場は3件の訴訟において裁判所により支持された。しかし、ロシア連邦最高商事裁判所は下級裁判所の判決を覆し、独占的ライセンスと非独占的ライセンス両方の条件を盛り込んだライセンス契約は法律に反していないと指摘した⁷⁹。

失敗の事例（非独占的ライセンス）

商標侵害事例における裁判所の慣例により確定されているように、ライセンシーは、非独占的ライセンスの所有者である場合は、商標に対する権利を防御することはできない。

ある会社が商標の違法使用に対し賠償を求める訴訟を提起した。第一審裁判所は侵害を認め、請求に応じた。

しかし、上訴裁判所は、ライセンシーに付与されたライセンスが非独占的であったために、第一審裁判所の判決を取り消しし、請求を否認した⁸⁰。

その他の事例

契約に基づく権利付与の登録

両当事者により契約が実際に履行されている場合、「登録されていないこと」を理由に両当事者間の契約に基づくすべての関係が取り消されることはない。

例えば、ある起業家が、契約に基づく商標使用権の付与がロシア特許庁に登録されていなかったために、自らが支払ったロイヤルティを返還させるための訴訟を提起した。

裁判所は、契約に基づく権利付与の登録は、関連する契約約定が存在することを第三者に知らしめる目的で行われると述べた。紛争対象の契約に基づく権利の付与は登録されていなかったため、契約締結の有無や契約条件の内容を知らない第三者の権利や利益に影響を及ぼすような結果は生じていない。

たとえそうであっても、裁判所の判決によると、紛争対象の契約は両当事者が適法に締結したものであり、重要な条件はすべて両当事者間で合意したものである。したがって、当該契約は両当事者間の関係に法的意味を生じさせたため、所有者はロイヤルティを合法的に受領したのであって、不当利益として払い戻す必要はなかった。

上記に鑑み、裁判所は、たとえ契約に基づく商標使用権の付与が適法に登録されていなかったとしても、所有者からロイヤルティを返還させることは否認した⁸¹。

⁷⁹ 訴訟番号第A40-106575/11-26-813号に関するロシア最高商事裁判所の2013年3月12日付判決第13921/12号

⁸⁰ 訴訟番号第A41-71432/2015号に関する知的財産裁判所の2016年9月27日付決議

⁸¹ 訴訟番号第A56-89469/2015号に関する知的財産裁判所の2017年7月4日付決議

ライセンス契約の有効期間

適法に登録された商標が商標ライセンス契約の主題になることは法律上明らかである。

これにより、（商標出願権がない）未登録商標はライセンス契約に基づき許諾することはできないという結論が促される。

この理論は裁判所の慣例により確定されており、商標が登録されるまでは知的財産物は存在しないことになるため、商標契約に基づき商標に対する権利が付与されない場合があることを示している⁸²。

ライセンス契約が存在しない場合は自ずと、商標に対する独占権が侵害されたと結論付ける根拠がないことになり得る。

ある会社が商標の違法使用を理由に賠償を求める訴訟を提起した。

原告と被告はライセンス契約を締結しており、その中で原告は被告に商標に対する独占的ライセンスを許諾していた。その後裁判所により契約が無効と判断されたため、原告は、有効な契約がないため商標が違法に使用されているとして提訴することになった。

そのような状況であっても、裁判所は訴えを却下し、あらゆる場合において商標の使用禁止は有効であるが、所有者が法律により禁止されていない形で使用を許可していた場合はこの限りではないと指摘した。ライセンス契約は原告と被告の間で締結されているため、所有者は、被告が紛争対象の商標を使用することに同意していたことになる。

裁判所の判決に基づき、ライセンス契約は締結時から無効であったと宣言された事実は、所有者が商標の使用を許可していなかったことを証明するものではなかった⁸³。

⁸² 訴訟番号第 A32-44757/2015 号に関する第 15 Arbitrazh（商事）上訴裁判所の 2016 年 7 月 5 日付決議

⁸³ 訴訟番号第 A3-68/2015 号に関する IPC の 2016 年 1 月 18 日付決議；

4.4 商標ライセンス契約（フランチャイズ契約を含む）

4.4.1 契約の主要条項

以下は、契約当事者が商標ライセンス契約に通常盛り込むと思われる重要な条件および条項をまとめたものである。

契約条項	説明
契約の主題	<p>主題は商標ライセンス契約に不可欠な条件である。両当事者は、ライセンス許諾の対象である商標の登録番号を記載することで主題に合意することができる。</p> <p>商標使用权が付与される商品（サービス）のリストも提示する。</p>
使用方法	<p>考えられる商標の用途は、ライセンス契約に不可欠な条件となる。両当事者は、ライセンシーに許可される商標用途を慎重に決定する必要がある。なぜなら、ライセンシーが許可された使用範囲を超えた場合、ライセンサーの独占権の侵害とみなされるためである。</p>
対象地域	<p>ライセンス契約には商標の使用が許可される地域（ロシア、ロシアの特定地域、特定の都市など）も記載することが望ましい。契約書に地域が記載されていない場合、ロシア連邦の全地域において知的財産対象物を使用することができる想定される。</p>
両当事者の権利および義務	<p>ライセンス契約に基づく両当事者の権利および義務に関する主要条項の一つは、契約で定められた枠組みの中で商標を使用する権利をライセンシーに付与するライセンサーの義務に関する条項であり、ライセンシーはライセンサーに適時に料金を支払う義務を負う。</p> <p>ライセンス契約には該当する行政費用を支払うことにより、商標に対する独占的権利を有効に維持するライセンサーの義務も明記することができる。</p> <p>ライセンシーが第三者にサブライセンスを許諾することが予想される場合は、サブライセンス許諾権をライセンス契約書に定める。サブライセンスの同意は、（サブライセンシーの記載のない）すべてのサブライセンス契約についても、いずれか特定のサブライセンスについても、付与することができる。</p>

	<p>ライセンス契約において、ライセンシーに対し、商標に対する独占権の第三者による侵害を知り得た場合は直ちにライセンサーに報告し、ライセンサーが権利を保護する際に合理的な支援を提供するよう義務付けることができる。</p> <p>ライセンサーは、商標に対する独占権を保護するための措置を取る責任を負う可能性がある。ライセンシーは、非独占的ライセンスに基づき自ら商標権を防御することはできないため、この条件は非独占的ライセンスにとって特に重要である。</p> <p>両当事者または一方当事者は、ライセンス契約に基づく権利付与につき国家登録を実施する責任を負う場合があり、国家登録がなければライセンスは無効である。</p> <p>該当する商標が使用されたマーケティング向けの商品（業務／サービス）の品質に関する請求が生じた場合は、直ちにライセンサーに報告するようライセンシーに義務付けることができる。</p> <p>ライセンシーには、商標を登録通りに使用するよう義務付けることができる。この条件は、ライセンサー自身が商標を使用していない場合、不使用を理由とする商標保護の取り消しを防ぐために重要である。</p> <p>梱包または広告素材などの模型デザインに対してライセンサーの事前の承諾を得ることなく、ライセンシーが梱包または広告素材に商標を使用することを禁じることもできる。</p> <p>契約書には、ライセンシーが商品の生産および販売に関し法律で求められる許可およびライセンスを取得する場合に限り、特定の商品に商標を使用する権利を有する旨の条件を盛り込むことができる。</p>
対価	<p>法律上、両当事者は、契約に基づくライセンス料の形式を決定することができ、それには下記の形式が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一回の定額払い ● 定額・定期払い ● ライセンシーが商標を使用して得た利益に対する一

	<p>定の割合に相当する額（ロイヤルティ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の方法の組み合わせまたは他の方式 <p>ライセンスが無償である場合、その旨をライセンス契約書に明記すべきである。</p>
契約期間	<p>ライセンス契約書には、使用权が付与される期間、または独占権の全期間にわたり付与される商標使用权に関する条項を定めることができる。その場合、有効期間に商標更新期間が含まれるとみなされる。更新（自動延長または補遺に基づくなど）を条件として契約期間が決定される場合、ライセンス契約更新の都度、ロシア特許庁への登録が必要となる。</p> <p>期間の定めがないライセンス契約の締結期間は5年間であるとみなされる。</p> <p>商標ライセンス契約には遡及的効力を持たせることもでき、両当事者は過去の期間も契約対象とすることに合意することができる。</p>
商品およびサービスの質	<p>法律によりライセンシーは、ライセンシーが生産または販売し、許諾商標を表示した商品の質がライセンサーの定める品質要件に確実に適合させることが義務付けられる。両当事者は、ライセンサーの品質基準への言及、ライセンサーがライセンシーによる品質保証要件の遵守を管理する手順、ライセンシーがライセンサーにサンプル製品を提供する義務を定めることにより、ライセンス契約における具体的な条件に合意することができる。</p>
保証	<p>実際に、ライセンス契約には下記の保証が含まれることが多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> 商標に対する権利に瑕疵または不備がないこと、および第三者の権利が商標使用により侵害されないことに関するライセンサーの保証 ライセンス契約を締結する法的能力を有する旨の両当事者の保証 商標を付した製品等の品質を保証するために最大限努力する旨のライセンシーの保証

賠償責任	<p>両当事者は、法的責任（義務違反が生じた場合の損害賠償請求など）とともに、特定の義務の違反に対する所定金額の支払い（または所定の方法で計算された支払い）⁸⁴に関する条項を契約書に盛り込むことができ、特定の状況が生じた場合は契約書⁸⁵に定める通りにすることができる。</p>
契約の解除	<p>法律に基づき、両当事者間の合意によりライセンス契約を解除することができる。いずれかの当事者の要請に応じて、重大な契約違反が生じた場合には、裁判所の決定により契約を変更または解除することができる。一方当事者が、契約締結時に他方当事者が得られるはずであったものを著しく失うほどの損害を生じさせた場合、重大な契約違反となる⁸⁶。</p> <p>両当事者は、権利を有する当事者が他方当事者に撤退通知を送付することにより一方的に契約を撤退することができる理由を定めることもできる。その理由には、例えば他方当事者が特定の義務に違反することや破産手続きを開始することが含まれる⁸⁷。</p> <p>両当事者が、いずれかの当事者の裁量により一方的な契約撤退が可能である旨を定める場合、通知日から両当事者にとって都合の良い解除日までの最低期間を定めることが望ましい。</p>
紛争解決	<p>ロシアの法律には商標ライセンス契約に起因する請求／要請に基づく資金の回復に関する紛争に関する強制的な訴訟前紛争解決手続きについて、紛争は、請求日から 30 日が満了する時点で裁判所に付託され、検討を受けると規定していることに留意すべきである。両当事者は、他の条件または手続きに合意することができる（契約書においてこの期間を増減させることができる）。</p> <p>両当事者は、商標の法的地位および保護に関する紛争以外の潜在的紛争について、どの裁判所がこれを解決すべきかを定めることもできる。これは商事裁判所、ロシアに所在する仲裁裁判所、または外国の裁判所もしくは法廷のいずれかとすることができる。</p>

⁸⁴ 民法第 330 条

⁸⁵ 民法第 406.1 条

⁸⁶ 民法第 450 条

⁸⁷ 民法第 450.1 条

適用法	両当事者は自らの裁量により、適用法を自由に選択することができる。その場合であっても、選択した契約法にかかわらず、知的財産法の所定の規定が、両当事者間の関係に適用される最も重要な必須規則であるとみなされることに留意されたい。当該条項は、例えば商標の登録および法的地位ならびに保護に関連している ⁸⁸ 。
秘密保持	両当事者は、商業的利益を保護する目的で、共有する特定の情報の秘密保持に関する条項をライセンス契約書に盛り込むことを望むことがある。当該条項は、フランチャイズ契約における特別な重要性を想定し、当該契約に基づいて商標使用権は、ライセンサーのノウハウとともに付与されることが多い。ただし、いずれの当事者も関連情報の開示が法律で求められる場合は守秘義務の違反に責任を問われないことに留意すべきである。
不可抗力	ロシアの法律の下では、（事業活動に従事する者を含む）いかなる人も、不可抗力、すなわち特定の状況において防ぐことができなかつた異常な状況により、適切な履行が不可能であったと証明することができる場合には、契約条項の違反につき責任を問われることはない ⁸⁹ 。両当事者は、自らが不可抗力と認める状況のリストを自由に拡大することができる。ただし、義務に対する一方当事者の意思または行為（債務者の資金不足、契約相手の義務違反、代表者による違法行為 ⁹⁰ など）に依拠する状況は、両当事者が不可抗力の定義にそれを含めるか否かを問わず、不可抗力として認められない場合があることに留意すべきである。
契約解除による在庫の取り扱い	<p>ライセンス契約には、契約の満了／理由を問わない解除に伴い、ライセンシーは、ライセンサーから提供されたすべての文書その他の資料（例えば生産技術、品質管理、マーケティング、販売促進戦略等に関するもの）をライセンサーに返還するか破棄する必要があることを明記することができる。</p> <p>契約書には、契約の満了／解除の後一定期間にわたり、ライセンシーはライセンサーの商標を表示した製品在庫を売却することができること（いわゆるグレース・ピリオド）を定めることもできる。また両当事者は、ライセンシーが終了／解除日までに生産された製品を無期限</p>

⁸⁸ 民法第 1192 条

⁸⁹ 民法第 401 条第 3 項

⁹⁰ ロシア最高裁判所総会の 2016 年 3 月 24 日付決議第 7 号第 8 条「債務不履行に関する責任について定めたロシア民法の特定規定を裁判所が適用する件について」

	に、すなわち期間を制限することなく売却する権利を有することに合意することができる。
雑則	<p>両当事者は、ライセンス契約の下記の追加条項に合意することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 他方当事者に対する適切な通知を目的として使用する住所および両当事者間の通信手順 • 契約変更手続き

また、商標使用权を付与する別種の契約が**フランチャイズ契約**であることにも留意すべきである。

法律によると、フランチャイズ契約に基づき、フランチャイザー（権利者）は商標および他の資産、特に商号およびノウハウに係る権利も含めて、**独占的権利一式**を行使する権利をフランチャイジーに付与することを約束する⁹¹。

フランチャイズ契約を締結する際に、有効期間と地域を指定しても、指定しなくてもよい。

この種の契約は、ライセンス契約、およびライセンス契約に適用される規則に優先するフランチャイズ契約の複数の特定の規則に適用される法規定に準拠する。

専門事業体、すなわち商業組織および個人事業主として登録される個人のみが、フランチャイズ契約の当事者になることができる。フランチャイズ契約は無償とすることはできない。

商標使用权は、フランチャイズ契約に基づいて付与される強制的資産の一つである。商標に対する独占権が付与されない場合、取引はフランチャイズ契約にはならない。フランチャイズ契約の主題には、他の知的財産物（例えばノウハウや特許）を使用する権利も含めるべきである。

独占権一式を行使する権利の付与に加え、フランチャイズ契約には、フランチャイザーの営業上の信用と商業的経験の限定的使用についても定めている。フランチャイザーは、技術文書および商業文書をフランチャイジーに引き渡し、フランチャイジーがフランチャイズ契約のもとで取得する権利を行使するために必要となり得る他の情報を提供し、これらの権利の行使についてフランチャイジーとその従業員に簡潔に説明する義務を負う⁹²。

商標ライセンス契約と対照的に、フランチャイズ契約の当事者は、より密接な関係にある。フランチャイザーがフランチャイジーにビジネスモデルを使用する権利を実際に付与するためである。

⁹¹ 民法第 1027 条第 1 項

⁹² 民法第 1031 条第 1 項

その結果、フランチャイザーは、フランチャイジーがフランチャイズ契約に基づいて生産する製品の品質を維持し、営業上の信用低下を防ぐことに直接的な関心を抱く一方で、フランチャイジーは、フランチャイザーから権利一式と、事業に関する詳細なガイドライン、指示および情報支援を取得することを希望する。

フランチャイジーを保護するために、法律は、フランチャイズ契約に別段の定めがない限り、フランチャイザーは下記事項を実施しなければならないと定めている。

- (i) 従業員の研修と専門能力の開発を含め、継続的な技術支援と助言をフランチャイジーに提供する。
- (ii) フランチャイジーがフランチャイズ契約に基づいて生産する製品の質を監視する⁹³。

一方フランチャイジーは下記事項を実施しなければならない⁹⁴。

- (i) フランチャイザーの商標その他フランチャイズ契約に定める識別手段を使用する。
- (ii) 契約に基づいて生産する商品（サービス）の品質がフランチャイザーの品質基準を確実に満たすようにする。
- (iii) 独占的権利一式を行使する特徴、方法および条件をフランチャイザーの特徴、方法および条件（フランチャイジーが契約に基づき付与された権利を行使する際に使用する商業施設の整備に関するガイドラインも含む）に確実に適合させることを目的としたフランチャイザーのガイドラインおよび指示を遵守する。
- (iv) フランチャイザーから直接商品（サービス）を購入次第、消費者に期待されていた一切の追加サービスを提供する。
- (v) フランチャイザーのノウハウその他フランチャイザーから受け取った秘密の商業情報を開示しない。
- (vi) 限られた数のサブフランチャイズ契約を付与する（契約にその義務が定められている場合）。
- (vii) フランチャイズ契約に基づいて商標または他の識別手段を使用していることを消費者に伝える。

フランチャイズ契約には通常、フランチャイザーとフランチャイジー両方に対する所定の制限を定める。法律により両当事者は、フランチャイズ契約書に特にそれぞれの活動を制限する下記の条件を盛り込むことが許可されている⁹⁵。

⁹³ 民法第 1031 条第 2 項

⁹⁴ 民法第 1032 条

⁹⁵ 民法第 1033 条第 1 項

- (i) フランチャイザーはフランチャイジーに許可した地域で使用することができる同様の権利を他者に付与せず、または当該地域で自社の業務を行わない義務を負う。
- (ii) フランチャイジーは、フランチャイザーに帰属する独占的権利を使用して行う企業活動に関し、フランチャイズ契約の対象地域でフランチャイザーと競合しない義務を負う
- (iii) フランチャイジーは、フランチャイズ契約に基づくフランチャイザーの競合相手（または潜在的競合相手）から同様の権利を取得することを拒否する。
- (iv) フランチャイジーは、契約に基づき付与された権利の使用に係る商品（サービス）をフランチャイザーが設定した価格で販売する義務を負う。
- (v) フランチャイジーは、所定の地域においてのみ商品を販売し、業務を遂行し、またはサービスを提供する義務を負う。

ただし、競争を制限することを意図したフランチャイズ契約の条件は、反トラスト法に抵触する可能性があることを念頭に置くべきである。法律に基づき、関連する市況および両当事者の経済的成果に鑑みて、制限的条件が反トラスト法に抵触する場合、反トラスト機関または他の関係者の要請により当該条件が無効になることもある。また法律は、商品販売を特定地域に所在する買主のみに限定することを定めた条件は無効であることも明確に定めている⁹⁶。

商標ライセンス契約の場合と同様に、フランチャイズ契約に基づく権利の付与は国家登録を必要とする。登録しなければ、権利の付与は発生していないものとみなされる。契約書に別段の定めがない限り、フランチャイザーは、権利一式を行使する権利の付与を確実に登録しなければならない⁹⁷。

フランチャイジーは、適切に義務を履行することを条件として、満了後の新たな期間につき、フランチャイズ契約を延長する優先権を有する。当該契約の条件は両当事者の合意に基づいて変更することができる。フランチャイザーがフランチャイジーとのフランチャイズ契約を新たな期間にわたり延長することを拒否したにもかかわらず、満了から 1 年以内に、終了した契約に基づきフランチャイジーに付与されていた権利と同じ権利を付与する契約を同じ条件で他者と締結する場合、フランチャイジーはその裁量により、(i) 新たに締結された契約に基づく権利および義務が元フランチャイジーに移転され、元フランチャイジーはフランチャイズ契約更新の拒否により生じた損失の補償を受けること、または (ii) 当該損失の弁済のみを受けることを裁判所に請求する権利を有する⁹⁸。

期間の定めなく締結されたフランチャイズ契約の各当事者は、他方当事者に 6 カ月前に通知をすることにより随時、契約から撤退することができる。ただし、それより長い通知期間が契約に定められる場合はその限りではない。

⁹⁶ 民法第 1033 条第 2 項および第 3 項

⁹⁷ 民法第 1031 条第 2 項

⁹⁸ 民法第 1035 条

解除料金として定められる金額の支払いによる解除が契約で許可される場合、一定期間にわたり、または期間の定めなく締結されたフランチャイズ契約の各当事者は、他方当事者に少なくとも 30 日前に通知することによりいつでも契約から撤退することができる。

下記の事態が生じた場合、フランチャイザーは、フランチャイズ契約のすべてまたは一部から撤退することができる。

- フランチャイジーが生産した商品または提供したサービスの品質に関して契約の条件に違反した場合
- フランチャイジーが、付与された独占的権利一式を行使する特徴、方法および条件を契約条件に確実に適合させることを目的とするフランチャイジーのガイドラインおよび指示に対し重大な違反を犯した場合
- フランチャイジーが、契約に定める時期までにフランチャイザーに料金を支払う義務に違反した場合

フランチャイザーは、フランチャイジーがフランチャイザーから書面による違反是正要請を受けた後、合理的な期間内に違反を是正せず、または当該要請日から 1 年以内に同じ違反を再び犯した場合には、一方的に契約から撤退することができる。

商標、サービスマークまたは商号に対するフランチャイザーの権利が終了する場合、当該権利がフランチャイズ契約に基づいてフランチャイジーに付与された独占的権利一式の一部である場合には、終了した権利が新たな同様の権利に置き換えられない限り、フランチャイズ契約は終了する。

フランチャイザーまたはフランチャイジーが支払不能（破産）を宣言された場合、フランチャイズ契約は終了する。

4.4.2 契約締結時の留意事項

商標ライセンス契約またはフランチャイズ契約を締結する際には、以下の点につき留意すること。

- (i) ライセンサーまたはフランチャイザーが、契約に基づき使用権が付与される商標に対し、独占権を有しているか否かを確認する。
- (ii) ライセンス許諾された商標の登録が、ロシアにおいて有効であるか否かを確認する。
- (iii) 他のライセンシーまたはフランチャイジーが存在しないかを確認する。
(独占的ライセンスは、他のライセンシーが存在する場合、無効となる。また、同一の範囲における非独占的ライセンスは、独占的ライセンシーが存在する場合、無効となる。)
- (iv) サブライセンス契約またはサブフランチャイズ契約については、基本ライセンスに基づき付与される権利の範囲を確認する。

- (v) 商標の使用方法および商標使用権が付与される商品（サービス）のリストを詳細に定める。
- (vi) ライセンシーまたはフランチャイジーが商標の使用が許可される地域を決定する。
- (vii) 報告および監査手続きを詳細に定める。
- (viii) 重要な点として、契約に基づく権利付与（契約更新または途中解約も同様）は、国家登録を必要とする。

5 トレード・シークレット漏洩の防止

5.1 トレード・シークレットの保護

5.1.1 トレード・シークレットの定義

ロシアにおいては、第三者に知られていないために商業的価値を有する情報は、2つの異なる仕組みにより、ノウハウまたはトレード・シークレットとして保護され得る。

どちらの仕組みを導入するかは、企業が保護を望む情報の性質による。例えば、知的製品に関する情報（高い技術を含む製造工程の詳細等）および事業プロセスのみであれば、ノウハウとして保護されるが、契約価格または顧客リスト等、より一般的な性質の情報については、トレード・シークレットの仕組みにおいて扱われる。

開示または制限すべき情報のうち、法律またはその他の規制によりアクセスすることが禁止されている情報は、ノウハウまたはトレード・シークレットとはみなされない。

例えば、連邦法第 92 条「株式会社について⁹⁹」に基づき、株式会社は、年次報告書、定例株主総会の通知等のある種の情報については開示する義務を有する。

他の連邦法としては、2006 年 7 月 27 日付連邦法第 149-FZ 号「情報、情報技術および情報保護について」があり、第 8 条第 4 項において、以下の情報へのアクセスは制限されないと定めている。

- (i) 人権もしくは公民権、自由もしくは責任に影響する規制、または企業の法的地位ならびに連邦政府および地方政府の権限を決定する規制
- (ii) 環境および健康に関する情報、連邦政府および地方政府の活動ならびに予算の使用に関する情報（国家または公的な秘密を構成する場合はこの限りではない）
- (iii) 情報を個人および企業に提供するために設立または整備された公開図書館、博物館またはアーカイブ、および政府、地方自治体または他の情報システムに蓄積されている情報
- (iv) 連邦法に定める通りアクセスを制限することができないその他の情報

他の連邦法により上記リストに追加される可能性もある。

結果として、秘密情報を保護する仕組みは、企業が保護を望むデータの性質に直接的に依拠する。

⁹⁹ 1995 年 12 月 26 日付連邦法第 208-FZ 号「株式会社について」

ノウハウ

科学的小および技術的分野の知的製品または職業的活動の方法¹⁰⁰に関するあらゆる情報（製造関連、技術的、経済的、組織的もしくはその他の情報）は、以下の場合、製造に関する秘密（ノウハウ）とみなされ得る。

- (i) 第三者に知られていないために商業的価値を有する場合。商業的価値とは、製造費用の削減、収入の増加、市場地位の維持、従業員の数または業績を評価するための明確なシステム、および形式化された営業工程等を含むことがある。
- (ii) 公有ではなく、公知でもない場合（例えば、インターネット検索エンジンを用いて見つけることのできない場合）。その場合でも、公的情報が特定の方法により変換もしくは列挙されている場合、または入手する際に追加的な努力が必要となる場合（例えば、相手方との連絡など）は、当該データが派生的であり、または公共の情報源を用いて入手したものであっても（公知の情報源から直接取得したものでなければ）、ノウハウとしても保護することができる。
- (iii) トレード・シークレットを構成しない情報のリストに含まれていない場合。（詳細は上記参照。）
- (iv) 例えばトレード・シークレットの仕組みを導入するなど、当該情報の所有者が確実に秘密を保持するために十分な措置を取った場合。

現在のところ、ノウハウ保護の目的で、秘密保持を徹底するための十分な措置を取ること（パスワードの設定、第三者による自由なアクセスの実質的な制限）が重要であり、トレード・シークレットの仕組みを導入するか否かは、ノウハウ所有者の判断に任される。

ノウハウに関する法的枠組みを構築する際に、法律は、保護の対象となり得る具体的な情報を列挙していない。したがって、上記の基準が満たされる場合、あるデータがノウハウとしてみなされるか否かは、当該データが科学的小および技術的分野の知的製品ならびに職業的活動の方法に関する情報を含む限り、所有者の判断によるところとなる。

ある特定の製品を製造する際に使用される技術的な知識（材料もしくは構成に関する情報）、または商品市場に関する商業的な情報は、特にノウハウとして保護され得る。

なお、ノウハウについては、国家登録は不要であり、ノウハウ・ライセンス契約または移転契約に基づく権利の付与または移転についても登録は不要である。

¹⁰⁰ 民法第 1465 条第 1 項

5.1.2 ノウハウまたはトレード・シークレットに対する独占的権利

ノウハウまたはトレード・シークレットに関する独占権は、主に保護対象の情報の秘密性を保持することにより得られる所有者の実際の独占状態を基盤とする。

ノウハウ所有者は、法律に矛盾しないあらゆる方法にて使用する独占権（製品の製造ならびに経済的および組織的判断の実施を含む）を享受する。ノウハウ所有者は、ライセンス契約もしくは移転契約を締結する形で、またはノウハウをフランチャイズ契約およびその他の種類の契約の主題に含めることにより、上記独占権を処分することができる。

また、あわせて重要な点として、善意で、かつ他のノウハウ所有者とは無関係に、保護対象のノウハウの内容を構成する情報の所有者になった人は、当該情報について自律的かつ独占的な権利を取得する¹⁰¹。

法律では、特定の要件が独占権の所有者に課されるノウハウをさらに2種類に分類している。職務著作物（WFH）と、契約に基づき創作されたノウハウである。

(1) WFH

従業員が職務の一部として、または雇用主からの特定の任務の一環として創作したノウハウに対する独占権は、雇用主が所有する。

職務または雇用主が課した特定の任務に関連してノウハウにアクセスする権利を有する人は、当該情報に対する独占権が有効である限り、当該情報の秘密を保持しなければならない。

(2) 契約に基づき創作されたノウハウ

ノウハウが、請負契約、調査、探査、開発もしくは技術的業務のための契約、または国家もしくは自治体のニーズを満たすための政府もしくは自治体との契約の履行において創作された場合、上記ノウハウに対する独占権は、関連する契約（政府または自治体との契約）に別段の定めがない限り、請負人（サービス提供者）が所有する。

トレード・シークレットの侵害

法律は、ノウハウまたはトレード・シークレットの侵害を具体的に分類していない。ノウハウまたはトレード・シークレットに対する独占権は、ある人がノウハウに違法にアクセスし、これを使用し、または公開した場合、侵害されたとみなされる¹⁰²。

¹⁰¹ 民法第 1466 条

¹⁰² 民法第 1472 条、営業秘密法第 14 条

5.1.3 ノウハウまたはトレード・シークレットの保護期間

ノウハウまたはこれに存するトレード・シークレットの詳細は、その所有者が秘密を保持する限り保護される。秘密性が失われた場合には、ノウハウまたはトレード・シークレットに対する独占権は即座に消滅する¹⁰³。

5.1.4 ノウハウおよびトレード・シークレットの侵害に対する法的責任

(1) 民事上の責任

民法の下では、ノウハウの独占権の侵害に対する責任は、民法第 1472 条に準拠する。

ノウハウの独占権の侵害者（ノウハウに存する情報を違法に入手した者、それを開示または使用した者、およびノウハウの秘密保持を義務付けられた者も含む）は、ノウハウの独占権の侵害により生じた損失を補償しなければならない。

この種の民事責任は、常に、侵害者が有罪であると判示される場合に限り生じる。

さらに、契約の侵害による損害を補償するために、その他の条件および責任（有罪判決の有無を問わず生じる責任¹⁰⁴等）、または違約金の回収¹⁰⁵、または責任の制限¹⁰⁶を契約に定めることができる。

ノウハウを構成する情報を開示した（または別途独占権を侵害した）者は、当該ノウハウの独占権の侵害に対する責任を負う可能性がある。このことは、公法人（ロシア連邦、その構成機関、地方自治体）であっても、情報へのアクセス権を有していた従属機関が当該情報を開示した場合には適用される（トレード・シークレット法第 14 条）¹⁰⁷。

民法第 1472 条に基づく責任の例外規定は、善意でノウハウを使用し、使用が違法であることを知らなかったまたは知り得なかった者についてのみ定められている。これには、当該者が偶然または誤ってノウハウへのアクセス権を取得した状況も含む¹⁰⁸。

(2) 行政上の責任

ノウハウを違法に取得、使用または開示した場合で、当該侵害が不正競争行為と認められたときは、行政上の責任が生じる¹⁰⁹。

¹⁰³ 民法第 1467 条

¹⁰⁴ 民法第 401 条第 1 項および第 3 項

¹⁰⁵ 民法第 330 条から 333 条および第 394 条

¹⁰⁶ 民法第 15 条

¹⁰⁷ 判決第 5/29 号第 57 項

¹⁰⁸ 民法第 1472 条第 2 項

¹⁰⁹ ロシア行政違反基本法第 14.33 条

¹⁰⁹ 競争保護法第 4 条

競争保護法の下では、以下のような行為は FAS により不正競争であるとみなされる¹¹⁰。

- (i) 企業活動を行うにあたって優位性を得ることを目的とした行為
- (ii) 現行の法律、一般的な商習慣、信義則上の要件、合理性および正義に反する行為、ならびに
- (iii) 競合相手に対し、損失または営業上の信用を損なう、または損なう可能性のある行為

競争保護法は、不正競争としての形式を複数規定している。特に、第 14 条第 5 項によれば、商品の販売、交換またはその他の流通は、同時に知的財産が違法に使用された結果による場合、不正競争行為であるとみなされることがある。

違反した公務員に対しては、1 万 2000 から 2 万 RUB の過料が課され、違反した企業に対しては、10 万から 50 万 RUB の過料が課される可能性がある。

(3) トレード・シークレット法における責任

ノウハウ保護のためにトレード・シークレットに関する仕組みを導入することができることに鑑みて、トレード・シークレット法の違反に対する責任は、ノウハウに関する仕組みの違反にも適用されることがある。

例えば、トレード・シークレット法第 14 条第 1 項は、同法の違反により、ロシア連邦の法律に基づき、懲戒、民事、行政または刑事上の責任が生じると規定している。

懲戒責任は、職務の一部として雇用主およびその相手方が保有するトレード・シークレット情報へのアクセス権を得た従業員が、意図的にまたは不注意により当該情報を開示した場合に生じる。

この責任は、雇用主が従業員に対して適用し、従業員は戒告、譴責または解雇を受けることとなる。労働法第 81 条に基づき、法律により保護されている秘密情報の開示は、重大な職務違反となり、それにより従業員は解雇され得る。

さらに留意すべき点として、労働争議に対する裁判所の姿勢は特に厳しく、トレード・シークレットに関する仕組みを導入しているとみなされるには、トレード・シークレット法に規定するすべての基準を概して満たしていなければならない。

このケースにおいて、民事責任は、民法第 1472 条（ノウハウに対する権利の侵害）または民法第 15 条（損失に関する一般規定）のいずれかに基づく損失の回復で構成される。

ロシアの法律では、回復可能な損失は以下の 2 種類に分類される（民法第 15 条）。

¹¹⁰ 競争保護法第 4 条

- (i) 実損 – 権利を侵害された企業が被った費用、または侵害された権利を回復するために企業が負担しなければならない費用。
- (ii) 逸失利益 – 権利が侵害されていなければ、商取引の通常の場合で企業が取得していたであろう収入のうち、取得していない収入。

ロシアの法律においては「懲罰的損害賠償」（被告またはその他の者を改心させ、または訴訟の根拠を構成するものと同様の行為を為すことを避けることを目的とした損害賠償）の概念はない。ロシアの法律においては、損害賠償の目的は補償することである。

損害賠償を請求する場合、企業は以下の状況について証明しなければならない（すべての事実は立証が必要である）。

- (i) 損失を被ったこと
- (ii) 作為または不作為と損失との間の因果関係
- (iii) 損失額

行政上の責任については、行政違反基本法第 13 条第 14 項において、連邦法に基づきアクセスが制限されている情報（トレード・シークレット情報等）に関し、職務または職業上の任務の一環としてアクセス権を受けた者が開示した場合について規定している（当該開示が刑法上の責任を生じさせる場合はこの限りではない）。

当該違反については、個人には 500～1,000RUB の過料が課される。

トレード・シークレット情報の収集、開示および使用に関する刑事上の責任については、刑法第 183 条に規定されている。

例えば、刑法第 183 条第 1 項は、トレード・シークレット、税または銀行口座に関する秘密に相当する情報について、書類の盗取、賄賂、脅迫またはその他の違法な手段を用いて収集することを犯罪構成事実であると定めている。刑法第 183 条同項に基づく最高刑は、2 年以下の禁錮である。

刑法第 183 条第 2 項は、トレード・シークレット、税または銀行口座に関する秘密に相当する情報について、受任された者または職権上もしくは職務に関連して知り得た者が、その所有者の同意なく違法に開示または使用することを犯罪構成事実であると定めている。刑法第 183 条同項に基づく最高刑は、3 年以下の禁錮である。

さらに、同様の行為（トレード・シークレット情報の違法な使用）は、金銭的利益のために行われた場合には、5 年以下の禁錮が科される可能性がある。

5.2 トレード・シークレット（秘密性、実用性、有価性、秘密保持等）の確認

トレード・シークレットとは、現在の、または潜在的な状況下において、その所有者が収入増加、不公正な支出の回避、市場地位の維持、またはその他の商業的利益の取得を可能にする情報を秘密に保持することである¹¹¹。

トレード・シークレット法の下では、当該情報の所有者が導入しなければならないトレード・シークレットの仕組みの規定についてやや形式的なアプローチを取っている。

特に、第 10 条にて、トレード・シークレット情報を保護するために取るべき措置を以下のように挙げている。

- (i) トレード・シークレットとみなされる情報をリストとしてまとめる。
- (ii) トレード・シークレットへのアクセスを制限する（当該データの取り扱いに関する手続きを実践し、当該手続きの遵守状況を確認する）。
- (iii) トレード・シークレットへアクセスを許可された者を登録する。
- (iv) 雇用契約または民法上の契約に基づき、トレード・シークレット情報の使用に関して想定する。
- (v) 当該情報を含むすべての有形メディアまたは文書に「秘密」と印を付し、その所有者を記載する。

また、損失は、トレード・シークレット情報の開示または使用を伴う個人の行為により実際に生じたものであり、関係者が実際に当該情報を使用したことを証明しなければならないというのが裁判所の認識である¹¹²。

トレード・シークレット法第 11 条の違反があったと主張する際に、同法の上記要件がどれほど厳格に遵守されるべきかに関しては、裁判所の確固たる判断はない。

例えば、訴訟 17AP-1019/2015-AK において、裁判所は、A 氏が、以前ビジネス・パートナーであった個人起業家 B 氏の顧客基盤を利用して会社を設立したことを認めた。しかしながら裁判所は、個人起業家 B 氏が、顧客基盤がトレード・シークレットを構成していることを証明する文書を提出しなかったため、特に、A 氏がトレード・シークレットを含む文書を読んだことを確認できる、署名を付した文書がなかったため、その主張を退けた¹¹³。

¹¹¹ 営業秘密法第 3 条第 1 項

¹¹² 訴訟番号 11-28840 に関する 2013 年 9 月 18 日付モスクワ市裁判所判決。訴訟番号 2-2469/13 に関する 2013 年 5 月 15 日付モスクワ・ペロフスキー地方裁判所判決。訴訟番号 33-19046 に関する 2011 年 6 月 22 日付モスクワ市裁判所判決。

¹¹³ 訴訟番号 17AP-1019/2015-AK に関する 2015 年 3 月 13 日付第 17 商事上訴裁判所判決。同様の訴訟を参照のこと。訴訟番号 33-17808/2016 に関する 2016 年 9 月 27 日付サントペテルブルク市裁判所控訴審判決。

さらには、トレード・シークレット法の規定によると、法律を完全に遵守していなかったとしても、秘密情報を保護するために合理的に十分な措置が取られていれば、情報はトレード・シークレットとみなされることがある。すなわち、

- (i) トレード・シークレット情報へのアクセスについて、当該情報の所有者の同意を得ていない者によるアクセスはブロックする。
- (ii) トレード・シークレットの仕組みに違反することなく、トレード・シークレット情報の使用およびビジネス・パートナーへの移転の機会が提供されている¹¹⁴。

「合理的に十分な措置」とは、アクセスが実質的に制限されている、パスワードが設定されている、また関係者の範囲が実質的に限られていることであると認識されている。この場合、もし特定の印が付されていない、またはその他の細かな形式部分が満たされていないとしても、トレード・シークレットに関する仕組みは、依然導入されているとみなされ得る。

この議論は、裁判所の慣例によっても確定されている¹¹⁵。特に、2017年10月後半、知的財産裁判所はその決議において、トレード・シークレット情報を含む情報媒体に「秘密」の文言が付されていなくとも、トレード・シークレットに関する仕組みを遵守していなかったとはみなすことはできないと判示した¹¹⁶。

訴訟番号 33-3459/2015 に関する 2015 年 4 月 1 日付サマール地域裁判所控訴審判決。訴訟番号 A57-11021/2011 に関する 2012 年 7 月 10 日付ヴォルガ巡回連邦商事上訴裁判所判決。訴訟番号 33-1796 に関する 2011 年 5 月 25 日付ウドムルト共和国最高裁判所判決。訴訟番号 A55-17220/2008 に関する 2009 年 9 月 2 日付ヴォルガ巡回連邦 Arbitrazh (商事) 上訴裁判所判決。

¹¹⁴ 営業秘密法第 5 部第 10 条

¹¹⁵ 2013 年 12 月 5 日付モスクワ市裁判所判決 訴訟番号 4y/2-9352

¹¹⁶ 訴訟番号 A45-18610/2016 に関する 2017 年 10 月 30 日付知的財産裁判所判決

5.3 トレード・シークレットの漏洩防止

慣例によれば、トレード・シークレットの漏洩が最も頻発するルートは、広告および販売促進資料、展示会およびフェアにおける研究開発成果の発表、ならびに技術専門家が関わる外国企業の代表者との交渉である。ノウハウは、出版物、論文およびメディアでのコマーシャルにおいても開示されることが多い。

秘密性を保持するための方法は、慣例的には、技術、組織および法という3つのカテゴリーに分けられる。

組織的な方法は、主に以下の通りである。

- (i) アクセス制御（秘密情報へのアクセスを付与する従業員を制限する等）、および施設内部への外部者の無断侵入を防ぐセキュリティ・システムを構築する。
- (ii) 秘密情報の取扱規則について習熟させるべく従業員と連携し、情報保護規則等の違反に対する責任および処罰に対する意識を喚起する。
- (iii) 秘密情報の収集、加工、蓄積および保管のための技術的手段の利用を調整する。
- (iv) 秘密情報に関する内外の脅威を分析し、情報保護の手段を考案する。
- (v) 従業員による秘密情報の取扱方法、ならびに文書および技術的メディアの構成、保管および破棄の方法について、組織的な制御システムを導入する。
- (vi) 文書および文書化された情報の取り扱い（秘密情報、関連する会計、返却、保管および破棄の手続きを含む文書および情報媒体を作成および使用するための調整等を含む）。

技術的な措置は、情報への無断アクセスを防ぐ様々なハードウェアまたはソフトウェアおよびデバイスの使用と関連している。例えば、電子形式またはファックスによる通信チャンネルを通じ送信されるメッセージの暗号化、送信される情報の傍受を防ぐ様々な機器の設置等である。

従業員との秘密保持契約

一般的に、企業は従業員と秘密保持契約を締結し、秘密とみなされる情報のリストを作成し、当該情報の秘密を保持し開示しないことを約束させる。

秘密情報を保護するための法的方法

秘密情報を保護するための法的方法については、トレード・シークレットに関する仕組みの導入に加え、秘密情報を保護するための手段（秘密情報保護の観点から従業員との関係を管理する文書の策定、情報へのアクセス権を付与する者の登録等）として以下の契約を利用することもできる。すなわち、

- (i) 譲渡契約（民法第1468条）

(ii) ライセンス契約（民法第 1469 条）

(iii) 秘密情報の移転に関する契約（トレード・シークレット法第 3 条第 6 項）

原則として、ライセンス契約および譲渡契約は、重要な条件およびその他の法規定については、民法の一般規定に従う。

しかしながら、契約によって特別な事項を定めることができる。

この種の契約に基づき、ノウハウに関連する権利を付与された者は、（契約期間とは関係なく）その独占権の失効または終了まで、ノウハウの秘密を保持するよう求められる。

上記以外の民法に基づく契約（請負契約¹¹⁷または調査および探査、開発および技術的業務に関する契約¹¹⁸等）も、トレード・シークレットの保護に関する事項を定めることができる。

ライセンス契約における秘密保持条項

ライセンス契約には通常、秘密保持条項が含まれる。両当事者は、契約の履行に関して取り交わされる情報は、すべて秘密とみなされることに同意することができる。両当事者は、秘密情報へアクセスできる他方当事者の従業員数を相互に制限することもできる。このような秘密保持条項の内容を定めた拘束力を有する法律の規定はなく、契約の自由の原則が適用される。

以下は、ライセンス契約における秘密保持条項の例であり、ライセンス契約に含めることができ、かつライセンス契約にとって十分な内容である。

「会社 A は、ノウハウは、会社 B が長年にわたり多大なる労働力と資金を投じて取得し開発した有価資産であり、常に会社 B の所有物であり続けること、また契約に基づく開示は、以下に規定する明示的な条件に従って、秘密に、かつ一時的になされるものであることを認め、これに同意する。会社 A は、書面にて特に許可された場合を除き、ノウハウを第三者に開示する権利を有しないものとする。

会社 A は、会社 B が書面により許可した場合を除き、ノウハウの開示または使用に関するリスクを最小化するために、必要なあらゆる予防措置を取るものとする。会社 A は、ノウハウをその職務の性質上、知る必要のある役員および従業員のみに対し、かつ当該者が書面にて以下について同意をした場合に限り開示することに同意する。すなわち、会社 A および会社 B 双方の特段の指示がない限り、いつにても、直接的または間接的にも、就業期間中またはその後も、他者、組織または会社に対し、会社 A における就業の過程で、またはそれに伴って入手したノウ

¹¹⁷ 民法第 727 条は、以下の要件を記載している。「請負契約に基づきその義務を履行するために、一方当事者が他方当事者から、新たな解決方法および技術的知見に関する情報（法により保護されない情報を含む）および営業秘密として扱われうる情報（第 139 条）を入手した場合、受領当事者は、他方当事者の同意を得ることなく、第三者に対し当該情報を開示することはできない。両当事者は、当該情報の使用に関する手続きおよび条件を定めるべく契約を締結する。」

¹¹⁸ 民法第 771 条は、以下の要件を記載している。「調査および探査、開発および技術的業務に関する契約に別途の定めがない限り、両当事者は、契約の主題、履行の進捗または生じた結果に関連する情報の秘密を保持しなければならない。秘密とみなされる情報の範囲は、契約において定めるものとする。」

ハウを漏洩しないことを同意した場合である。会社 A は、すべての書面による同意は、会社 B が書面にて承認した形式および内容でなければならないことに同意する。

会社 A は、本契約に定める、または他方当事者の書面による承認がある、または法により義務付けられている場合を除き、本契約書の終了後も、第三者に対していかなる情報およびノウハウも秘密に保持し、これにつきやり取りをしないことに同意する。当該情報およびノウハウとは、本契約の履行において両者協力の結果として、一方当事者が他方当事者の事業に関し得たもの、または、本契約に至るまでに両者の協力の中で得たもので、製造、販売および流通の方法、会計システム、供給源、製造コスト、製法および工程、または本契約の条件に関する情報が含まれる。また、本条は本契約の終了後も引き続き有効に存続することが合意されている。

会社 B は、本契約に基づく会社 A の義務は、以下の情報には適用されないことに同意する。

1. 会社 A が、会社 B による開示の時点ですでに知っていたこと、および会社 B から直接的または間接的に情報を受領した者より開示されたものではないことを証明できる情報
2. 会社 A の過失によらずして、公知である情報、または
3. 会社 A が、会社 B から直接的または間接的に情報を受領しなかった者より、秘密保持義務を負うことなく受領したことを証明できる情報

6 ライセンス契約締結後の手続き

6.1 管轄するロシア政府機関への報告（怠った場合は処罰もあり得る）

6.1.1 知的財産物の使用権を付与するための登録手続きに関する一般条項

知的財産物が国家登録を必要とする場合、契約に基づく独占権の処分、および契約に基づく物の使用権付与（ライセンス）についても登録が必要であることが法律により定められている。

結果として、発明、実用新案、工業意匠または商標等の使用権の付与についても、登録が必要である。

また、商標使用権の当初の付与、および両当事者による既存の契約の更新のいずれも、国家登録が必要である。

なお、著作物（文学作品、絵画、視聴覚作品、写真、建築作品等）については、国家登録は法的に義務付けられておらず、それらの使用権の付与については登録を必要としない¹¹⁹。

登録済の知的財産物の使用権付与について登録を管轄する国家当局は、ロシア特許庁である。

なお、外国法人は、当局に登録済の商標／特許弁理士を通してのみロシア特許庁への手続きを行うことができる¹²⁰。

国家登録に関する規定と手続きは、以下において定められている。

- 発明、実用新案、工業意匠、商標、サービスマーク、登録済の集積回路の回路配置、コンピューター・プログラムまたはデータベースに対する独占的権利について、契約に基づく処分に係る国家登録の政府業務に関するロシア特許庁行政規則（2016年6月10日付ロシア経済発展省令第371号により承認。「規則第371号」）
- 発明、実用新案、工業意匠、商標、サービスマーク、登録済の集積回路の回路配置、コンピューター・プログラムまたはデータベースに対する独占的権利の契約に基づく処分、および当該知的製品に対する独占的権利の契約によらない移転に係る国家登録に関するルール（2015年12月24日付ロシア連邦政府決定第1416号により承認。「ルール第1416号」）

¹¹⁹ ソフトウェア（法律上は文学作品に分類される）およびデータベース等の著作物は、所有者の裁量で登録することができる。なお、ソフトウェアおよびデータベースの権利の処分についてのみ、当該物の登録が法的に義務づけられている。登録済のソフトウェアまたはデータベースの権利付与については、登録は必要ない。（民法第1262条）

¹²⁰ 特許弁理士は、法的に特許弁理士の資格を付与されているロシア国民であり、知的製品の法的保護、知的権利の識別および保護方法、知的製品への独占的権利の取得および処分、ならびに識別方法に携わる。（2008年12月30日付連邦法第316-FZ「特許弁理士について」第2条）

6.1.2 契約に基づく権利付与の国家登録の申請

契約に基づき付与された権利の国家登録は、以下のいずれかの方法により有効となる¹²¹。

- (i) 両当事者またはその代理人が、権利付与に関する国家登録のための**申請書**を提出する。なお、契約書の両当事者による署名が必要となる。
- (ii) 同様の申請書を提出する。ただし、契約当事者のうち一方当事者が署名し、以下の書類のいずれか1点を添付する。
 - 独占権が完全に処分された旨の通知（両当事者の署名を付したもの）
 - 契約書の抜粋（公証人が認証したもの）
 - 契約書または契約変更もしくは終了の捺印証書（両当事者の署名を付したもの）

上記の後、契約書の全文を提出する代わりに、ライセンシーに対し使用権の付与を確認できる抜粋をロシア特許庁に提出できる。これは、一部の条項（ロイヤルティ額等）の秘密性を懸念する両当事者にとって望ましいという。

契約両当事者による申請書または一方当事者による添付書類には、以下を記載するものとする¹²²。

- 契約の種類
- 契約当事者
- 契約の主題および独占的権利を示す証書の数
- 契約期間（契約に定めがある場合）
- 使用権が付与される地域（契約に定めがある場合）
- 発明、実用新案、工業意匠または商標使用権を付与される商品（サービス）の使用について、契約で特定されている使用方法
- サブライセンス契約に基づき付与される使用権に関する同意（ある場合）
- 契約を一方的に解除することができるか否か

登録申請書は、ロシア語で提出しなければならない。申請書の他の添付書類は、ロシア語または外国語（商標／特許弁理士または公認翻訳者が確認したロシア語訳を付す）で提出する。

¹²¹ ルール第 1416 号第 5 条および第 6 条

¹²² ルール第 1416 号第 7 条および第 9 条

6.1.3 権利付与の登録条件

ライセンス契約に基づく知的財産物の使用権付与に関する国家登録は、以下の条件が満たされた場合に有効となる。

- 登録のために、ロシア特許庁に対し**申請書**を提出すること
- 申請書が、有効かつ登録済の発明、実用新案、工業意匠または商標を対象としていること
- 権利者、契約書の主題、または契約両当事者に関する情報が、知的財産の国家登録に含まれている情報と矛盾しないこと
- 登録手続きを代理人を通じて行う場合には、委任状を提出すること
- 申請書に、必要な情報がすべて記載されていること（詳細は、本書第 6.1.2 号を参照のこと）
- 書類がロシア特許庁の要件を満たしていること¹²³
- 契約の主題の対象である権利が、契約両当事者が享受する権利の範囲を超えないこと

申請者が上記要件を満たしていない場合、ロシア特許庁からその旨の通知を受け、当該通知から3カ月以内に必要とされる不足書類または修正済書類を提出するよう伝えられる。3カ月以内に登録に必要な要件が満たされず、また、申請者が必要な書類を提出しなかった場合、ロシア特許庁は登録を拒絶する¹²⁴。

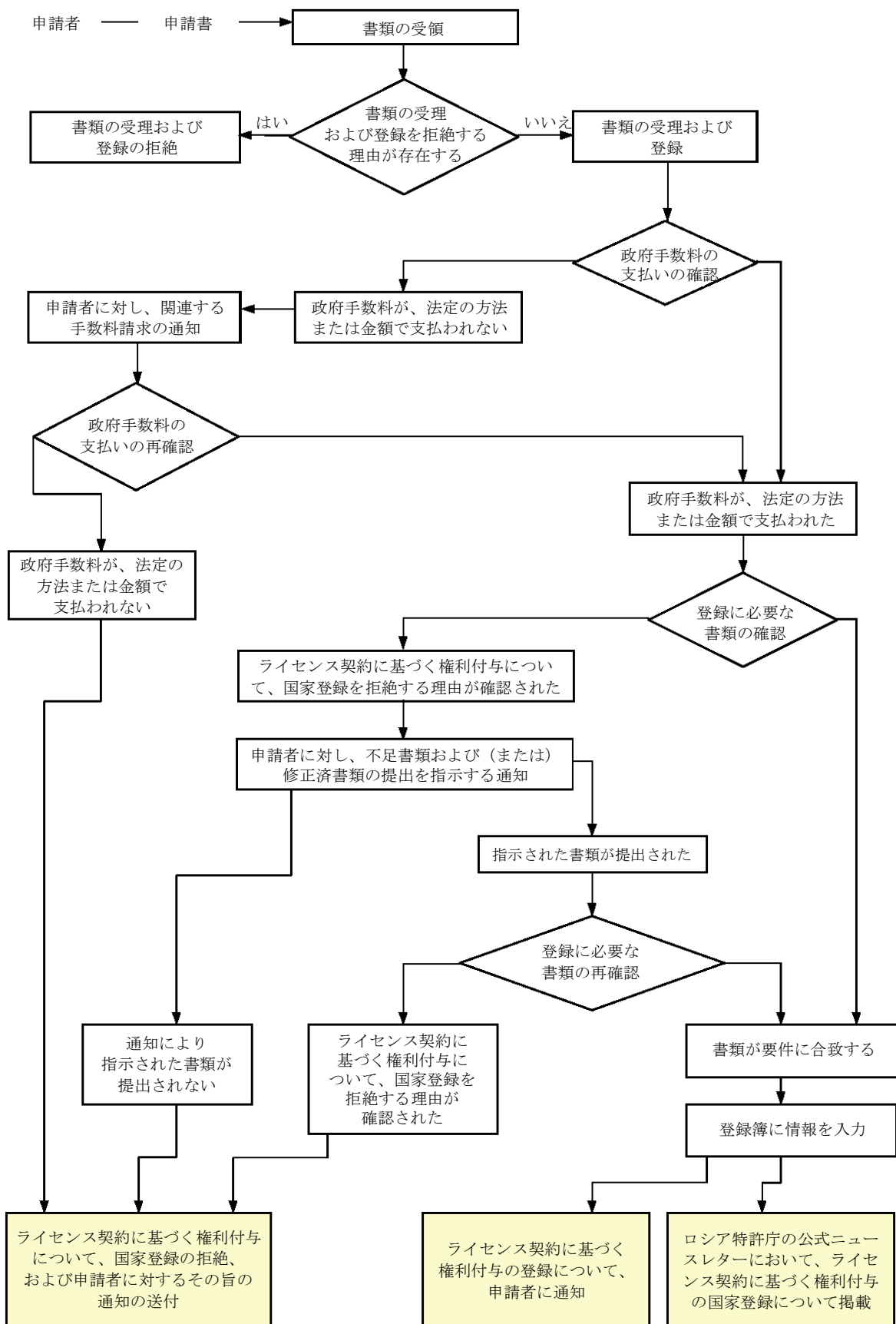
6.1.4 契約に基づく権利付与の国家登録手続き（フローチャート）

ロシア特許庁は、知的財産資産の使用権付与の登録のために書類が提出された場合、以下の措置を取る。

¹²³ 提出書類については以下の要件が定められている。（ルール第 1416 号第 4 条）

- 原本または公証人が認証した謄本を提出すること
- 書類はひとまとめにし、番号を付すこと（書類が複数ページにわたる場合）
- 提出書類は、正式な企業名および所在地を記載すること。個人の氏名、父または父の祖先に由来する姓（あれば）および住所を完全に記載すること。

¹²⁴ ルール第 1416 号第 15 条



登録申請が完了した場合、関連情報は、知的財産物の国家登録簿に入力される。

6.1.5 行政手数料

本書作成日現在において、契約に基づく知的財産物の使用権付与の登録のために申請者が支払うべき行政手数料は、以下の通りである¹²⁵。

ライセンス許諾の対象	行政手数料
以下に関する特許： 発明 実用新案 工業意匠	1,650RUB（～30USD ¹²⁶ ）＋追加特許ごとに850RUB（～15USD）
商標	1 万 3,500RUB（～225USD）＋追加商標ごとに1 万 1,500RUB（～200USD）
フランチャイズ契約書に基づく 商標、発明、実用新案、工業意匠	1 万 3,500RUB（～225USD）＋追加特許ごとに850RUB（～15USD）＋追加商標ごとに1 万 1,500RUB（～200USD）

行政手数料の支払書類は、申請者が自ら用意する。ロシア特許庁は、行政手数料が支払われているか否かにつき確認し、手数料が支払われていない、または一部のみ支払われたことが判明した場合には、申請者に対し、通知から2カ月以内に手数料を支払わなければならない旨の通知を送付する。

6.1.6 国家登録の日程

ロシア特許庁は、申請書および添付書類の受理から45営業日以内に国家登録を許可または拒絶する。申請者が、必要とされる不足書類または修正済書類の提出を求められた場合には、この日数は延長される¹²⁷。

6.1.7 申請者が提出する書類の様式および書式

使用権付与の登録を希望する申請者が提出する申請書およびその他書類の書式は、ロシア特許庁のウェブサイトを確認できる。

<http://www.rupto.ru/ru/stateservices/gosudarstvennaya-registraciya-rasporyazheniya-po-dogovoru>

¹²⁵ 特許およびその他の行政手数料に関する規則に基づく（2008年12月10日付ロシア連邦政府決定第941号により承認）

¹²⁶ 以下、金額は、本文書作成日の為替レート1USD=60RUBにて計算する。

¹²⁷ ルール第1416号第21条

6.1.8 契約に基づく権利付与を登録しない結果

登録済の知的財産物の権利付与の国家登録という法定義務を遵守しない場合でも、法律により罰せられることはない。

ただし、先述の通り、登録の要件が満たされない場合、他方当事者に対する契約書に基づく知的財産物の使用権付与は発生しなかったとみなされる。

実際には、これにより特に以下の問題が生じる。

例えば、所有者と地域ライセンシーの間における契約に基づく知的財産物の使用権付与の登録がなされなかった場合、その後、サブライセンス契約に基づき他の当事者に当該権利を付与することが妨げられる。当該サブライセンス契約の登録を試みても、ロシア特許庁は、ライセンシー（すなわち、サブライセンス契約におけるライセンサー）に対する権利付与が登録されていないことを理由に、その登録を拒絶することになる。

他にも、独占的ライセンシーが所有者のために定められた救済を適用して権利の保護を求め訴訟を起こしても、独占的ライセンスに基づく権利付与がロシア特許庁に正式に登録されていないという理由で裁判所により保護が認められないというケースも考えられる。

契約に基づく知的財産物の使用権付与に関する登録手続きは、非常に複雑であるため、通常は、知的財産分野で経験があり、商標／特許弁理士としての地位にある法務コンサルタントが、この点につき顧問サービスを提供するよう指導されている。

6.2 ロイヤルティの支払手続き（銀行への書類提出が必要）

ライセンス契約およびフランチャイズ契約に基づく知的財産物の使用権の所有者に対し、ロイヤルティを支払う場合には、使用権が付与された知的財産物にかかわらず、ロシア連邦の居住者は、当該ロイヤルティの基となる契約に加え、当該契約に定める他の複数の書類が必要となる。それらの書類を銀行に提出しない場合、支払いは一時停止されるか、または取引が実行されない。

現在のところ、2012年6月4日付ロシア中央銀行指示 138-I 号（「CBR 指示第 138 号」）によれば、（ライセンス契約に基づく場合を含め）契約額が 5 万 USD を超えるときは、外国人への支払いまたは外国人からの支払受取には初回の支払いの前に取引パスポートを作成しなければならない。取引パスポートは、公認銀行において、ロシア連邦居住者のみが作成できる。この要件は、ロシア連邦居住者ではない外国人には適用されない。

2003年12月10日付連邦法第 173-FZ 号「ロシア連邦における外国為替規制および管理について」において、ロシア連邦の居住者および非居住者の定義を定めている。

同法は、「公認銀行」の定義についても定めている。公認銀行は、ロシア連邦法に基づき設立された信用取引を行うことができる組織であり、ロシア中央銀行の認可に基づき外国通貨の資金を用いて銀行業務を行うことを許可されている。

外国為替取引パスポートの作成に関する上記の要件は、2018年3月1日まで有効であり、その後は新たな 2017年8月16日付 CBR 指示第 181-I 号が施行される。この指示は、輸入契約または信用契約の契約額が 300 万 RUB（5 万 USD）以上の場合、または、輸出契約書の契約額が 600 万 RUB（10 万 USD）以上の場合には、必須とされていた取引パスポートを廃止し、一方で公認銀行に契約を登録することを定めている。契約に基づく総債務額は、RUB の公式外国為替レートにて契約日に確定するか、または契約書に基づく総債務額が変更になった場合には、当該変更が生じた直近の修正（補足）の日付で確定する。

したがって、有効な CBR 指示および 2018年3月1日に有効となる新たな指示の両方に基づき、同契約に基づく支払いを行うためにライセンス契約書を銀行に提出しなければならない。別の選択肢としては、締結された契約の主要な規定を含む当該契約書の抜粋を提出することである。これらの書類は、ハードコピーまたは電子コピーで提出することができる。

支払いを実行するためには、契約書において直接的に定められた書類を銀行に提出しなければならない。ライセンスに関する支払いについては、提出書類は通常、両当事者が署名した知的財産の使用証書、支払額を記した請求書および／もしくは使用者報告書、または両当事者が合意することのあるその他の取引上の書類である。法律により書類のリストは制限されておらず、契約条件のみに依拠する。

CBR 指示第 138 号第 9.1.3 号および CBR 指示第 181-I 第 8.1.3 号に基づき、情報または知的財産物（その独占権を含む）に関するサービスの提供または移転については、以下の補足書類を銀行に提出しなければならないこともある。例えば、契約書に基づき、および／または商習慣に従って取り交わされた、移転および受領証書、請求書、VAT 請求書および／またはその他の取引上の書類、また特に、

会計規則および商習慣に従って取引行為を記録するために居住者が使用する書類など。

6.3 他方当事者がライセンス契約に違反した場合の対応

6.3.1 違反の種類

知的財産物に関しロシアで署名されるライセンス契約書は相当な数に上ることから、その違反もかなり頻発する。主な違反は以下の通りである。

- (i) ライセンシーが付与されたライセンスの範囲を超える行為をする。例えば、許可されていない方法で商標を使用する、またはライセンスの対象外の商品に商標を使用するなど。
- (ii) ライセンシーが、支払期日が到来しているにもかかわらず、ライセンサーに対しロイヤルティを支払わない。

(i)の違反に関しては、法律では、知的財産物がライセンス契約書に定めない形で、または有効期間を超えて、もしくは契約に基づきライセンシーに付与された権利の範囲を超えて使用された場合は、ライセンサーの独占権の侵害につき責任が生じると定めている¹²⁸。

(ii)の違反に関しては、法律では、ライセンシーが、ライセンス契約に定める期日までに知的財産物の使用権に関するライセンス料を支払う義務について重大な違反をした場合は、ライセンサーは、(a) ライセンス契約から一方的に撤退することができ、また、(b) 契約解除の結果として被った損失の補償を請求することができる¹²⁹と規定している。契約は、撤退の通知から 30 日以内にライセンシーが使用料の支払義務を履行しない限り、同通知後 30 日以内に終了する¹²⁹。

一般的に、ライセンス契約の両当事者は、違反に関する紛争の大半を友好的に解決することを希望する（これは特に、事前に両当事者が定めた訴訟前紛争解決手続きを通じて達成される）。ライセンスの関係性に鑑みて、交渉は市場における標準的な習慣である。違反に対する救済の選択肢、救済できない場合の結果、または契約の今後については、相手方との交渉において協議することができる。

違反に対する救済の選択肢について両当事者が合意に達し、交渉が終了した場合には、違反を救済するために両当事者が取るべき一連の措置を定め、そのために十分かつ合理的であると両者が考える期限を設定する。

さらに法律は、金銭的な請求については、必須の訴訟前紛争解決手続きについて定めている。裁判所は、当該手続きが遵守されている場合を除き（両当事者が契約に定めた訴訟前紛争解決手続きの遵守を怠った場合と同様）当該請求について検討することはない¹³⁰。

請求について検討がなされなかった場合でも、裁判所が検討することがないとの状況が無くなったのであれば（この場合、訴訟前手続きが取られ、関連する証拠

¹²⁸ 民法第 1237 条第 3 項

¹²⁹ 民法第 1237 条第 4 項

¹³⁰ 民事訴訟法第 148 条第 1 項

が入手できたときとする。証拠とは、例えば、書類が添付され、被告に対する訴訟前請求送付の郵便局による配達証明書付きの郵便通知等）、請求者が商事裁判所に別の訴訟を提起することを妨げるものではない¹³¹。

契約当事者が訴訟前解決の段階で違反を是正しない場合には、他方当事者は、その段階を経た後に権利保護を求めて訴訟を提起することができる。

6.3.2 予防措置

外国人権利者とライセンシーの間で締結されたライセンスまたはフランチャイズまたは販売契約に基づき、後者（使用者）が、権利者の商標を付した商品をロシアに輸入し、その後に契約が何らかの理由で（例えば、権利者に対する手数料の支払義務にライセンシーが違反した等）終了するという事態が頻発している。

上記においては、権利者の申請に応じて、ロシア税関当局が商標およびそれに含まれる著作物の税関登録を管理していることに留意すべきである。登録簿には、ライセンシー／認定販売者に関する情報も含む¹³²。

以前のライセンシーが、権利者の商標を付した製品をロシア領内に輸入することを防ぐために、権利者はロシア税関当局に対し、以前のライセンシーはもはやその認定販売店ではない旨通知することができる。この場合、税関当局は無許可のライセンシーによる商品輸入を特定し、発売を差止め、知的財産権の侵害の兆候を検知したことを権利者に通知する¹³³。

6.3.3 証拠の収集

ロシアの手続法に基づき、各訴訟当事者は、引証する状況を主張および反論の根拠として証明しなければならない¹³⁴。

知的財産物に対する独占的権利の侵害に関するケースでは、権利者は、まず侵害自体が実際に発生したことを証明しなければならない。そのために、権利者は特に以下の措置を取る。

侵害者がインターネット上で商品を販売したことに起因する権利者の権利の侵害は、公証人が認証するウェブサイト調査を実施し、実際に偽造商品が販売されていたことを証明する。公証人が認証するウェブサイト調査は、適切な証拠として裁判所に受け入れられやすい。

権利者の権利を侵害する情報を掲載していたウェブサイトのドメイン名の実際の管理者に関する情報を求めて、要求書をドメイン名登録機関に送付するべきである。

¹³¹ 民事訴訟法第 149 条第 3 項

¹³² 知的財産の税関登録維持のための連邦税関局行政規則（2009 年 8 月 13 日付ロシア連邦税関局令第 1488 号により承認）

¹³³ 関税同盟関税基本法第 1 部第 331 条（2009 年 11 月 27 日付ユーラシア経済連合国家間評議会首脳会合で決議第 17 号により採択された関税同盟関税基本法に関する合意書の付属書）

¹³⁴ 民事訴訟法第 65 条第 1 項

また、権利者は、自己の知的財産物の権利を侵害していると考える商品を購入するという方法もある。購入した場合、侵害者である可能性のある者が製造した特定の商品を実際に購入したことを証明する販売領収書およびその他の裏付書類を保管しておくことが推奨される。権利者が、侵害者の補償に関し、偽造商品の価額の2倍を請求しようとする場合には、販売領収書を保管しておくべきである。

購入する商品または裏付書類に権利侵害の疑いのある者が明記されていない場合には、その者から直接商品を購入し、実際に購入した事実を文書化し、必要な裏付書類を要求し、かつ商品の受領を記録する（例えば、動画撮影するなど）。

契約の一部を構成するソフトウェアの権利の侵害の場合には、以下は証拠として収集することができる。権利者は通常、契約書に、ライセンス許諾されているソフトウェアの使用状況の報告書をオンラインで送信する特別な手続きを記載した、自動技術を用いた監査に関する条項を含めることを徹底する。この場合、ライセンサーがライセンスの範囲を超えたことを示す証拠を、事前に権利者が収集することができる。

6.3.4 暫定的救済

暫定的救済とは、商事裁判所が、請求者の申請に基づき、その訴訟または金銭的利益を保全するために緊急に取る一時的な措置をいう¹³⁵。

暫定的救済は、それを認めないことにより裁判所の決定の執行が妨げられる可能性がある場合で、かつ、請求者が重大な損害を被ることを防ぐために、裁判上のいかなる段階でも付与することができる¹³⁶。

暫定的救済には、特に以下が含まれ得る。

- (i) 被告または他の関係者が保有する被告の資金またはその他の資産を凍結する。
- (ii) 被告または他の関係者が、紛争の対象である問題に関係する特定の行為を行うことを禁じる。
- (iii) 問題となっている資産への損害または資産の価値の低下を防ぐために、被告にある特定の行為を行うことを要求する。
- (iv) 問題となっている資産を、請求者または他の関係者の管理下に移転する¹³⁷。

商事裁判所は、同時に、他のまたは複数の暫定的救済を付与することができる。

暫定的救済の申請書は、請求文書とともに、または裁判所の判決が下される前の訴訟手続き中に、商事裁判所に提出することができる。

¹³⁵ ロシア商事訴訟法第90条第1項

¹³⁶ ロシア商事訴訟法第90条第2項

¹³⁷ ロシア商事訴訟法第91条第1項

暫定的救済は、これを認める根拠を欠いている場合には認められない。すなわち、救済を認めないことにより裁判所の判決の執行が妨げられるか、または請求者に重大な損害を与えることになるという証拠がない場合である¹³⁸。

暫定的救済が裁判により認められる可能性を高めるために、請求者は、**逆担保**を提供することができる¹³⁹。

逆担保とは請求者が提供するもので、裁判所が示す金額を裁判所の預金勘定に入れる、または同額の銀行保証、担保またはその他の金銭的保証を提供するものである。逆担保の金額は、申請書に記載された請求者の金銭的請求の範囲内またはそれに対する割合で設定することができる。逆担保の額は、金銭的請求額の少なくとも半額でなければならない¹⁴⁰。

逆担保の目的は、暫定的救済が不当に認められた場合に、被告が被る可能性のある損失を補償することである。

さらに、暫定的救済の申請とは別に、訴訟提起前に請求者の金銭的利益を保護するために、請求者は訴訟を提起する前に**訴訟前暫定的救済**を申請することができる。訴訟前暫定的救済は、請求者が逆担保を預け入れない限り認められない¹⁴¹。

知的財産の侵害に関する紛争において、裁判所によって暫定的救済が認められることはほとんどない。なぜなら、侵害が生じたか否かという問題自体は、訴訟において別個に調査する必要があるためである。

6.3.5 専門家との協議

知的財産紛争は、対応するにあたり最も難しい民事訴訟に分類される。そのため、ロシアは 2013 年に知的財産裁判所を設立した。これは、知的財産権の侵害に関する多くの紛争に対応するために破棄審（第三審）として機能し、また不使用による商標の法的保護の終了に関する紛争等ある種の訴訟に対応するために第一審裁判所として機能する専門裁判所である。

一般的に、知的財産権に関する紛争またはロシア特許庁の決定に異議を唱える紛争が非常に複雑であることを鑑み、企業は、知的財産および紛争解決の慣例に実際に詳しい専門の法務コンサルタントに相談することを望むことが多い。

知的財産チームを擁する法律事務所のランキングは、以下のウェブサイトに掲載されている。

<http://www.legal500.com/c/russia/intellectual-property> – the Legal 500 ランキング

¹³⁸ ロシア商事訴訟法第 93 条第 3 項

¹³⁹ ロシア商事訴訟法第 93 条第 4 項

¹⁴⁰ ロシア商事訴訟法第 94 条第 1 項

¹⁴¹ ロシア商事訴訟法第 99 条

<https://300.pravo.ru/rating/531/> – インターネット発行情報源 Pravo.RU.による
ロシアにおけるランキング

7 終わりに

ロシア連邦においてライセンスの関係性に関し生じている法的環境を考慮すれば、契約締結時には、以下につき留意することを推奨する。

- (i) ライセンサーまたはフランチャイザーが、契約に基づき使用権が付与される商標に対し、独占的権利を有しているか否かを確認する。
- (ii) ライセンス許諾された商標の登録が、ロシアにおいて有効であるか否かを確認する。
- (iii) 他のライセンシーまたはフランチャイジーが存在しないかを確認する。
(独占的ライセンスは、他のライセンシーが存在する場合、無効となる。また、同一の範囲における非独占的ライセンスは、独占的ライセンシーが存在する場合、無効となる。)
- (iv) サブライセンス契約またはサブフランチャイズ契約においては、基本ライセンスに基づき付与される権利の範囲を確認する。
- (v) 商標の使用法および商標使用権が付与される商品（サービス）のリストを詳細に定める。
- (vi) ライセンシーまたはフランチャイジーが商標の使用が許可される地域を決定する。
- (vii) 報告および監査手続きを詳細に定める。
- (viii) 重要な点として、契約に基づく権利付与（契約更新または途中解約も同様）は、国家登録を必要とする。

付属書類 1. Trade Mark License Agreement (サンプル)

DATED [INSERT THE DATE]

ОТ [ВСТАВЬТЕ ДАТУ]

TRADE MARK LICENSE AGREEMENT

ЛИЦЕНЗИОННЫЙ ДОГОВОР О
ПРЕДОСТАВЛЕНИИ ПРАВА
ИСПОЛЬЗОВАНИЯ ТОВАРНЫХ
ЗНАКОВ

[●]

[●]

and

и

[●]

[●]

CONTENTS

1	Subject of the agreement	1
2	Means of use	2
3	Territory of use	3
4	The right to sublicense.....	4
5	Remuneration.....	5
6	Term and termination.....	6
7	Rights and obligations of the parties	7 8
8	Guarantees	9
9	Quality of goods and services	10
10	Force majeure.....	11
11	Applicable law and dispute resolution	12
12	Miscellaneous	13
13	Details of the Parties	14
14	Signatures of the Parties	

СОДЕРЖАНИЕ

Предмет договора	
Способы использования	
Территория использования	
Право на сублицензии.....	
Вознаграждение	
Срок и прекращение договора	
Права и обязанности сторон	
Гарантии	
Качество товаров и услуг	
Форс-мажор	
Применимое право и разрешение споров	
Иные положения.....	
Реквизиты Сторон.....	
Подписи Сторон.....	

DATED [INSERT DATE]

ОТ [УКАЖИТЕ ДАТУ]

PARTIES:

СТОРОНЫ:

“[●]”, a company incorporated under the laws of [●] registered at [●] (hereinafter referred to as the “**Licensor**”), on the one hand, and

«[●]», компания, учрежденная в соответствии с законодательством [●], зарегистрированная по адресу: [●] (далее именуемая «**Лицензиар**»), с одной стороны, и

“[●]”, a company incorporated under the laws of [●], registered at [●] (hereinafter referred to as the “**Licensee**”), on the other hand,

«[●]», компания, учрежденная в соответствии с законодательством [●], зарегистрированная по адресу: [●] (далее именуемая «**Лицензиат**»), с другой стороны,

each of which shall individually be referred to as the “Party” and jointly referred to as the “Parties”,

по отдельности именуемые «Сторона», а совместно - «Стороны»,

whereas the Licensor holds the exclusive rights to the trade marks specified in the Subject of the Agreement (hereinafter referred to as the “**Trade marks**”) and the Licensee wishes to acquire the rights to use the Trade marks,

принимая во внимание, что Лицензиар обладает исключительными правами на товарные знаки, указанные в предмете настоящего Договора (далее - «**Товарные знаки**»), а Лицензиат желает приобрести права использования Товарных знаков,

the Parties have concluded this agreement (hereinafter referred to as the “**Agreement**”) as follows:

Стороны заключили настоящий договор (далее - «**Договор**») о нижеследующем:

SUBJECT OF THE AGREEMENT

1 ПРЕДМЕТ ДОГОВОРА

1.1 The Licensor grants the Licensee the exclusive license, for a remuneration, to use the Trade marks on the terms of the Agreement:

1.1 Лицензиар предоставляет Лицензиату на условиях исключительной лицензии за вознаграждение право использования Товарных знаков на условиях, установленных Договором:

Trade marks

Товарные знаки

1.1.1 Russian trade mark

1.1.1 Товарный знак Российской Федерации

“[IMAGE OF A TRADE MARK]”,

«[ИЗОБРАЖЕНИЕ ТОВАРНОГО ЗНАКА]»,

under certificate No. [●],

по свидетельству No. [●],

priority date: [●]

дата приоритета: [●]

registration date: [●]

дата регистрации: [●]

2 MEANS OF USE

2.1 The Licensor grants the Licensee the right to use the Trade marks in the following manners:

(i) [insert the means of use]

3 TERRITORY OF USE

3.1 The Licensor grants the Licensee the right to use the Trade marks throughout the territory of the Russian Federation.

4 THE RIGHT TO SUBLICENSE

4.1 The Licensee is entitled to grant any third party the right to use the Trade marks on sublicensing terms without the agreement of the Licensor.

4.2 Sublicens may be granted for a period not exceeding the term of the Agreement.

4.3 Sublicensing agreements may be extended upon agreement between the parties thereto in the event that the Agreement is extended.

5 REMUNERATION

5.1 For the rights granted under the Agreement, the Licensee shall pay the Licensor a remuneration (the “**Remuneration**”) as defined below:

[insert the amount and form of the Remuneration].

5.2 The Remuneration is to be paid by bank remittance to the bank account of the Licensor specified in the Agreement within [insert the term of the Remuneration’s payment].

2 СПОСОБЫ ИСПОЛЬЗОВАНИЯ

2.1 Лицензиар предоставляет Лицензиату право использования Товарных знаков следующими способами:

(i) [указать способы использования]

3 ТЕРРИТОРИЯ ИСПОЛЬЗОВАНИЯ

3.1 Лицензиар предоставляет Лицензиату право использования Товарных знаков на всей территории Российской Федерации.

4 ПРАВО НА СУБЛИЦЕНЗИИ

4.1 Лицензиат вправе предоставлять права использования Товарных знаков третьим лицам на условиях сублицензии без согласования с Лицензиаром.

4.2 Сублицензии могут выдаваться на срок, не превышающий срок действия Договора.

4.3 При условии продления срока действия Договора, сроки действия сублицензионных договоров могут быть продлены по согласованию сторон соответствующих сублицензионных договоров.

5 ВОЗНАГРАЖДЕНИЕ

5.1 За предоставленные в соответствии с Договором права Лицензиат выплачивает Лицензиару вознаграждение («**Вознаграждение**»), как определено ниже:

[указать размер и форму вознаграждения]

5.2 Оплата Вознаграждения производится путем перечисления денежных средств в безналичной форме на банковский счет Лицензиара, указанный в Договоре, в течение [указать срок для выплаты Вознаграждения].

6 TERM AND TERMINATION

6.1 The Agreement comes into force from the date of its signing and is valid for [insert the term of the Agreement], unless terminated earlier in compliance with the Agreement.

6.2 The Agreement may be terminated:

(i) given an agreement on termination signed by the Parties;

(ii) in the event of unilateral withdrawal from the Agreement by the Licensor claiming breach of obligations on more than one occasion, i.e., breach of the obligation to pay the Remuneration to the Licensor more than twice, whereat the Licensor is entitled to claim damages for losses caused by termination of the Agreement.

(iii) The Agreement may be terminated by either Party at any time upon [insert the time period] days prior written notice to the other Party.

6.3 In the event of termination of protection of any of the Trade marks, the conditions of the Agreement cease to be effective in respect of the relevant trade mark. The Agreement remains being in force with respect to the other Trade marks.

6.4 Upon termination of the Agreement for any reason, the Licensee will immediately abandon all direct or indirect use of the Trade marks, whereat the Licensee has the right to sell goods manufactured but not sold by the time of termination of the Agreement.

6 СРОК И ПРЕКРАЩЕНИЕ ДОГОВОРА

6.1 Договор вступает в силу с даты его подписания и действует в течение [указать срок действия Договора], если не будет расторгнут ранее этого срока в соответствии с положениями Договора.

6.2 Договор прекращается:

(i) на основании соглашения о расторжении Договора, подписанного Сторонами;

(ii) в случае одностороннего отказа от его исполнения, заявленного Лицензиаром при неоднократном, т.е. более двух раз подряд, нарушении Лицензиатом обязанности уплатить Лицензиару в установленный срок Вознаграждение, при этом Лицензиар вправе потребовать возмещения убытков, причиненных расторжением Договора.

(iii) Договор может быть прекращен любой Стороной в любое время путем направления другой Стороне предварительного письменного уведомления за [указать срок] дней.

6.3 В случае прекращения правовой охраны любого из Товарных знаков, условия Договора прекращают свое действие в отношении соответствующего товарного знака. В отношении остальных Товарных знаков Договор продолжает действовать.

6.4 После прекращения действия Договора по любому основанию Лицензиат обязуется прекратить любое прямое либо косвенное использование Товарных знаков, при этом за Лицензиатом сохраняется право на реализацию продукции, произведенной, но не реализованной

		до момента прекращения действия Договора.
6.5	The term of validity of the Agreement may be extended upon mutual agreement between the Parties.	6.5 Срок действия Договора может быть продлен по взаимному согласию Сторон.
7	RIGHTS AND OBLIGATIONS OF THE PARTIES	7 ПРАВА И ОБЯЗАННОСТИ СТОРОН
7.1	The Licensor has the right:	7.1 Лицензиар вправе:
	(i) to monitor use of the Trade marks by the Licensee;	(i) осуществлять контроль использования Лицензиатом Товарных знаков;
	(ii) to initiate, at his own expense, any legal actions against any person infringing the rights to the Trade marks or suspected of doing so and apply any other remedies to protect its rights;	(ii) инициировать за свой счет любые юридические меры против лиц, нарушающих права на Товарные знаки или подозреваемых в таких действиях, а также предпринимать любые иные меры, направленные на защиту своих прав;
	(iii) to use Trade marks in those means of use in which the right to use the Trade marks is granted to the Licensee under the Agreement.	(iii) использовать Товарные знаки в тех пределах, в которых право использования Товарных знаков предоставлено Лицензиату по Договору.
7.2	The Licensee has the right:	7.2 Лицензиат вправе:
	(i) to use the Trade marks on the terms of the Agreement;	(i) использовать Товарные знаки на условиях, указанных в Договоре;
	(ii) to grant the right to use the Trade marks to third parties;	(ii) предоставлять третьим лицам права использования Товарных знаков;
	(iii) to use the Trade marks when manufacturing products at its own facilities.	(iii) использовать Товарные знаки при производстве продукции на собственных мощностях.
7.3	The Licensor shall:	7.3 Лицензиар обязан:
	(i) take all necessary steps, at its own expense, to maintain protection of the Trade marks in force;	(i) за свой счет принимать меры по поддержанию в силе правовой охраны Товарных знаков;
	(ii) notify the Licensee of all changes related to the Trade marks.	(ii) извещать Лицензиата обо всех изменениях, касающихся

Товарных знаков.

7.4 The Licensee shall:

- (i) reimburse the Licensor for any damage caused thereto by use of the Trade marks in violation of the Agreement;
- (ii) notify the Licensor immediately in writing of any infringement or supposed infringement of the rights to the Trade marks or claims of infringement of rights, of which the Licensee becomes aware during the term of the Agreement;
- (iii) provide the requisite assistance in any legal action the Licensor might take in relation to any person infringing the rights to the Trade marks or suspected of such misconduct, or any legal actions related to protection of the rights to the Trade marks;
- (iv) notify the Licensor of all complaints regarding the quality of the goods, investigations or actions taken against the Licensee in connection with the goods; endeavour to settle such claims itself or jointly with the Licensor, and perform any requisite actions in order to protect the Licensor against any such claim;
- (v) at the Licensor's request, indicate that the Trade marks are owned by the Licensor and are used pursuant to the Agreement;

7.4 Лицензиат обязан:

- (i) возместить Лицензиару ущерб, причиненный использованием Товарных знаков, нарушающим условия Договора;
- (ii) незамедлительно уведомлять Лицензиара в письменном виде о нарушениях или предполагаемых нарушениях прав на Товарные знаки, или исках о нарушении прав, о которых Лицензиату станет известно в течение срока действия Договора;
- (iii) оказывать необходимую помощь в любом юридическом действии, которое Лицензиар может предпринять в отношении любого лица, нарушающего права на Товарные знаки, или подозреваемого в таких действиях, или любые юридические действия, связанные с защитой прав на Товарные знаки;
- (iv) извещать Лицензиара обо всех полученных претензиях в отношении качества товаров, разбирательствах или действиях, предпринятых против Лицензиата в связи с товарами, и принимать меры к урегулированию таких требований самостоятельно, либо совместно с Лицензиаром, а также осуществлять любые необходимые действия для защиты Лицензиара от любого такого требования;
- (v) по требованию Лицензиара указывать, что исключительные права на Товарные знаки принадлежат Лицензиару, и что Товарные знаки используются в соответствии с условиями Договора;

(vi) use the Trade marks only in relation to the goods and/or services specified in the relevant certificates, and on the condition that the Licensee holds the permits (licenses) required for exercising any rights under the Agreement (if any), and certificates of conformity (if required);

(vii) submit to the Licensor reports on use of the Trade marks at the Licensor's request;

(viii) file the application for license registration with the Federal Service for Intellectual Property without delay, subject to a reasonable period required for preparing documents for filing, after it has been signed by the Parties, at that, the Licensor will bear all the costs related to execution and registration of the license;

(vi) использовать Товарные знаки только в отношении указанных в соответствующих свидетельствах на Товарные знаки товаров и/или услуг и только при условии наличия у Лицензиата разрешений (лицензий), необходимых для реализации прав, предоставленных по Договору (если таковые требуются), а также при условии наличия сертификатов соответствия (если они необходимы);

(vii) предоставлять Лицензиару отчеты об использовании Товарных знаков по его требованию;

(viii) подать заявление о регистрации лицензии в Федеральную службу по интеллектуальной собственности незамедлительно, с учетом разумного срока, необходимого для подготовки документов к подаче, после его подписания, при этом, все расходы, связанные с заключением и государственной регистрацией лицензии, несет Лицензиар;

8 GUARANTEES

8.1 The Licensor guarantees that it is the bono-fide holder of the rights to the Trade marks, use right to which are granted under the Agreement, and that it is entitled to grant the right to use the Trade marks and that, at the time the Agreement is signed, the Licensor is not aware of any third party rights that might be violated by the rights being granted under the Agreement.

8.2 The Licensee guarantees that it will apply all possible efforts to ensure the quality of the goods bearing the Trade marks and the services provided under the Trade marks.

8 ГАРАНТИИ

8.1 Лицензиар гарантирует, что он является надлежащим правообладателем Товарных знаков, а также, что он вправе предоставлять права использования Товарных знаков, и на момент подписания Договора Лицензиару ничего не известно о правах третьих лиц, которые могли бы быть нарушены предоставлением прав по Договору.

8.2 Лицензиат гарантирует, что приложит все возможные усилия для качественного изготовления товаров и оказания услуг, в отношении которых он использует Товарные знаки.

9 QUALITY OF GOODS AND SERVICES

9.1 The quality of the goods and services in relation to which the Licensee uses the Trade marks must be at least equal to the quality of the respective goods and services of the Licensor and conform to the applicable standards as communicated by the Licensor from time to time. The Licensor shall exercise control over the quality of the goods and services in relation to which the Licensee uses the Trade marks.

9.2 The Licensee undertakes to submit to the Licensor, at the Licensor's request, samples of materials in relation to which it uses the Trade marks (including advertising materials, inclusive of advertising materials to be used on the Internet).

9.3 For effective control over the quality of the goods and services and use of the Trade marks, the Licensor is entitled, during usual business hours and without disrupting the Licensee's business, to inspect goods offered for sale, as well as the Licensee's documents relating to the goods and services in relation to which the Licensee uses the Trade marks.

9.4 If the Licensee uses the Trade marks in relation to goods and services of a quality not conforming with the requirements of the Agreement, the Licensee shall take actions to restore the quality of the goods and services as provided for by the agreement. In this respect, the Licensor shall provide the Licensee with necessary assistance. The Licensee shall remedy defects within [amount of calendar days] of the Licensor's notification of the need to restore the requisite quality.

9.5 If the quality of the goods and services

9 КАЧЕСТВО ТОВАРОВ И УСЛУГ

9.1 Качество товаров и услуг, в отношении которых используются Товарные знаки, должно быть не ниже качества товаров и услуг Лицензиара и соответствовать действующим стандартам, сообщаемым Лицензиаром Лицензиату время от времени. Лицензиар осуществляет контроль за соблюдением качества товаров и услуг, в отношении которых Лицензиат использует Товарные знаки.

9.2 Лицензиат обязуется предоставлять образцы материалов, в отношении которых он использует Товарные знаки (включая рекламные материалы, в том числе, размещаемые в сети Интернет), Лицензиару по его требованию.

9.3 Для эффективного контроля за качеством товаров и услуг и использования Товарных знаков Лицензиар имеет право проверять в рабочее время и без вмешательства в деятельность Лицензиата товары, предлагаемые к продаже, а также документацию Лицензиата о товарах и услугах, в отношении которых Лицензиат использует Товарные знаки.

9.4 Если Лицензиат использует Товарные знаки в отношении товаров и услуг, качество которых не соответствует требованиям Договора, то Лицензиат обязан принимать меры к восстановлению указанного в Договоре качества товаров и услуг. При этом Лицензиар оказывает Лицензиату необходимое содействие. Лицензиат обязан восстановить необходимое качество товаров и услуг в течение [количество календарных дней] с момента уведомления со стороны Лицензиара о необходимости восстановления качества.

9.5 В случае если качество товаров и

in relation to which the Licensee uses the Trade marks is not restored by the deadline specified in Article 9.4 hereof, the Licensor will have the right to terminate the Agreement and claim damages from the Licensee.

9.6 The quality inspection schedule, the way samples are selected and the performance characteristics are examined will be agreed additionally by the Parties.

9.7 The Licensor and the Licensee are jointly liable with respect to claims addressed to the Licensee as the manufacturer of the goods bearing the Trade marks.

10 FORCE MAJEURE

10.1 The Parties are released from liability for failure to perform their obligations hereunder, in full or in part, if said failure is caused by force majeure, being circumstances arising after conclusion hereof as a result of emergencies that could not have been foreseen or reasonably prevented by a Party. These emergencies include floods, fires, earthquakes or other natural events, wars, military actions, acts or actions of government authorities, and any other circumstances beyond the reasonable control of the Parties.

10.2 A Party will not be deemed to be in breach of the Agreement or otherwise liable to the other Party for any delay in performance or failure to perform of any obligations hereunder (and the time for performance will be accordingly extended) if the delay or failure to perform is due to force majeure, provided that:

услуг, в отношении которых Лицензиат использует Товарные знаки, не будет восстановлено в срок, указанный в пункте 9.4 Договора, Лицензиар вправе досрочно расторгнуть Договор и потребовать возмещения убытков от Лицензиата.

9.6 Сроки проведения проверки качества товаров и услуг, порядок отбора образцов, а также технико-экономические показатели, исследуемые при проверке, определяются сторонами отдельным соглашением.

9.7 По требованиям, предъявляемым к Лицензиату как к производителю товаров, в отношении которых он использует Товарные знаки, Лицензиат и Лицензиар несут солидарную ответственность.

10 ФОРС-МАЖОР

10.1 Стороны освобождаются от ответственности за частичное или полное неисполнение обязательств по Договору, если это неисполнение явилось следствием обстоятельств непреодолимой силы, то есть обстоятельств, возникших после заключения Договора в результате событий чрезвычайного характера, которые Сторона не могла ни предвидеть, ни предотвратить разумными мерами. К таким обстоятельствам чрезвычайного характера относятся: наводнение, пожар, землетрясение или иные явления природы, а также войны, военные действия, акты или действия государственных органов и любые другие обстоятельства, находящиеся вне разумного контроля Сторон.

10.2 Сторона не будет считаться нарушившей условия Договора или иным образом ответственной перед другой Стороной за любую задержку в исполнении или любое неисполнение любого обязательства, вытекающего из Договора (и срок для исполнения такого обязательства будет продлеваться соответственно),

если продление срока или задержка, или неисполнение обязательства вызваны форс-мажорными обстоятельствами, при условии, что:

- (i) the given Party could not have avoided the effect of the force majeure event by taking requisite precautions in consideration of information known before the force majeure occurs; and
 - (ii) the given Party has made reasonable efforts to mitigate the effect of the force majeure and to discharge its obligations hereunder in any reasonably practicable way.
- (i) указанная Сторона не могла избежать воздействия форс-мажорных обстоятельств, приняв необходимые меры предосторожности с учетом имеющейся у такой Стороны информации об обстоятельствах, предшествующих наступлению Форс-мажорных обстоятельств; и
 - (iii) указанная Сторона предприняла разумные усилия для того, чтоб уменьшить последствия форс-мажорных обстоятельств и исполнить свои обязательства по Договору любым иным доступным способом.

10.3 A Party affected by force majeure circumstances shall, as soon as possible, inform the other Party in writing and the Parties shall jointly discuss the consequences of the circumstances and decide the future of their relations under the Agreement.

10.3 Сторона, испытывающая влияние форс-мажорных обстоятельств, обязуется при первой возможности письменно проинформировать об этом другую Сторону, а Стороны обязуются совместно обсудить последствия возникших обстоятельств и определить дальнейшие перспективы развития взаимоотношений по Договору.

10.4 If a force majeure event lasts for more than 3 (three) months, the Party that is not affected by the force majeure may give written notice to the other Party of its unilateral withdrawal from and termination of the Agreement. The notice must specify the date from which the Licensee stops using the Trade marks, which shall be at least 30 (thirty) days from the date of the termination notice. The Party serving such notice shall unilaterally register termination of the Agreement with the Federal Service for Intellectual Property.

10.4 В случае если форс-мажорные обстоятельства продлятся более 3 (трех) месяцев подряд, Сторона, не находящаяся под влиянием форс-мажорных обстоятельств, имеет право направить письменное уведомление другой Стороне об одностороннем отказе от исполнения Договора и расторжении Договора. Такое уведомление должно содержать дату, с которой Лицензиат прекращает использование Товарных знаков, которая не должна быть ранее 30 (тридцати) дней с даты направления уведомления. После направления уведомления сторона, направившая такое уведомление, регистрирует расторжение Договора в

Федеральном службе по интеллектуальной собственности в одностороннем порядке.

11 APPLICABLE LAW AND DISPUTE RESOLUTION

11.1 The Agreement is governed by and construed in accordance with the legislation of the Russian Federation.

11.2 Any disputes or differences arising out of or in connection with the Agreement are to be resolved amicably through negotiations between the Parties. If any disputes or differences are not settled through negotiations, they are to be finally resolved by a court at the defendant's location in the manner prescribed by the Russian Federation legislation.

12 MISCELLANEOUS

12.1 Any agreements between the Parties on amendments and/or additions to the Agreement will be effective if executed in writing and signed by the Parties.

12.2 If any provision hereof (or of any document referred to herein) is deemed to be in contravention of the legislation, invalid or unenforceable, in full or in part, this will not affect the legality or enforceability of the other provisions hereof (or of such other document). If necessary, the Parties will agree to replace an invalid provision with a valid one best reflecting the Parties' interests.

12.3 The Agreement is executed in Russian and English in two bilingual counterparts, one for each Party. In the event of discrepancies, the Russian version shall prevail.

11 ПРИМЕНИМОЕ ПРАВО И РАЗРЕШЕНИЕ СПОРОВ

11.1 Договор регламентируется и подлежит толкованию в соответствии с законодательством Российской Федерации.

11.2 Любые споры и разногласия, возникающие на основании Договора или в связи с ним, подлежат мирному урегулированию путем переговоров между Сторонами. В случае, если споры и разногласия не будут разрешены путем переговоров, они подлежат окончательному урегулированию в суде по месту нахождения ответчика в порядке, установленном законодательством Российской Федерации.

12 ИНЫЕ ПОЛОЖЕНИЯ

12.1 Любые соглашения Сторон, изменяющие и/или дополняющие Договор, имеют силу в том случае если они совершены в письменном виде и подписаны Сторонами.

12.2 Признание какого-либо положения Договора (или любого документа, упомянутого в Договоре) противоречащим законодательству, недействительным или неисполнимым в целом или в части, не влияет на законность и исполнимость остальных положений Договора (или иного документа). В случае необходимости Стороны договорятся о замене недействительного положения действительным, наилучшим образом отражающим интересы Сторон.

12.3 Договор составлен на русском и английском языках в двух двуязычных экземплярах, по одному экземпляру для каждой из сторон. В случае разночтений между двумя редакциями редакция на русском языке имеет преимущественную

силу.

13 DETAILS OF THE PARTIES

Licensor:

[●]

Licensee:

[●]

14 SIGNATURES OF THE PARTIES

Licensor:

For and on behalf of [●]

Signature seal

[title and name]

Licensee:

For and on behalf of [●]

Signature seal

[title and name]

Bank details:

[●]

13 РЕКВИЗИТЫ СТОРОН

Лицензиар:

[●]

Лицензиат:

[●]

14 ПОДПИСИ СТОРОН

Лицензиар:

От имени и в интересах [●]

Подпись печать

[должность и ФИО]

Лицензиат:

От имени и в интересах [●]

Подпись печать

[должность и ФИО]

Банковские реквизиты:

[●]

付属書類 2 . Patent License Agreement (サンプル)

DATED [INSERT THE DATE]

ОТ [ВСТАВЬТЕ ДАТУ]

PATENT LICENSE AGREEMENT

ЛИЦЕНЗИОННЫЙ ДОГОВОР О
ПРЕДОСТАВЛЕНИИ ПРАВА
ИСПОЛЬЗОВАНИЯ ПАТЕНТА

[●]

[●]

and

и

[●]

[●]

CONTENTS

1	Subject of the agreement	1
2	Means of use	2
3	Territory of use	3
4	The right to sublicense.....	4
5	Remuneration.....	5
6	Term and termination.....	6
7	Rights and obligations of the parties	7 8
8	Inventions' improvements	9
9	Guarantees	10
10	Force majeure.....	11
11	Applicable law and dispute resolution	12
12	Miscellaneous	13
13	Details of the Parties	14
14	Signatures of the Parties.....	

СОДЕРЖАНИЕ

Предмет договора.....	
Способы использования	
Территория использования	
Право на сублицензии.....	
Вознаграждение	
Срок и прекращение договора	
Права и обязанности сторон	
Улучшения изобретений.....	
Гарантии	
Форс-мажор	
Применимое право и разрешение споров.....	
Иные положения.....	
Реквизиты Сторон.....	
Подписи Сторон.....	

DATED [INSERT DATE]

ОТ [УКАЖИТЕ ДАТУ]

PARTIES:

СТОРОНЫ:

“[●]”, a company incorporated under the laws of [●] registered at [●] (hereinafter referred to as the “**Licensor**”), on the one hand, and

«[●]», компания, учрежденная в соответствии с законодательством [●], зарегистрированная по адресу: [●] (далее именуемая «**Лицензиар**»), с одной стороны, и

“[●]”, a company incorporated under the laws of [●], registered at [●] (hereinafter referred to as the “**Licensee**”), on the other hand,

«[●]», компания, учрежденная в соответствии с законодательством [●], зарегистрированная по адресу: [●] (далее именуемая «**Лицензиат**»), с другой стороны,

each of which shall individually be referred to as the “Party” and jointly referred to as the “Parties”,

по отдельности именуемые «Сторона», а совместно - «Стороны»,

whereas the Licensor holds the exclusive rights to the inventions specified in the Subject of the Agreement (hereinafter referred to as the “**Inventions**”) and the Licensee wishes to acquire the rights to use the Inventions,

принимая во внимание, что Лицензиар обладает исключительными правами на изобретения, указанные в предмете настоящего Договора (далее - «**Изобретения**»), а Лицензиат желает приобрести права использования Изобретения,

the Parties have concluded this agreement (hereinafter referred to as the “**Agreement**”) as follows:

Стороны заключили настоящий договор (далее «**Договор**») о нижеследующем:

1 SUBJECT OF THE AGREEMENT

1 ПРЕДМЕТ ДОГОВОРА

1.1 The Licensor grants the Licensee the exclusive license, for a remuneration, to use the Inventions on the terms of the Agreement:

1.1 Лицензиар предоставляет Лицензиату на условиях исключительной лицензии за вознаграждение право использования Изобретений на условиях, установленных Договором:

Inventions:

Изобретения:

1.1.1 Russian invention

1.1.1 Изобретение Российской Федерации

“[NAME OF THE INVENTION]”,

«[НАЗВАНИЕ ИЗОБРЕТЕНИЯ]»,

patent No. [●] ,

патент № [●],

priority date: [●]

дата приоритета: [●]

registration date: [●]

дата регистрации: [●]

2 MEANS OF USE

2 СПОСОБЫ ИСПОЛЬЗОВАНИЯ

2.1 The Licensor grants the Licensee the right to use the Inventions in the following manners:

2.1 Лицензиар предоставляет Лицензиату право использования Изобретений следующими способами:

(i) [insert the means of use];

(i) [указать способы использования];

3 TERRITORY OF USE

3 ТЕРРИТОРИЯ ИСПОЛЬЗОВАНИЯ

3.1 The Licensor grants the Licensee the right to use the Inventions throughout the territory of the Russian Federation.

3.1 Лицензиар предоставляет Лицензиату право использования Изобретений на всей территории Российской Федерации.

4 THE RIGHT TO SUBLICENSE

4 ПРАВО НА СУБЛИЦЕНЗИИ

4.1 The Licensee is entitled to grant any third party the right to use the Inventions on sublicensing terms without the agreement of the Licensor.

4.1 Лицензиат вправе предоставлять права использования Изобретений третьим лицам на условиях сублицензии без согласования с Лицензиаром.

4.2 Sublicenses may be granted for a period not exceeding the term of the Agreement.

4.2 Сублицензии могут выдаваться на срок, не превышающий срок действия Договора.

4.3 Sublicensing agreements may be extended upon agreement between the parties thereto in the event that the Agreement is extended.

4.3 При условии продления срока действия Договора, сроки действия сублицензионных договоров могут быть продлены по согласованию сторон соответствующих сублицензионных договоров.

5 REMUNERATION

5 ВОЗНАГРАЖДЕНИЕ

5.1 For the rights granted under the Agreement, the Licensee shall pay the Licensor a remuneration (the "**Remuneration**") as defined below:

5.1 За предоставленные в соответствии с Договором права Лицензиат выплачивает Лицензиару вознаграждение («**Вознаграждение**»), как определено ниже:

[insert the amount and form of the Remuneration].

[указать размер и форму

			Вознаграждения]
5.2	The Remuneration is to be paid by bank remittance to the bank account of the Licensor specified in the Agreement within [insert the term of the Remuneration's payment].	5.2	Оплата Вознаграждения производится путем перечисления денежных средств в безналичной форме на банковский счет Лицензиара, указанный в Договоре, в течение [указать срок для выплаты Вознаграждения].
6	TERM AND TERMINATION	6	СРОК И ПРЕКРАЩЕНИЕ ДОГОВОРА
6.1	The Agreement comes into force from the date of its signing and is valid for [insert the term of the Agreement], unless terminated earlier in compliance with the Agreement.	6.1	Договор вступает в силу с даты его подписания и действует в течение [указать срок действия Договора], если не будет расторгнут ранее этого срока в соответствии с положениями Договора.
6.2	The Agreement may be terminated:	6.2	Договор прекращается:
	(i) given an agreement on termination signed by the Parties;		(i) на основании соглашения о расторжении Договора, подписанного Сторонами;
	(ii) in the event of unilateral withdrawal from the Agreement by the Licensor claiming breach of obligations on more than one occasion, i.e., breach of the obligation to pay the Remuneration to the Licensor more than twice, whereat the Licensor is entitled to claim damages for losses caused by termination of the Agreement;		(ii) в случае одностороннего отказа от его исполнения, заявленного Лицензиаром при неоднократном, т.е. более двух раз подряд, нарушении Лицензиатом обязанности уплатить Лицензиару в установленный срок Вознаграждение, при этом Лицензиар вправе потребовать возмещения убытков, причиненных расторжением Договора;
	(iii) The Agreement may be terminated by either Party at any time upon [insert the time period] days prior written notice to the other Party.		(iii) Договор может быть прекращен любой Стороной в любое время путем направления другой Стороне предварительного письменного уведомления за [указать срок] дней.
6.3	In the event of termination of protection of any of the Inventions, the conditions of the Agreement cease to be effective in respect of	6.3	В случае прекращения правовой охраны любого из Изобретений, условия Договора прекращают свое действие в отношении

the relevant invention. The Agreement remains being in force with respect to the other Inventions.

соответствующего изобретения. В отношении остальных Изобретений Договор продолжает действовать.

6.4 Upon termination of the Agreement for any reason, the Licensee will immediately abandon all direct or indirect use of the Inventions, whereat the Licensee has the right to sell goods manufactured but not sold by the time of termination of the Agreement.

6.4 После прекращения действия Договора по любому основанию Лицензиат обязуется прекратить любое прямое либо косвенное использование Изобретений, при этом за Лицензиатом сохраняется право на реализацию продукции, произведенной, но не реализованной до момента прекращения действия Договора.

6.5 The term of validity of the Agreement may be extended upon mutual agreement between the Parties.

6.5 Срок действия Договора может быть продлен по взаимному согласию Сторон.

7 RIGHTS AND OBLIGATIONS OF THE PARTIES

7 ПРАВА И ОБЯЗАННОСТИ СТОРОН

7.1 The Licensor has the right:

7.1 Лицензиар вправе:

(i) to monitor use of the Inventions by the Licensee;

(i) осуществлять контроль использования Лицензиатом Изобретений;

(ii) to initiate, at his own expense, any legal actions against any person infringing the rights to the Inventions or suspected of doing so and apply any other remedies to protect its rights;

(ii) инициировать за свой счет любые юридические меры против лиц, нарушающих права на Изобретения или подозреваемых в таких действиях, а также предпринимать любые иные меры, направленные на защиту своих прав;

(iii) to use Inventions in those means of use in which the right to use the Inventions is granted to the Licensee under the Agreement.

(iii) использовать Изобретения в тех пределах, в которых право использования Изобретений предоставлено Лицензиату по Договору.

7.2 The Licensee has the right:

7.2 Лицензиат вправе:

(i) to use the Inventions on the terms of the Agreement;

(i) использовать Изобретения на условиях, указанных в Договоре;

(ii) to grant the right to use the Inventions to third parties;

(iii) to use the Inventions when manufacturing products at its own facilities.

7.3 The Licensor shall:

(i) take all necessary steps, at its own expense, to maintain protection of the Inventions in force;

(ii) notify the Licensee of all changes related to the Inventions.

7.4 The Licensee shall:

(i) reimburse the Licensor for any damage caused thereto by use of the Inventions in violation of the Agreement;

(ii) notify the Licensor immediately in writing of any infringement or supposed infringement of the rights to the Inventions or claims of infringement of rights, of which the Licensee becomes aware during the term of the Agreement;

(iii) provide the requisite assistance in any legal action the Licensor might take in relation to any person infringing the rights to the Inventions or suspected of such misconduct, or any legal actions related to protection of the rights to the Inventions;

(iv) notify the Licensor of all

(ii) предоставлять третьим лицам права использования Изобретений;

(iii) использовать Изобретения при производстве продукции на собственных мощностях.

7.3 Лицензиар обязан:

(i) за свой счет принимать меры по поддержанию в силе правовой охраны Изобретений;

(ii) извещать Лицензиата обо всех изменениях, касающихся Изобретений.

7.4 Лицензиат обязан:

(i) возместить Лицензиару ущерб, причиненный использованием Изобретений, нарушающим условия Договора;

(ii) незамедлительно уведомлять Лицензиара в письменном виде о нарушениях или предполагаемых нарушениях прав на Изобретения, или исках о нарушении прав, о которых Лицензиату станет известно в течение срока действия Договора;

(iii) оказывать необходимую помощь в любом юридическом действии, которое Лицензиар может предпринять в отношении любого лица, нарушающего права на Изобретения, или подозреваемого в таких действиях, или любые юридические действия, связанные с защитой прав на Изобретения;

(iv) извещать Лицензиара обо

complaints regarding the quality of the goods, investigations or actions taken against the Licensee in connection with the goods; endeavour to settle such claims itself or jointly with the Licensor, and perform any requisite actions in order to protect the Licensor against any such claim;

(v) at the Licensor's request, indicate that the Inventions are owned by the Licensor and are used pursuant to the Agreement;

(vi) use the Inventions only on the condition that the Licensee holds the permits (licences) required for exercising any rights under the Agreement (if any), and certificates of conformity (if required);

(vii) submit to the Licensor reports on use of the Inventions at the Licensor's request;

(viii) file the application for license registration with the Federal Service for Intellectual Property without delay, subject to a reasonable period required for preparing documents for filing, after it has been signed by the Parties, at that, the Licensor will bear all the costs related to execution and registration of the Agreement;

всех полученных претензий в отношении качества товаров, разбирательствах или действиях, предпринятых против Лицензиата в связи с товарами, и принимать меры к урегулированию таких требований самостоятельно, либо совместно с Лицензиаром, а также осуществлять любые необходимые действия для защиты Лицензиара от любого такого требования;

(v) по требованию Лицензиара указывать, что исключительные права на Изобретения принадлежат Лицензиару, и что Изобретения используются в соответствии с условиями Договора;

(vi) использовать Изобретения только при условии наличия у Лицензиата разрешений (лицензий), необходимых для реализации прав, предоставленных по Договору (если таковые требуются), а также при условии наличия сертификатов соответствия (если они необходимы);

(vii) предоставлять Лицензиару отчеты об использовании Изобретений по его требованию;

(viii) подать заявление о регистрации лицензии в Федеральную службу по интеллектуальной собственности незамедлительно, с учетом разумного срока, необходимого для подготовки документов к подаче, после его подписания, при этом, все расходы, связанные с заключением и

государственной
регистрацией Договора, несет
Лицензиар;

8 INVENTIONS' IMPROVEMENTS

8.1 In case of Licensee create Inventions' improvements, Parties will jointly agree on such improvements' destiny.

9 GUARANTEES

9.1 The Licensor guarantees that it is the bono-fide holder of the rights to the Inventions, use right to which are granted under the Agreement, and that it is entitled to grant the right to use the Inventions and that, at the time the Agreement is signed, the Licensor is not aware of any third party rights that might be violated by the rights being granted under the Agreement.

9.2 The Licensee guarantees that it will apply all possible efforts to ensure the quality of the goods produced with the use of the Inventions.

10 FORCE MAJEURE

10.1 The Parties are released from liability for failure to perform their obligations hereunder, in full or in part, if said failure is caused by force majeure, being circumstances arising after conclusion hereof as a result of emergencies that could not have been foreseen or reasonably prevented by a Party. These emergencies include floods, fires, earthquakes or other natural events, wars, military actions, acts or actions of government authorities, and any other circumstances beyond the reasonable control of the Parties.

8 УЛУЧШЕНИЯ ИЗОБРЕТЕНИЙ

8.1 В случае создания Лицензиатом улучшений Изобретений, Стороны совместно решат дальнейшую судьбу таких улучшений.

9 ГАРАНТИИ

9.1 Лицензиар гарантирует, что он является надлежащим правообладателем Изобретений, а также, что он вправе предоставлять права использования Изобретений, и на момент подписания Договора Лицензиару ничего не известно о правах третьих лиц, которые могли бы быть нарушены предоставлением прав по Договору.

9.2 Лицензиат гарантирует, что приложит все возможные усилия для качественного изготовления товаров, при производстве которых он использует Изобретения.

10 ФОРС-МАЖОР

10.1 Стороны освобождаются от ответственности за частичное или полное неисполнение обязательств по Договору, если это неисполнение явилось следствием обстоятельств непреодолимой силы, то есть обстоятельств, возникших после заключения Договора в результате событий чрезвычайного характера, которые Сторона не могла ни предвидеть, ни предотвратить разумными мерами. К таким обстоятельствам чрезвычайного характера относятся: наводнение, пожар, землетрясение или иные явления природы, а также войны, военные действия, акты или действия государственных органов и любые другие обстоятельства,

находящиеся вне разумного контроля Сторон.

- 10.2 A Party will not be deemed to be in breach of the Agreement or otherwise liable to the other Party for any delay in performance or failure to perform of any obligations hereunder (and the time for performance will be accordingly extended) if the delay or failure to perform is due to force majeure, provided that:
- (i) the given Party could not have avoided the effect of the force majeure event by taking requisite precautions in consideration of information known before the force majeure occurs; and
 - (ii) the given Party has made reasonable efforts to mitigate the effect of the force majeure and to discharge its obligations hereunder in any reasonably practicable way.
- 10.3 A Party affected by force majeure circumstances shall, as soon as possible, inform the other Party in writing and the Parties shall jointly discuss the consequences of the circumstances and decide the future of their relations under the Agreement.
- 10.4 If a force majeure event lasts for more than 3 (three) months, the
- 10.2 Сторона не будет считаться нарушившей условия Договора или иным образом ответственной перед другой Стороной за любую задержку в исполнении или любое неисполнение любого обязательства, вытекающего из Договора (и срок для исполнения такого обязательства будет продлеваться соответственно), если продление срока или задержка, или неисполнение обязательства вызваны форс-мажорными обстоятельствами, при условии, что:
- (i) указанная Сторона не могла избежать воздействия форс-мажорных обстоятельств, приняв необходимые меры предосторожности с учетом имеющейся у такой Стороны информации об обстоятельствах, предшествующих наступлению Форс-мажорных обстоятельств; и
 - (ii) указанная Сторона предприняла разумные усилия для того, чтобы уменьшить последствия форс-мажорных обстоятельств и исполнить свои обязательства по Договору любым иным доступным способом.
- 10.3 Сторона, испытывающая влияние форс-мажорных обстоятельств, обязуется при первой возможности письменно проинформировать об этом другую Сторону, а Стороны обязуются совместно обсудить последствия возникших обстоятельств и определить дальнейшие перспективы развития взаимоотношений по Договору.
- 10.4 В случае если форс-мажорные обстоятельства продлятся более 3

Party that is not affected by the force majeure may give written notice to the other Party of its unilateral withdrawal from and termination of the Agreement. The notice must specify the date from which the Licensee stops using the Inventions, which shall be at least 30 (thirty) days from the date of the termination notice. The Party serving such notice shall unilaterally register termination of the Agreement with the Federal Service for Intellectual Property.

(трех) месяцев подряд, Сторона, не находящаяся под влиянием форс-мажорных обстоятельств, имеет право направить письменное уведомление другой Стороне об одностороннем отказе от исполнения Договора и расторжении Договора. Такое уведомление должно содержать дату, с которой Лицензиат прекращает использование Изобретений, которая не должна быть ранее 30 (тридцати) дней с даты направления уведомления. После направления уведомления сторона, направившая такое уведомление, регистрирует расторжение Договора в Федеральном службе по интеллектуальной собственности в одностороннем порядке.

11 APPLICABLE LAW AND DISPUTE RESOLUTION

11.1 The Agreement is governed by and construed in accordance with the legislation of the Russian Federation.

11.2 Any disputes or differences arising out of or in connection with the Agreement are to be resolved amicably through negotiations between the Parties. If any disputes or differences are not settled through negotiations, they are to be finally resolved by a court at the defendant's location in the manner prescribed by the Russian Federation legislation.

12 MISCELLANEOUS

12.1 Any agreements between the Parties on amendments and/or additions to the Agreement will be effective if executed in writing and signed by the Parties.

11 ПРИМЕНИМОЕ ПРАВО И РАЗРЕШЕНИЕ СПОРОВ

11.1 Договор регламентируется и подлежит толкованию в соответствии с законодательством Российской Федерации.

11.2 Любые споры и разногласия, возникающие на основании Договора или в связи с ним, подлежат мирному урегулированию путем переговоров между Сторонами. В случае, если споры и разногласия не будут разрешены путем переговоров, они подлежат окончательному урегулированию в суде по месту нахождения ответчика в порядке, установленным законодательством Российской Федерации.

12 ИНЫЕ ПОЛОЖЕНИЯ

12.1 Любые соглашения Сторон, изменяющие и/или дополняющие Договор, имеют силу в том случае если они совершены в письменном виде и подписаны Сторонами.

12.2 If any provision hereof (or of any document referred to herein) is deemed to be in contravention of the legislation, invalid or unenforceable, in full or in part, this will not affect the legality or enforceability of the other provisions hereof (or of such other document). If necessary, the Parties will agree to replace an invalid provision with a valid one best reflecting the Parties' interests.

12.3 The Agreement is executed in Russian and English in two bilingual counterparts, one for each Party. In the event of discrepancies, the Russian version shall prevail.

13 DETAILS OF THE PARTIES

Licensor:

[●]

Licensee:

[●]

Bank details: [●]

14 SIGNATURES OF THE PARTIES

Licensor:

For and on behalf of [●]

Signature seal

[title and name]

12.2 Признание какого-либо положения Договора (или любого документа, упомянутого в Договоре) противоречащим законодательству, недействительным или неисполнимым в целом или в части, не влияет на законность и исполнимость остальных положений Договора (или иного документа). В случае необходимости Стороны договорятся о замене недействительного положения действительным, наилучшим образом отражающим интересы Сторон.

12.3 Договор составлен на русском и английском языках в двух двуязычных экземплярах, по одному экземпляру для каждой из сторон. В случае разночтений между двумя редакциями редакция на русском языке имеет преимущественную силу.

13 РЕКВИЗИТЫ СТОРОН

Лицензиар:

[●]

Лицензиат:

[●]

Банковские реквизиты: [●]

14 ПОДПИСИ СТОРОН

Лицензиар:

От имени и в интересах [●]

Подпись печать

[должность и ФИО]

Licensee:

For and on behalf of [●]

Signature seal

[title and name]

Лицензиат:

От имени и в интересах [●]

Подпись печать

[должность и ФИО]

付属書類 3. 主要業界団体リスト

番号	団体名	ウェブサイト	説明
1.	ロシア製薬協会 (ARFP)	http://www.en.arfp.ru/	ARFP はロシアの大手製薬会社の利益を代表しており、国内製薬産業の世界市場への統合を推進している。ARFP はロシア商工会議所の会員であり、主要な連邦政府機関（例：ロシア連邦保健省）と積極的に協力をしている。
2.	ロシア・ジュース製造業連合 (RSPS)	http://www.rsp.ru/	NPO 団体であるロシア・ジュース製造業連合は、ロシア法人から成る自発的非営利団体であり、ロシア連邦の現在のジュース業界に積極的に関与している。RSPS は、ロシア連邦のジュース製品およびパッケージ材市場で事業を行う 25 の会員（コカ・コーラ、HBC ユーラシア、ダノン・ロシア等）をまとめている。
3.	ロシア自動車製造業者協会 (OAR)	http://www.oar-info.ru/index.php?id=138	非営利パートナーシップであるロシア自動車製造業者協会 (OAR) は、先駆的なロシアの自動車メーカーの主導で設立された。パートナーシップの会員は、AVTOVAZ、KAMAZ、GAZ グループ、 Sollers、 MAZ、 Volvo Vostok、 RENAULT ロシア、 AVTOTOR ホールディング等の企業である。OAR は、国際自動車工業連合会 (OICA) の会員団体である。
4.	ロシア国際医療機器製造業協会 (IMEDA)	http://en.imeda.ru/	IMEDA は、ロシア市場で代表される国際的な医療機器および消耗品メーカーをまとめている。現在、IMEDA は、世界を牽引するハイテク医療企業 40 社以上 (Abbott、 Alcon、 Bayer および GE ヘルスケア等) で構成されている。
5.	ロシア・ビール醸造業連盟	http://www.beerunion.ru/about_the_union/	連盟は、醸造製品メーカーをまとめており、ロシア連邦の醸造業界の利益を代表している。連盟は、醸造製品の製造および消費を規制する複数の法律の策定を主導し、広告分野における醸造業界の自主規制の実施について重要な基礎を築くとともに、他の商業的コミュニケーションを発展させた。

6.	栄養補助食品製造業協会（CDSP）	http://www.nppbad.ru/en/	CDSP の会員は、現在、海外および国内の栄養補助食品および健康製品の製造者等である（Amway Ltd.、LJSC Evalar、Herbalife International RC Ltd.、Pfizer and Solgar vitamin Ltd 等）。CDSP は、国際栄養補助食品業界団体連合会（IADSA）およびロシア製造業者および経営者連盟（RUIE）の会員である。
7.	ロシア製造業者および経営者連盟（RUIE）	http://eng.rspp.ru/about	RUIE は、企業の規模、セクターまたは地域的な位置にかかわらず、ロシアのすべての企業の利益を代表しており、非政府組織および全国経営者協会という2つの形で活動している。この組み合わせにより、ロシア産業起業家同盟（RSPP）の会員の利益を最も効果的に支持することができる。 RSPP は、セクター別および地域別の130の経営者協会をまとめている（例：ロシア鉄道、TATNEFT、RusHydro、Norilsk Nickel グループおよびVTB銀行）
8.	ロシア繊維および軽工業企業家連盟	http://www.souzlegprom.ru/ru/o-soyuze.html	SOYUZLEGPROM は、ロシア国内42の地域の300を超える大中小企業と団体をまとめており、総労働力は30万人を超え、年間小売売上高は1.5兆RUB超である。また、業界調査および高等教育機関を提供している。
9.	アルコール飲料委員会（ABC）	http://www.komitet-abc.ru/en/index.php	ABC は、アルコール飲料の多国籍企業による非商業的パートナーシップである。アルコール飲料委員会の会員には、Bacardi、Gruppo Campari、Brown-Forman（Jack Daniel's、Finlandia）、DIAGEO（Johnnie Walker、Smirnoff、Baileys）等の多国籍アルコールメーカーを含む。新たな会員は、ABC 全会員の同意によりABC への入会を認められる。会員費およびその他詳細については、企業はABC 事務所に問い合わせること。
10.	ロシア木材製造輸入連盟	http://www.sllr.ru/	連盟は非営利団体であり、自発的に、また、直接または地域連盟を通じて、

		http://www.sllr.ru/join	林業業界の 70%を超える企業および団体をまとめている。連盟の現在の会員は、ロシア連邦の 50 を超える地域で業務を行っている組織である。連盟は、食糧農業機関 (FAO)、国連欧州経済委員会 (UNECE)、欧州製材産業協会 (EOS)、欧州集成材協会 (FEIC)、欧州製紙連合会 (CEPI) 等の国際機関および英国、中国、フィンランド、オーストリア、スウェーデン、ラトビア等の海外の協会と連携している。
11.	国際製薬産業協会	http://www.aipm.org/en/main/contacts/	協会は、世界の医薬品の 80%超、ロシア連邦へ輸入される医薬品の 60%超 (金額ベースでは、ロシアの製薬市場全体の 60%超) を製造する 50 を超える国際的製薬会社で構成されている。現在の会員は、Abbott、AstraZeneca、Bayer、Eli Lilly、GSK Pharmaceuticals、Johnson & Johnson、Merck LLC、Novartis Pharma、Pfizer、Ranbaxy、a Sun Pharma Company、Reckitt Benckiser、Sandoz、Sanofi および Teva 等である。
12.	香水、化粧品、家庭用化学製品および衛生製品製造業協会	https://www.apcohm.org/en/	現在、協会は、化粧品、香水、家庭用化学製品および衛生製品の分野の 30 を超える先駆的な国内および多国籍メーカー (P&G、資生堂、カネボウ International、Amway 等) をまとめしており、ロシアにおける香水、化粧品および家庭用化学製品の業界を代表している。
13.	ロシア水産業経営輸出協会	http://varpe.org/	ロシア連邦における水産業における主要な協会である。協会には、水産生物資源および養殖 (養魚)、有機食品製造における水産物の採取、加工、保管および流通に携わる企業が属する。協会は 75 の会員を擁し、カリーニングラードからカムチャッカ、ムルマンスクからアストラハンに至るまで国内各地の企業が属している。
14.	スケトウダラ漁業者協会 (PCA)	http://pollock.ru/en/index.html	PCA は、ロシアの漁業業界における最大の公的組合である。PCA には、

			32 の漁業会社が属している。これらは、ロシアの排他的経済水域におけるスケトウダラの 72%超を漁獲し、スケトウダラの世界漁獲量の 35%超を占めている。
15.	ロシア茶・コーヒー製造業者協会	https://www.rusteacoffee.ru/en	協会は、茶・コーヒー業界に関連する文書作成について専門省庁および機関（ロシア連邦農業省、ロシア連邦経済開発貿易省、ロシア連邦技術規制・計量庁、ロシア連邦税関局等）を支援している。政府機関と連携し、分析資料を作成し、業界の発展に関する緊急の課題について勧告を策定する。国内の主要な茶・コーヒー企業が協会の会員である。
16.	ガラス業連盟	http://www.glassunion.ru/	ガラス業連盟は、利害関係を共有するコミュニティを基盤に設立され、連盟会員の効果的な活動を調整し、改善し、また、共通の利益を代表し、保護することを目的としている。
17.	ロシア・パルプ・紙団体協会 (RAO Bumprom)	http://www.bumprom.ru/	ロシア・パルプ・紙団体協会は、業界機関および管理組織の利益の調整、および社会と科学との連携を促進することを戦略的目標として掲げる非営利組織である。
18.	塩素工業協会 (RusChlor)	http://www.ruschlor.org/	RusChlor は、塩素アルカリ・セクターにおけるすべての工場および団体が一つにまとまりコミュニケーションを取りやすい環境を創設し、それにより組織的および技術的問題を解決し、連邦および地方政府による不公正な圧力から経済的利益を保護するとともに、国内、海外の団体および国際機関において自らを代表することを目的に設立された。
19.	ロシア専用装置製造業協会 (Rosspetsmash)	http://www.rosagromash.ru/	Rosspetsmash は、国内における専用機械業界の利益について公的機関に対しロビー活動を行うために企業を取りまとめる非営利団体である。また、国内市場および海外市場における製品の普及促進、技術的な標準および規制の策定および精査、業界の現代化に関する問題の解決、ならびに設備の質の向

			上を目的としている。協会には 170 の企業が属し、とりわけ農機、建機、道路工事機械、部品および食品エンジニアリングに関わる企業等が含まれている。
--	--	--	---

【特許庁委託】

ロシア・ライセンスマニュアル

【著者】

Goltsblat BLP

【発行】

日本貿易振興機構

知的財産・イノベーション部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL: 03-3582-5198

モスクワ事務所

5, Bryanskaya st., Moscow, 121059, RUSSIAN FEDERATION

TEL: +7-495-580-7320

2018 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2018 年 1 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。